

く諸國御料所村々近年困窮に及び殊に關東筋奥州邊は人別過半減少したる村方多し。右は病災或は水火の難且つは凶作續の故なるべけれども元來その土地の風儀宜しからず耕作を怠り困窮に及び江戸表へ出稼する等の事あるに因るか。その原因は種々あるべきもその地を支配する者は平日の心掛勘辨も有るべき次第なれば人口減少し多分の手餘荒地ある村々を舊形に復すべき取計方につき存寄一杯に申立つべしと。

樂翁公の諮問に對し代官等は何なる意見書を上りしか今之を知るに由なけれども寛政二年十一月の江戸町觸はその結果と見るべきなり。曰く在方より當地へ出でたる者にして歸郷せんと欲するも旅費なきか或は歸郷するも夫食農具代に差支ふるものは町役人差添にて願出づべく吟味の上御料所並に小給所寺社領等の者は手當を支給して歸村を命じ萬石以上領分の者はその領主に引渡し歸村せしむべし。若し舊里に於て本人の歸村に故障あるか本人舊里に親類を有せず田畑をも所持せず故郷以外の地にて農業を營まんと欲せば前文の手當を支給したる上手餘地ある國々へ差遣し相應の田畠を與ふべし。又

妻子を俱せんと願ふ者はその意に任すべし。但し右の出願は當年より明後年までたるべしと。而して幕府は右町觸を萬石以上の諸家に示すと同時に歸郷の出願者あらば勘定奉行より引渡すべし然る時は帳外の者と雖も歸住せしめ百姓漁夫獵師歩人奉公人その外何なりとも生業を與へらるべく又犯せる罪ありて尋中の者と雖も本罪一等を減じ引取らるべしと達したり。

本令により寛政二・三・四の三ヶ年に於て幾許の歸農者を生じたるか又之がために費せる費用は幾許なりしか遺憾ながら知るを得ず。吹塵錄に寛政三年御府内人口五拾三萬五千七百拾人同四年四拾八萬壹千六百六拾九人とありその差五萬四千四拾壹人なり。この急激の減少を歸農獎勵に歸すれば説明甚だ容易なるが如しと雖も寛政三年の人口を五十三萬餘と言ふに至りては疑なき能はず。その次第は同書に載せたる天明六年の人口は四拾五萬七千八拾三人とあり。天明六年は寛政三年に先だつこと僅に五年なり。尤も其間天明七年の大饑饉ありたれば在方より御府内を指して流込める者夥しかりしならんも五年間に八萬内外の増加ありしとは異數と言はざるを得ず。況や歸農令は寛政

二年に出でしなれば、同年の人口は寛政三年の人口に比し、多少多かりしならんと想像し得らるゝを以て、實は四年間に八萬以上の増加を生じたる譯にて疑はざらんと欲するも得ざるなり。寛政五年四月、歸農出願期限を無期延期とす、尤も出願者は寛政元年末日までに出府したる者に限れること前令に同じ。

寛政の歸農獎勵は結局失敗に了れり。遠山左衛門尉鳥居甲斐守の書上に、歸農之儀は寛政度厚御世話も有之候得共、御趣意通行届、殊に御手當も莫大の御入用に相成、不容易云々とあるを以て知るべし。然れども未だ失敗の理由に及ばず、之を説いて稍詳なるは寺西藏太なり。藏太曰く、向後他國より江戸に出づる人數を減ずる仕法はこれありと雖も、從來他國より出で江戸に居住せる者に故なく歸國を命ずるは不可なり。初冬の候、越後信濃等より出で、翌春解雪を待ちて歸國し、本業に復する者は良民にして、假令饑饉ありとも、公儀の厄介と爲るべき者にあらず、其餘他國より江戸に出で居る者は、多分性質懦弱にして、農業を嫌ひ、國遠せる者共なれば、如何程公儀より手當を給し、歸國せしむるとも、却て本國の厄介となり、故郷にても疎まれ、永住するを得ず、また、何時しか在所を立

去るに至るべし。この儀は亡父重治郎奥州支配の節、實驗して得失を辨ぜるところなり。寛政年間厚き御思召にて歸農を命ぜられたるも、その詮なかりしは、前文の次第に由る。歸農一條を進言する者ありとも、斷じて御採用あるべからずと。都會繁華の地に移住し、商工業を以て安全に生活せる者は、勿論生活に相應苦痛ある者も、辛勞と忍耐とを要する農業に復し難きは、眞に藏太の言へるが如くなるべしと雖も、寛政令に所謂夫食農具の手當は、幾許の程度まで支給せられたるか、その手當は一時限りなりしか、或は數年繼續なりしか、又彼等に與へられし荒地の反畝歩は一軒分幾許なりしか、荒地起返の勞多くして、收穫少きは明白なれば、移住民をして、平年作に於て一家を養ふに足るだけの收穫を得るに至らしめんこと容易にあらず。恐らくは寛政令はこの點に於て充分なる設備を闕きしを以て、終に失敗に終りしなるべく、歸農者農業を嫌惡すといへる一條を以て、寛政令失敗の唯一原因と爲す能はざるなり。

水野越前守は固より直接に寛政令の失敗を言はざれども、その意を寓して、厚御世話有之候得共、兎角近國の内にも、人數減少、荒地多之場所も有之御府内の人

別は次第に相増候といひ、かくては生産者寡くして消費者衆く、萬一凶年等あらば救済に要する米金も莫大に上り、將來救済も行届かざるに至るべきの虞ありとし、在々人別増方御府内人別減方の意見を代官等に徴したるなり。

寛政の樂翁公は享保の吉宗將軍を標準とし、天保の水野越前守は寛政の樂翁公を標準とし、各自その時勢に適應せる新意匠を加へて政を布けり。樂翁公は百姓退轉農村荒廢を憂慮し、之が復興策を代官等に徴し、而して歸農令の發布となれり。越前守は百姓退轉農村荒廢に加ふるに、都市人口の集中を憂慮し、百姓の増加農村の復興と同時に、江戸人別の減少策を代官等に諮問し、而してその結果は人別改令となれり。

四

老中水野越前守は百姓退轉農村荒廢と都市人口の集中とを憂慮し、天保九年閏四月を以て、之が救済策を諮問したりしが、郡代々官等が諮問に應じて答書を上れると同じく、江戸北町奉行大草安房守高好も亦答書を上れり。是等の答書

中、郡代々官の分は悉く皆現存せるに拘らず、安房守の分は今之を見るを得ざるを以て、その内容は勿論提出の時期すら明かならず。然れども郡代々官の答書中、提出の期最も遅きは天保十年十月にして、安房守の解任は翌十一年正月なれば、答書の出揃ひたる時期は大略想像せられざるにあらざるなり。

安房守の答書は恐らくは南町奉行筒井伊賀守政憲と連名にて提出せられしなるべし。起案者より同僚に紹介し、その承諾を得て上局に提出すること、當時の慣例なればなり。さて安房守の後任遠山左衛門尉景元は、伊賀守の後任矢部駿河守定謙と連名にて、天保十二年九月越前守の命に應じ、該問題に對する意見を上りしに、越前守は前町奉行安房守及び郡代々官等の答書を悉く左衛門尉に交附し、再應評議を盡すべき旨を傳へたり。左衛門尉が駿河守の後任鳥居甲斐守忠耀と連名にて意見を上申したるは、翌十三年五月七日にして、その全文は舊幕府書類中人別調書類と題する寫本に載せたり。左衛門尉の第二回の答書は、自ら衆議の趣をも折衷致し、尙談判評議仕候といへるが如く、頗る詳密を極めたり。今その大要を述べれば左の如し。

左衛門尉曰く、安房守及び郡代々官等の意見は、品々相違ありと雖も、歸するところは奢侈の禁制質素儉約の獎勵を基本とし、且つ歸農一條は寛政年間一方ならざる保護獎勵ありしに拘らず、失敗に了り之に要せし費用もまた莫大の金額に上りたれば、向後は御府内の人別を増加せしめざる方法を講ずるに如くはなし。即ち在方より御府内へ出稼する者は限月又は年季を定め、御料ならば代官役所私領ならば領主地頭役場へ出願し、村役人の送手形又は領主地頭所の證書を以て出府せしめ、當地にては右人別送を證として奉公人は請人に立ち、又は家屋を貸與することとし、町在一致の嚴法を立てずんば、取締不可能なりとの議多く、予が第一回の上申書に言ふところも趣旨同一なり。

總て他國より御府内に出づる者にして、最初より店借するは少く、大抵先づ奉公住をなし、その間漸次奢侈の風に浸染し、口耳の歡樂に馴れ、遂に當地の人別に加るに至る。然れども故郷忘じ難きは人情なれば、歸村する者も相應にあるべき筈なるに、そのことなきは、近年何方にても領主地頭困窮の餘り、年貢の先納又は不時の課役を命じ、或は江戸にて借用せる金子返濟延滞の節、金主と相對にて

郷印證文に書替へ、百姓をして引請けしむるを以て訴訟となるに及びては、百姓等久しく江戸に滞在し、その費用を小前百姓に分賦し、百姓の難儀甚しく、自ら歸村の念を斷つに至らしむ。要するに舊里歸農は奢侈の風俗の改まらざる限り、如何程保護獎勵ありとも效なかるべし。去年以來改革の新政行はれ、武家町人とも追々奢侈の弊風を脱するに至りしが、之を行ふこと兩三年にして習性とならば、遊民は衣食住居の利を失ひて、自ら在方に引退し、代官領主地頭心を民政につくし、出費を減ずるに至らば、百姓安心鼓腹して郷里を離るゝを厭ふに至るべし。歸農一條は衆議にもあるが如く、自發的にあらざれば效なし。法を立て、強て歸農せしむるも、元來懦弱の生活を營みたれば、耕耘の勞に堪へず、再び墮落するに至らん。假令土著するとも、惡風を良民に傳染せしめ、却て土地の害となるべし。故に向後在方の者新に御府内人別に加るを禁止するを可とすべし。然れども禁止嚴重ならば、奉公人の給金職人の手間賃を引上げ、市中の物價に影響し、又武家方をして人足の不足に迷惑を感ぜしむるや、測り難く、而も其給金賃錢は相對のものなれば、官府に於て之に干涉し難し。さりとして人別を正しくす

るの必要あるは勿論なれば、改革の仕法行届きたる時機を見計ひ、第一回の上申書に述べたる趣意を以て、下命あるを可とすべし。但し、安房守その外代官より言上したるが如く、人宿より御府内端々へ人を出し、駈落人を引請け、寄子とする類は看過し難きことなれば、至急取締を立て、且つ人足寄場を擴張し、市中を徘徊する野非人中穢多非人にあらざる分を收容し、各自修得せる手業は勿論草履草鞋・炭團・漉返紙等を作らしめ、公儀武家方より町家に至るまで、土方として之を使役するを許し、又穢多非人の分は淺草溜の後方二百坪餘の地に非人小屋を作りて之を收容し、人足寄場同様手工を教へ、其賃銀を以て食料を買入れしむべし。要するに諸國の人別平年は法令によりて取締を爲し得れど、一旦凶年に會すれば、離散して御府内に出で、人別忽ち混亂す。故に御府内は言ふに及ばず、代官領主・地頭を督促して圍穀を爲さしめ、以て非常の用に備へしめなば、自ら駈落人を減ずべしと。

この意見書中、歸農の保護獎勵を無効なりと論ぜるは甚だ可し。されど天保改革の進行に俟ちて、都市人口の集中を制せんといへる消極的手段は、越前守の

満足せざるところにして、越前守の欲するところは、都市の人口集中を制する積極的手段にありしなり。故に左衛門尉の上申書に對し、越前守は次の如き指示を與へ、寺社奉行勘定奉行と協議し、諸向への達案をも作成すべしと命じたり。

(一) 歸農の件は中止とす。御府内人別改の儀は、兩三年の中、市中改革の行届きたる時機を見て施行すべしといふも、その時機を豫定すること困難なれば、兩三年と言はずして成る可く速に執行すること、し、その方法は今より直ちに調査すべし。

(二) 自今在方より江戸人別に加るを得ずと定むべし。

(三) 御用人足武家奉公人も成るべく、江戸出生の者にて便ずるやう、町年寄名主仕法を立つべし。大工事にて多數の人足を要する場合には、人足引請人より町年寄に申出で、町奉行所開濟の上、その時限り在方の者を雇入るゝは苦しからざるも、之を人別に加ふべからず。

(四) 人別改は當分の内一年に二回たるべし。

(五) 江戸人別を嚴重に改め、在方より入來れる遊民を排斥せば、人足寄場建増は

至急を要せざるべし。

(六)非人小屋取建は然るべし。人足寄場は當時幕府より經費を支出せず、油絞を營みて費用を支拂へり。非人小屋も手工の利益を以て支出を償はしめ、別段幕府より經費を出すを要せざる仕法を立つべし。

左衛門尉甲斐守は十月二十六日連名を以て之に奉答するところありたり。尤も(一)に言へる人別施行の時期につきては、兩町奉行は越前守の意見を遵奉して、之に應ずべき仕法を調査するより外なく、その仕法は(二)以下の指示に對する答申中に之を詳述せり。而して右上申書に添へたる十三點の書類繪圖面中、(イ)(ロ)(ハ)(ニ)の四通は天保十四年三月二十五日を以て左衛門尉の後任阿部遠江守正藏に交附せられたる人別改令六通中の第三、第四、第二、第六の草案にして、(ホ)より(チ)に至る四通は北町奉行所出入の大工市兵衛、又(リ)より(ワ)に至る五通は、非人頭千代松が北町奉行の諮問に應じ、非人小屋建築その他につきて上申せるものなり。十三點の書類繪圖面の目次左の如し。

(イ) 在方之もの江戸人別入不相成在方職人期月を以出稼等之儀に付御觸案

(ロ) 同斷之儀に付町觸案

(ハ) 同斷之儀に付諸向え御違案

(ニ) 人宿共御府内端々え人差出、在方より出候もの申動、身元不_レ糺寄子に致し候儀に付、市中取締懸え申渡案

(ホ) 無宿御小屋手業場並番所向、藥煎所、木戸、門番所、杉丸太櫓、其外共御普請仕様帳

(ヘ) 無宿小屋外廻下水並地形足土共御入用内課

(ト) 無宿小屋手業場、諸番屋、藥煎所、杉丸太、其外共御普請御入用内課

(チ) 右小屋繪圖面貳枚

(リ) 小屋出來の上相用候道具類買上代銀見積書付

(ヌ) 人高百人一ヶ月凡積御入用銀高書付

(ル) 無宿人高百人手業代見積書付

(ワ) 右手業代を以、非人頭方に而四ヶ年目より可取賄旨申立候書付

(ヰ) 無宿小屋諸色入用書上

五

十月十六日の上申書に於て兩町奉行の説明するところは、非人小屋に關する一條を除けば、その他は人別改に關する第三、第四、第二、第六の四令に載する條項

を陳述したるに止まれば今省略に従ひ、非人小屋の建築及び維持法に關し兩町奉行の意見を紹介するに止むべし。

曰く、淺草溜の後方に間口拾間、奥行貳拾間の地あり。溜にて工事ある時材木切組等に使用せり。この地に梁間三間、桁行拾間、高さ壹丈壹尺の無宿非人小屋、四間に五間半の手業場壹ヶ所、非人頭千代松手代請所、藥煎所、手業場見張番屋を建つるものとして、奉行所出入の大工市兵衛に命じ、仕用帳入用帳を差出さしめたるに、合計金貳百參拾九兩壹分と銀拾貳匁五分七厘を要し、右仕様帳によりて非人頭千代松に見積らしめたる金額より、金五拾八兩銀拾九匁六分八厘八毛を減ぜり。又千代松の見積書によるに、非人小屋備付の諸道具は、銀七百六拾六匁壹厘四毛を要し、食料は小屋入の非人百人として一ヶ月米拾七石七斗錢五拾參貫百匁銀壹貫七百五匁七分六厘壹毛を要す。而して當小屋に收容せらるる如き輩は、習ひ覺えたる職業とてなければ、草履草鞋を作らしむるより外に衣服食料等を支辨する途なし。然れども不熟練の間は出來高僅少なるは明白なれば、最初三ヶ年間は公儀費用にて非人小屋を維持するものと定め、右期限内

に得たる製品賣拂代銀だけは公儀費用を減じて下付し、四年目に至りては、製品賣拂代銀のみを以て食料衣服等を支辨せしむべし。但し、小屋その他の修繕費に至りては、全く公儀の費用によらざれば行届かざるべし。而して非人小屋出來次第、彈左衛門に命じ、同人配下の者をして無宿非人を狩込ましめ、千代松に引渡し、同人をして手業を教へしめ、製品賣捌高は千代松に於て巨細帳簿に記し、毎月左衛門尉方に届出で、賞罰は千代松より彈左衛門に申立て、同人手限にて或は小屋入を免じ、或は嚴重なる刑罰を加へしむべく、又毎月一兩度づゝ市中取締掛與力をして小屋を巡視せしむべしと。

然るに十二月二日に至り、復越前守より左衛門尉に對し、出家せんと欲する者は寺社奉行の免許狀を受くべきこと、願人の不作法は寺社奉行に於て取締るべきこと、及び江戸現在の出稼人にも免許狀の規定を應用すべき旨を指示し、裏店住居の中には一期住同前の者あるべきにつき、是等は及ぶ限り人別を減じ、たしとの希望ありたり。同八日左衛門尉は之によりて前に呈したる觸書草案にそれ、訂正を加へ、添ふるに、人別改方之儀に付南北小口年番名主共々申渡の案

を以てせり。これ人別改令六通中の第五に相當するものなり。

かくて是歲十二月願人の取締は寺社奉行より、又圍穀の獎勵は勘定奉行より申渡あり、無宿非人の取締はその前月を以て萬石以上以下並に寺社向へ通達せられ、江戸市中にては非人の狩込始まれり。十二月六日越前守より非人寄場建設の儀は伺濟と心得早々着手すべしと左衛門尉に下命ありしが、公然の許可は天保十四年三月二十五日、即ち左衛門尉の辭職後一ヶ月にして、人別改令六通を阿部遠江守に交附したると同時なり。

六令中最も重要なるは第三及び第四にして、前者は在方に、後者は江戸市中に令せらる。第四令は冒頭に、在方の者當地に出で、居馴るゝに隨ひ歸郷の念を絶ち、其儘人別に加るもの逐年増加するは然るべからざることなれば、今般調査の上悉く歸郷を命ずべき筈なれども、既に商賣等を始め、妻子を有せるものあり。一概に歸郷を命じなば難澁少からざるべく、仍て格別の仁惠を施し、年來當地の人別に加れる分は歸農の沙汰に及ばず。將來の取締法を左の如く定むといひ、(一)向後在方より新に江戸人別に加るを許さず。

(二)大工、左官、木挽、袖その外の諸職人等、當分出稼の者は期月を定め、代官領主地頭役場にて聞届け、村役人の連印及び役人の奥書印形ある免許狀を携へ出府すべきを以て、免許狀を證として同居を許し、或は店を貸遣はすべし。

但し免許狀は家主方に保管し、本人氏名は假人別帳に記入し、期月に至り歸村せんとせば、免許狀を返附すべし。

(三)奉公稼に出づる者も、前書同様、免許狀を持參出府すべきを以て、之を證として請人に立ち奉公せしめ、免許狀は主人方へ差出し、請暇の際受取るべし。

但し、右の如く出稼取締を定むと雖も、奉公人員數減少を理由として、給金を貴くすること嚴禁たり。武家方仲間町方下男は一年給金貳兩貳分より三兩までを限り、下女は金壹兩貳分より貳兩までを限り、若輩微弱の者はこの規定によらず契約すべし。萬一規定以上給金を望まば、奉行所に申出づべく、又若し規定以上の給金を受くるに於ては、奉公人請人を罪科に處すべく、主人も亦不念たるを免れざるべし。

(四)從來毎年四月市中の人別を調査し、人別帳は名主方に保管せしが、調査粗漏

にして年齢印形等相違し、且つ四月より翌年四月までは出入人別と稱し家主限りにて人別を記入するがため、その間の出入につき種々曖昧なる處分ありと聞く。不埒至極といふべし。自今以後人別帳は毎年四月兩役所へ一部宛提出し、名主共方にも一部を控として備置くべし。

(五)人別改方は向後家主方にて店子並に家族名仕同居人に至るまで、生國善提所年齢等を互細に記入して名主へ提出し、なほ一人毎に名主方へ呼寄せ判元を見届け、人別帳に調印せしめ、兩役所の分は町年寄へ差出すべし。

但し名主方に備ふる人別帳には、改後の存亡嫁娶の増減は勿論同居人の出入等まで委細に記入し、印形を改むる者あらばその旨を附記したる上、調印せしめ、不時に奉行所より問合あるとも、毫も差支なきやう爲し置くべし。

(六)毎年九月に至り、四月提出の人別帳を名主に下附するを以て、増減を記入して再び提出すべし。

(七)四月提出の人別帳は奉行所に於て前年の人別帳と對照し、年齢印形等まで調査すべきを以て、決して油斷すべからず。

(八)町方の者出家するか、或は髪を剃りて道心者願人となり、或は吉田白川家配下の陰陽師神事舞太夫等の門下となり、免狀を受けんと欲する者あらば、町役人より町奉行所に申出で、吟味の上之を許可すべし。

(九)當地市中の者轉宅の節、従前人別送なかりしが、向後は前住居支配名主より轉宅先の支配名主へ通知を送るべし。

(一〇)近年當地へ入込み、獨身にして裏店を借受くる者の中には、一期住同様の者もあるべければ、是等は早々歸郷するやう取計ふべし。との十條を擧げ、前記各條を遵守すべし。人別の儀は町役人の主要なる職務なれば、之を等閑に附すべからず。若し等閑の取扱を爲すことあらば、名主の役儀を剝奪したる上、更に嚴重の處分に及ぶべしと結べり。

村方に布達せられたる第三令の冒頭は、第四令と殆ど相同じく、又この第一項は彼の(一)(二)(三)に相當すれども、免許狀下附の手續を説くこと稍精細なり。曰く、大工、左官、木挽、袖その他職分にて當分出稼に出づる者、及び奉公稼に出づる者は、期月年限を定め、村役人連印を以て、代官領主、地頭へ出願せば、代官所の手代又

は私領の家來にて之に奥書印形を加へて交附するを以て出府の上は右免許狀を家主或は主人に差出し且つ何方に同居し又は奉公せる旨を村方に通知し、期月年限に至らば一旦村方に立歸り、幾回出府するも同様の手續を取るべしと。

第三令第二項には、廻國修行六部順禮等に出づる者は、從來村役人或は菩提所寺院より勝手に往來手形を請取りたる由なれども、以來は村役人より代官領主・地頭へ出願し前條出稼人の取扱に準じ免許狀を交附すべしとあり。第一令は右の如き取扱方なるにより、免許狀なき者は關所を通過せしむべからざる旨、關所守衛の向々へ相達すべしと、大目付目付へ申渡したるまでなり。又第三項は出家陰陽道修行の手續を第四項は人別取締方を規定し、出稼人期月年限に至り歸村せずんば、代官地主へ出訴すべしとし、第五項及び末文は第四令の(二〇)及び末文と大同小異なり。

第二令は萬石以上以下に對し、今回人別改方の發令ありたれば、領分知行所役場在勤の家來をして精々勸農を諭示し、在方人別の減少を來さざるやう注意あるべしといひ、大要第三令に同じ。但し文章語勢に於て主客の別あるは、彼は村

へ達せられ、之は村方を支配せる領主地頭へ達せられたればなり。

六

以上四令を通覽するに、その要點は在方の者新に江戸人別に加るを禁ずるにあり。而してこの目的を達せんがため、在方に於ては出稼人に免許狀を與へ、江戸に於ては人別を整理する方法を採れり。されば第四の町觸中(四)(五)(六)(七)(九)の五項に於て、人別整理の手續を講じたるのみならず、なほ南北小口年番名主等を召し、本年は人別改方改革の初年なれば、名主支配並に月行事持の場所共、この節より人別を取調べ、早々兩役所分一部宛を調製し、出來次第町年寄方へ提出すべく、調査の方法は諸事觸書の如くなるべし。從來御府内の人別に加れる分は、歸農の沙汰に及ばれずと雖も、近年御府内に入込み、裏店住居の内には、妻子もななく、一期住同様の者もあるべく、是等は成る可く諭示を加へて歸郷せしめ、御府内人別を増加せざるやう留意すべし。尤も御料は、勿論領主に於ても右體の輩を呼戻し、力めて在方人別の減少を防ぐべき筈なるを以て、その旨を存すべし。以

上の趣旨は其方共より遺漏なく町々名主月事持の場合に通知し、改革の趣旨を嚴守して違ふことなからしむべしと注意し、(以上第五令)又市中取締掛名主等を召し、人宿共御府内端々へ人を出し、在方より來れる者を勸め充分身元を調査せずして寄子となし、請人となりて武家方等へ奉公に差出すと聞ゆ。不埒の至なり。向後出所不明の者を寄子となし、請判をなすに於ては、吟味の上嚴重の處分に及ぶべければ、この趣を人宿渡世の者に通知して遺漏あること勿れと申渡し、(以上第六令)名主共よりそれ〴〵請證文を徵せり。

町觸發布に伴ひ名主等は幾多の疑義を生じ、北町奉行所に向つてその解釋指令を請ひ、添ふるに人別書上、出稼の者假人別書上、移轉奉公、縁組、里子による人別送の雛形等を以てせり。名主等の疑義は、例へば在方より新に江戸人別に加るを禁ずとあれど、在方親類等より重縁又は由緒ありて縁談を取極むることをも差止むべきか。出稼人は免許狀を持參すべしとあれど、現在の出稼人免許狀を得んがために一時に歸村せば、當地日用に故障を生ずべし。故に最初に限り、免許狀は國許より現在出稼人手許に送附すべきやう下命ありたし。他國住居に

して當地に出店を有する分は、召仕も國許にて抱へたる者なれば、家内惣人數悉く假人別に入るべきか。召仕の中別宅して妻子を有せる分に限り、永住人別に加ふべきか等の如し。但し、右十數項の伺書に對しては、遠江守方にて指令の箇條を附札し、四月五日南町奉行所に紹介し、甲斐守の同意を得て之を差出人に返附せり。

人別帳は名主より町年寄の手を経て兩町奉行所に一本宛を提出する手續なれば、町年寄も亦安閑たる能はず。町年寄喜多村彦右衛門樽藤左衛門連名にて人別帳調製及び提出の手續につき、名主共に注意すべき箇條書を町奉行所に提出し、許可を経て名主並に月行事持場所に通達せり。即ち(イ)人別帳は名主支配限り二三百枚までを一冊とし、紙數多きは二冊三冊に綴分け、組合名主持月行事持場所も右に準じ、一組毎に世話懸名主の許に集め、別紙雛形の如く表紙を認め、本年は樽藤左衛門役所へ差出すべく、藤左衛門よりそのまゝ兩役所へ提出すべし。(ロ)年々九月に至り、組々世話懸名主は兩役所に出願して、四月提出の人別帳の下附を請ひ、増減記入の上直接兩役所に納むべし。尤も減少の分は元帳に

註記し、増加の分にして元帳に書加へ難きは紙數を綴足すべし。(二)兩役所提出の人別帳町入用に影響せざるやう、匱紙を用ふべしと雖も、區々となるの恐あれば、常住の人別帳は美濃紙、假人別帳は半紙を用ふべく、名主保管の控帳も之に同じ。(三)從來年々四月を以て名主支配一町毎の人數書並に支配限の合計高を町年寄へ提出せしが、以來一町毎の人數書を廢し、名主支配限の合計高を町及寺社門前に分ちて提出すべく、組合名主持場所月行事持場所之に準ず。但し、用紙は半紙たるべしといひ、之に添ふるに人別帳假人別帳表紙雜形及び支配限人別寄高書上の書式を以てせり。時に四月廿九日なり。

人別改令發布より既に一ヶ月を經過せり。然れども愈人別帳調製に着手するに至り、更に幾多の疑惑を生ぜしかば、五月十五日人別懸名主等(名主組合にて毎組に人別取調方主任の名主を撰み、これを人別懸名主といふ)より再び伺書十九條を上れり。例へば一人にて地面數ヶ所を所有せる家主、又は自身支配外、他町に住せる名主の人別は何方に記入すべきか。出稼人は家守となるを得ざるか。女名前は差支なきか。所拂又は追放村拂等の刑を受けたる者は、人別送

又は免許狀を先住所より得難し。本人を人別に加へ、或は之に家屋を貸與するには如何なる手續を取るべきか。迷子捨子は生國知れ難く、又米舂、輕子、柚大鋸オホノコの如きは、日々月々に縁先を變動す。是等は如何に人別帳に記入すべきかと言ふが如し。この中最も重大なりと思惟せらるゝは、市中接近町村の男女は免許狀を得ずして出稼をなし得べきや否やといへる一項なり。伺書に曰く、歸郷勸農の御趣意は町方支配場にて嚴重の仕法を立つるを要すと雖も、場末にては在方一方支配場と町方支配場と犬牙錯綜せる所あり。この分免許狀を要すとせば、或は差支を生ずるに至らん。四宿その外入組場所は勿論、總て御府内(東は砂村、龜戸村、木下川村、隅田村まで、西は代々木村、角筈村、戸塚村、上落合村まで、南は上大崎村、南品川御支配場限り、北は千住宿、尾久村、瀧の川板橋宿まで)と稱する在町は、市中同様町役人、村役人の人別送にて落着するものとせば、下女下男は言ふに及ばず、市中に要する勞働者に不足を感ずること無くして、彼我共に便利ならんと。右伺書の各條につき町奉行所はそれ〴〵指令を與へしが、本條に對しては、四宿並に在町入組の場所にて出生せる者は、伺の通り處分し、假令右場所に家屋

を所有するとも、他村出生の者は免許狀を取るべしと答へたり。

五月には名主等第二回の伺書の外、盲人惣録山勢檢校及び新吉原町名主等より伺書を出し、又六月には名主等第三回の伺書及び町年寄配下の手代人別に關する伺書出で、此の如くにして四月に提出すべき人別帳は延期に延期を重ね、漸く七月十一日より八月八日まで、に組々名主より提出の捗となれり。その間拾四番組名主三十郎支配の小石川大塚坂下町、西青柳町、東青柳町、大塚坂上町、音羽町一丁目、高源院門前に於て、人別帳調製のため、一人毎に錢若干文を徵集したること露顯し、人別帳調製の入費は地主の負擔すべきものなるに、地借人店借人より金錢を徵集するは不都合なりとの制令出でたり。

四月に提出すべき人別帳は遷延して八月となり、第二回の提出期たる九月は目前に迫れり。之を以て人別取調懸名主惣代より、本年に限り、特に九月の増減訂正を免除せられんことを願出で、町年寄榊藤左衛門之に同意の書狀を添へて、阿部遠江守に呈し、遠江守も亦之に同意し、甲斐守の承諾を経連名にて越前守に上申したるに、八月二十日に至り、願意開届け難し、九月分の人別帳は十一月まで

に提出すべしと指令ありたり。仍て同日藤左衛門役所へ人別取調懸名主惣代を招き、その旨を傳へしが、申渡中人別帳の提出期限は閏九月十五日限とあり。かくて四月提出の人別帳は八月二十八日北町奉行所より、又九月十五日南町奉行所より交附せられしが、その際北町奉行所よりは出稼人免許狀の取寄方十分ならざるは請人の不心得より起ると責め、今回交附の人別帳には奉公先主人家の氏名、人宿寄子の稼先等を記入し、九月晦日を限りとし、出來次第届出づべしといひ、人別帳訂正の書式を示したり。かく提出期の前後三回まで相達せるは何の故なるかを知らず。

九月十九日北町奉行所與力にて人別懸を擔當せる島喜一郎、谷村榮五郎が、人別懸名主惣代に告げたるところを以て推すに、第二回提出の人別帳中出稼人員の數は、當事者の手心により、實際より稍減じて計算せられたるに、あらずやと疑はるゝなり。與力兩名の申渡に、本月書上の人別は當七月分に比し減少を示さざれば、改革の趣旨に合し難し。故に七月書上の節調査洩なりとて、他國出生の者を本月の書上加ふるは宜しからず。元來當地永住にあらずして、住居身分

も不確定なるにより、調査に洩れたる輩なれば、是等は郷里に歸還せしむべし。出稼人々數は、町奉行所の命令次第如何やうにも減じ得べきものなれども、一般に之を命ぜれば却て不都合の筋もあるべきにつき、右の次第を相心得、名主共手心にて當月書上人數高を減じ、改革の趣意を貫徹すべしとあればなり。

端を天保九年に發し、同十四年に至りて發表せられたる人別改令は、大要以上の如し。之によりて果して越前守期待の如く、百姓退轉農村荒廢を濟ひ、併せて都市人口の集中に防ぎ得しや、未だ充分なる史料を得ざるを以て、明言し難しと雖も、數字上一時出稼人の員數を減じたるまでにて、結局失敗に了れるものと言はざるを得ず。天保十四年新建の非人小屋の如きは、嘉永元年收容の非人を解放したる後、再び之に收容せらるゝ者なく、建築物は次第に朽腐破損し、非人頭より修繕を請へども、顧みられず、嘉永六年遂に崩壊せり。

人別改令の結果を直接に示し得るは、人別帳による府内人口の統計なり。小宮山綏介氏の「府内の人口」に天保十四年の人口は町方支配場寺社門前を合し、五拾六萬貳千貳百五拾七人、別に出稼人三萬四千九十一人とあり。同氏の稿本、芝

生の花に同一の數字を掲げて、その引用書を順立物(舊幕府書類)とす。因りて原本について調査せしに、同書に載するは天保十四年七月即ち人別改施行後第一回の調査にして、町年寄樽藤左衛門より北町奉行所に書上げたものなるを明かにせり。但し、小宮山氏の掲げたる數字が原本と相違あるは、怪訝に堪へず。

		天保十三年四月	天保十四年七月	天保十四年九月	弘化元年四月
町方支配場町人	男	四七、三三九	四七、一〇三	四七、〇六六	四九、九五五
	女	二五、二〇〇	二五、八〇〇	二五、三三七	二五、七五五
寺社門前町人	男	三〇、三三九	三三、六〇五	三三、七四九	三六、二二三
	女	三、七二四	七、二二五	七、〇六六	六、五五三
合計	男	八八、三六八	八〇、九〇八	八〇、八三三	八五、〇〇八
	女	二八、九二四	三三、〇二六	三二、八〇三	三二、五〇八
出稼人	男	五五、〇三三	五五、二七三	五五、二七一	五九、四七〇
	女	—	—	—	—
合計	男	—	—	—	—
	女	—	—	—	—
合計		—	—	—	—

又近頃偶然一覽したる寫本松琴隨筆に、天保十五年四月(弘化元年)の人口統計あり。以上兩通の統計には前回の統計と増減を記せるより、幸にして右表の如き計算を得たり。若し弘化元年九月以後連續して人口統計を得ば、人別改令の結果を明白に證明し得べしと雖も、その數字を何書に求むべきか、深く寡聞を愧ると共に同志の示教を待つこと切なり。

三田學會雜誌第十卷第八、十二號所載 大正五年八月、十二月

非人寄場

一

生活難その他種々の事情により郷里を逃亡して大都會に出づる者は、大概日雇人足となり、奉公人となれど、中には柔弱にして勞役を厭ひ、或は病を獲て職を失ひ、晝間は町家の門先に立ちて米錢を乞ひ、夜間は菰を纏ひて道路橋上に横臥せる者も少からず、稱して野非人といひ、無宿乞食又かこもともいへり。

天保年間老中水野越前守忠邦が農村荒廢と都市人口の集中とを憂ひ、江戸北町奉行遠山左衛門尉景元をして之が救濟策を調査せしむるに及び、野非人取締も自ら一問題となれり。天保十三年五月、左衛門尉が南町奉行烏居甲斐守忠耀と連名にて上れる書類には、本問題に論及して曰く、野非人は無頼の無宿なれば、悉く之を石川島人足寄場に收容すべく、之がために寄場建増の要あらば、同所附

近の板材木炭薪置場三千三百坪餘の地を公收し、炭薪置場は之を深川養生所附
上納地へ移轉せしむべし。寄場人足は主として油絞に従事すれども、油絞人足
の需要も際限あるものなれば、新規收容の輩には各自修得せる手業を爲さしむ
るは勿論、草履草鞋、炭團、漉返紙等専ら日用品を作りて、之を廉價に賣却せしめ、或
は公儀に於て堀浚道普請等の手傳人足に使役し、且つ武家はいふに及ばず、何人
にても希望次第寄場役所に申立て、土方として使役するを許すべし。然らば製
品賣上代銀と人足賃銀とにより、夫食その他の入用を減ずるを得ん。但し寄場
増設の費用掛員の増加による手當筋等につきては、支辨の方法なければ勘定所
との協議を要す。而して野非人中穢多非人の者もあるべけれど、格別の員數に
もあるまじければ、淺草溜^{○今の淺草千東の}の後部二百坪餘の空地に小屋を造り、
三年又は五年と年限を定めて收容し、寄場同様、晝間は手業場に出して非人相應
の手業を爲さしめ、その工賃を以て食料を補ひ、出精者は年限中なりとも小屋よ
り出し、時宜により或は役非人とし、或は在々非人頭に割渡し、之に反して不届の
所業ある者は嚴しく折檻を加へ、なほ改悛せざる者は非人頭より彈左衛門に申

立て、同人手限にて嚴重なる處分を行ふことゝすべし。尤も淺草溜と接續する
を以て、食事も同所より焚出し、醫師も溜の醫師をして相兼ねしめ、番人増加
は免るべからざるも、大に費用を節約し得る所あるべしと。要するに左衛門尉
の意見は野非人と稱し、非人の名義はあれど、多數は平人素生の者なれば、是等は
人足寄場に合し、穢多非人の類に限り、非人小屋に收容せんとしたるなり。然る
に右上書に對する越前守の指令を見るに、人足寄場増築は止むを得ざる策にし
て、至當の儀にあらず、前件の通、江戸人別を嚴重に改め、在方より入來れる遊民を
排斥せば、自然人數も減ずべき次第なれば、至急を要する問題にあらざるべしと
あり。こゝに、前件の通とあるは、人別改に關する取締方<sup>○拙稿天保人にして、越
別改令參照</sup>あり。前守は右取締方だに立たば、將來野非人を減じ得べしと確信せしなり。

人足寄場増設案は右の如く否決せられたれども、非人小屋新設案は越前守こ
れに賛成の意を表し、此儀然るべし、人足寄場は當時幕府より經費を支出せず、油
絞を營みて費用を支拂へり、非人小屋も手業の利益を以て支出を償はしめ、別段
幕府より經費を出すを要せざる仕法を立つべしと指令せり。

こゝに於て左衛門尉は組與力を派遣して淺草溜後部の空地を見分せしめ間口貳拾間、奥行拾間、貳百坪餘の地所を非人小屋敷地に擇定し非人頭の調査によりて收容人員百人と定め門○非人頭の調査に、市中を徘徊せる無宿非人中、全く彈左衛門の支配に屬すべきは二百人内外にして、而も所々に散在すれば、小屋入となるべきは約百人ならんとあり奉行所用足白魚屋敷家主大工市兵衛に命じて非人小屋及び附屬建物の普請仕様帳入用帳を差出さしめ、又非人頭千代松をして小屋備付諸道具買入代銀一年間の支出及び收入等の見積書を差出さしめたり。

市兵衛の仕様帳によるに惣構東側長さ貳拾間の所は在來の下水を幅三尺通埋立て、その他の三方延長四拾間の所に、新に幅壹尺五寸、深さ貳尺の下水を掘立て惣地坪は在來より壹尺通土を盛り、建坪の部分は更に一尺の盛土を爲すものにして、この入用銀七百七拾七匁と錢百九貫四百文なり。主なる建物は桁行拾四間、梁間貳間半、軒高さ壹丈の無宿小屋壹棟、桁行六間、梁間貳間半、軒高さ九尺の手業場壹棟、桁行七間、梁間貳間、軒高さ壹丈の上番人詰所、藥煎所、人足詰所壹棟、壹間半、四方軒高さ八尺五寸の手業場見張所壹棟、貳間に壹間半、○繪圖面によれば壹間半は貳間半の誤なり軒高さ七尺の無宿小屋○女非人壹間、四方軒高さ八尺の門番所にして、是等諸

建物の附屬物並に門塀、木戸等を合し、銀拾壹貫六百五拾七匁六分五厘と錢百貫文を要し、二口合計銀拾貳貫四百三拾四匁六分五厘、錢貳百九貫四百文となり、金に換算すれば貳百三拾九兩壹分と銀拾貳匁五分七厘貳毛となる。町奉行所にては念のため同人仕様帳により千代松をして見積らしめたるに、その總高は市兵衛の見積額を越ゆること、金五拾八兩と銀拾九匁六分八厘八毛なりき。

非人頭千代松提出の見積書によれば、小屋備付の諸道具類は帳面、硯石、硯箱、用筆、筒、印、肉箱、藥、鍋、藥、筆、筒、釜、行、燈、据、風、呂、桶、盥、手、桶、等、五拾貳項にて銀七百六拾六匁壹厘四毛を要し、非人小屋一ヶ月の入用は、米、薪、炭、油、蠟、燭、藥、代、醫師、兩人、給、分、増、賃、番、人、賃、銀、等、貳拾八項にて米拾七石七斗、錢五拾三貫百文、銀壹貫七百五拾五匁七分六厘壹毛を要し、而して收容人員の手間賃は最初一日壹人につき草履、草鞋、三足を仕上ぐるものとして、一ヶ月の出來高九千足百文に拾貳足として、代錢七拾五貫文の内より、藥代拾八貫七七百五拾八文を差引き、殘高五拾六貫貳百四拾八文、この金八兩貳分と錢壹貫文となる。然れども着手後兩三年を経て熟練せば、一日壹人につき八足位を仕上げ得べく、一ヶ月貳萬四千足百文に拾足として代

錢貳百四拾貫文、蕨代六拾貫文を差引き、殘高百八拾貫文、この金貳拾七兩貳分と錢壹貫貳百四拾八文となる。故に最初三ヶ年は諸色入用を官給とし、一年分の手間賃を翌年度の入用の内へ返納することとし、四年目よりは手間賃を以て經費を支辨し得べしと信ずと上申せり。

市兵衛千代松兩人の見積書は七八兩月中にそれ〴〵提出濟となりしかば、兩町奉行は十月二十六日越前守に答申して曰く、今度非人小屋に收容せんとする輩は、元來非人の手業を難儀として駈落せる者共なれば、修得せる手業なきは勿論にて、草履草鞋を作らしむるより他に途なし。人足寄場は貴諭の如く當時公儀の費用を要せざるも、右は寛政度創立以來年數を経て仕法完備せるがためなり。無宿非人小屋も手業に熟練する者多きに至らば、衣服・食料・千代松手代の手當筆墨料・病人藥用等の經費は製品賣拂代銀を以て支辨するを得んも、之には相當の年月を要す。千代松の申立にも、新規の事業なれば見込確定せず、經費中減少すべきものあらんも、實施後にあらざれば明言し難し。且つ無頼懦弱にして窮屈なる職業を厭ひ、道路往來に起臥せる無宿非人共に手業を授くとも、容易に

之を修得せざるべく、一旦非人小屋賄方を引請け、後來に至り經費不足等のことあらば如何にすべきか、懸念に堪へずとあり。要するに最初三ヶ年間は入用一切を官給とし、年限中は製品賣拂代銀を下付金中より差引き、四年目より右賣拂代銀を以て諸入用を支辨せしむることとするも、小屋修繕費を官給とするの要あり。而して非人小屋出來次第、彈左衛門に命じ、無宿非人を狩込ましめ、之を千代松に引渡し、同人をして手業を教へしめ、製品賣捌高は千代松に於て巨細帳簿に記し、毎月左衛門尉方に届出で、賞罰は千代松より彈左衛門に申立て、同人手限にて小屋入を免じ、或は嚴重なる刑罰を加へしむべく、又毎月一兩度づゝ市中取締掛與力をして小屋を巡視せしむべしと。

十二月六日、越前守より非人寄場建設の儀は伺濟と心得、早々着手すべしとの内命あり。翌十四年三月二十五日、人別改令六通を越前守より左衛門尉の後任たる阿部遠江守正藏に交付するに及び、非人小屋取建、非人取扱方、其外都而書面の通可被心得候事との指令ありたり。非人寄場といひ、非人小屋といふも、全く同一物なりと知るべし。

二

非人寄場建設の議熟すると共に、一方に於ては市中を徘徊せる野非人の狩込を行ひ、舊里歸農を命じたるが如し。天保十三年十一月の觸書に、今般御府内を立廻れる無宿並に野非人等を町奉行所にて召捕り、糺問の上男女ともそれ〴〵舊里へ歸郷を命じ、御料はその地の奉行所又は御代官御預所の役人、萬石以上は領主家來、又萬石以下の知行給知並に寺社領の分は家來並に村役人等を呼出し、當人を引渡すべきを以て、單に無宿たるに止まるか、或は格別の罪科なき者は、村役人並に親類に引渡し、厚く教諭を加へ、改心歸農せしめ、又は漁獵その他の勞役を執らしめ、舊里を離れざるやう取計ふべしとあり。但し是等無宿野非人の狩込引渡等の事實に就きてはその詳細を語るを得ざるなり。

非人寄場設立後の状態も亦明かならず。されど當初の豫定の如く、四年目即ち弘化四年三月以後、官費の補給を仰がず、製品賣上代銀のみを以て維持せんことは到底不可能の状態にありき。是を以て同月北町奉行鍋島内匠頭直孝は南

町奉行遠山左衛門尉景元と議し、右費用につき老中阿部伊勢守正弘に伺書を呈したり。然るに翌嘉永元年九月伊勢守より交付せられたる指令には、元來穢多非人の身分進退は彈左衛門方にて取扱ふものなれば、同人方にて取締るを當然とす。故に寄場を同人に引渡し、取計方を一任せば、非人頭車善七よりは勢力重ければ、番人その外なほ一段の仕法を立て、大に諸經費を減じ、製品賣捌代銀にて支辨し得るやも知るべからず。故に彈左衛門の意見を徴し、再應上申あるべしとあり。仍て彈左衛門に調査を命じたるに、累年の借財にて寄場引請の件速答に及び難しと愁訴し、再三延期を請ひ、漸く翌二年二月十五日を以て答書を上れり。

此答書は内匠頭の後任牧野駿河守成綱が到底實行せらるべき仕法と認めずといへるを以て見れば、紹介の要なきが如きも、本書及び之に附屬せる見積書中には、希有の史實を含めるを以て、其要領を記述すべし。彈左衛門曰く、元來寄場人足の手業は當方手下の營める職業の内を撰ぶべき筈なるが、圍内手下の渡世向は品數少く、革屋太鼓屋、雪踏職のみなり。然るに寄場入を命ぜられたる野非

人は身持放埒にて兩親の勘當を受け、或は渡世向未熟にして奉公成り難く、家を離れて無宿となりたる者共なれば、今更前記の職業に従事し得べきに非ず、草履・草鞋・竹皮草履等を作るの外他に執らしむべき業なし。假令彼等に嚴命を下し、番人手代をして監督せしめ、従前に比し好成績を擧ぐるとするも、之を以て寄場の費用を支ふるに足らず、假に收内人員を百人とし、番賃その他買上品中、減少し得る限りを減少するも、なほ一ヶ年金千三拾兩三分と銀七匁八分五厘五毛を要し、製品賣捌代銀は漸く金貳百兩壹分貳朱と銀六匁にして、差引金八百貳拾兩壹分貳朱と銀壹匁八分五厘六毛の不足額を生ず。當方に一手取締を命ぜらるゝは冥加の次第なれば、一議に及ばず承引すべき筈なれど、毎年の不足額前記の如し。之を補はんと欲するも、當方は累年困窮にて殊に多分の借財あり、又圍内手下共は往古より御仕置その他の公用を奉ぜるを以て、この上負擔を増し難く、さりとて在方長吏の負擔も亦輕しといふを得ず、即ち彼等は斃牛馬の皮を取入るるを職場と稱し、右年貢銀を當方に納るゝ外、家別役銀なるものを納め、この分も先年より年限を定めて五割増納を命じ、年限盡くる毎に延期して以て今日に至

り、未納者も亦少からずとせず。加ふるに彼等とても居住地の御役用を勤め、當方より引渡者ある時は其入用を辨じ、又當方用向には村繼人足を勤め居れり。されば今般非人寄場御用を命ぜられたる趣を村々長吏小頭並に行事等に諭達し、家別に出銀を爲さしむるとせんか。配下長吏の家數約六千軒、一軒につき従前の家別役銀以外に一匁宛を出さしむるとするも、合計金百兩餘にして、到底寄場入用を支ふるに足らざるなり。案ずるに御府内は兩番所支配にして、地面を所有するは町家中にても商賣手廣の大家なれば、地面壹ヶ所につき一日銀壹厘三毛餘、一ヶ月銀四分宛を毎月助成として出銀あらば、別紙見積書の如く、非人寄場を永續せしめ得べし。寄場入を命ぜらるゝ輩は身に菰を纏ひ、町家店先に立塞り、米錢を乞へる無宿野非人共なれば、彼等を狩込みて一所に收容するに對し、若干の助成を希望するも、全く理なきに非ざるべし。又市中にて牛馬の皮毛類を使用する諸職又履物渡世の向より助成を請はんと欲すること、別紙の如し。要するに非人寄場の維持には前記の如き多額の金高を要し、容易に承諾の上後來故障を生ぜば、由々しき大事なるを以て、腹藏なく所見を陳述すといひ、添ふる

に三通の書類を以てせり。

三通の書類中第一は非人寄場一年の支出内譯にして、收容人員百人に對する二季仕着・食料炭薪・油蠟燭・藥代・醫師兩人給金等拾七項にて金六百三拾貳兩貳分と銀七匁八分五厘六毛、晝夜番人賃銀三百九拾八兩壹分、二口合して金千三拾兩三分と銀七匁八分五厘六毛と見積れり。番人賃銀が總計費の三分ノ一以上を占むるは注意すべき現象なり。第二は御府内全町人持地を壹萬三拾屋敷と見積り、壹屋敷一ヶ月銀四匁八分、年額金八百貳兩壹分貳朱と銀壹匁五分の助成銀の外、新吉原町の遊女より壹人一ヶ年五匁、千住宿四ヶ町同下宿中村町品川宿内藤新宿板橋宿の飯盛女より壹人一ヶ年三匁、合計金五百七兩壹分貳朱と銀三匁五分の助成銀を得んとする見積にして、第三は御府内の雪踏屋・草屋・馬具屋・草煙草入屋・鞆師屋より壹軒一ヶ月三匁、下駄屋・麻裏草履屋・鼻緒屋・三味線屋より貳匁、筆屋より壹匁五分、合計金五百六拾八兩三分貳朱と銀壹匁五分の助成銀を得んとする見積なり。○詳細の數字は附録を見よ。

彈左衛門の上書と三通の見積書とを比較點檢するに、不審の箇條少からず。

前記の如く寄場一ヶ年の入費を金千三拾兩三分と銀七匁八分五厘六毛、同收入を金貳百兩壹分貳朱と銀六匁と見積りたれば、差引不足額は金八百貳拾兩壹分貳朱と銀壹匁八分五厘六毛なり。然るに三口助成銀の總額は金千八百七拾八兩貳分貳朱と銀六匁五分にして、差引金千五拾八兩壹分と銀四匁六分四厘四毛の過剩となる。この過剩額を彈左衛門は如何に處分せんとするか。なほ又遊女飯盛女より助成の出銀を爲さしめんとすること、本文中一言隻句も之に及ばず、突如として之を見積書中に記載せり。況やこの助成銀を徴せずとも、他二口の助成銀によりて、優に不足額を補ひ得るに於てをや。

三

是より先嘉永元年十月二十三日夜、淺草溜に出火あり、非人寄場現在人員拾貳名を一時解放したるに、鎮火後早速歸來したるを以て、非人頭善七より慈悲願を出し、官之を容れて拾貳名の寄場入を免じ、それへ引渡したりしかば、爾來寄場は空虛となり、晝夜の番人は無賃にて善七より差出しき。然るに今度彈左衛

門の提出したる意見は實行し難きものなりしかば、駿河守は左衛門尉に牒し、目下寄場に收容を要するものありとも、僅少の人数にては徒に番人手當に多分の金錢を要し頗る不經濟なれば、寄場取立以前の如く彈左衛門に引渡し、同人の再調査を待つべしといひ、左衛門尉の同意を得て、四月中旬右書類を却下し、再調査を命じたり。

彈左衛門第二回の意見書は本文を見るを得ざれども、その趣旨は府内町人持地面小間壹間につき銀七厘づゝの助成を受け、その餘は配下より助成銀を出さしめて、非人寄場を維持せんといふにあり。小間は公役賦課の標準にして、享保の改正に拾三萬五千四百四拾貳間餘とす。之に一ヶ月銀七厘を乗ずれば、年額百拾三貫七百七拾壹匁貳分八厘この金千八百九拾六兩貳朱と三匁七分八厘にして、前回見積書の三口總額より少しく多し。○以上嘉永五年二月兩町奉行より伊勢守に呈したる何書による、同書に彈左衛門初度差出候趣は御府内町人所持地面小間壹間に付壹ヶ月銀四分宛云々とありて、町人持地壹屋敷を小間壹間と解したるが如し、若しこの解釋に従へば、第一回の四分を七厘に減じたるに當り、年額八貫四百貳拾三匁貳分この金百四拾兩壹分貳朱と七厘なり、之に彈左衛門配下の助成銀を百兩と見て加算するも、寄場一ヶ年の不足額を距るじと遠し、なほ右の何書には上文に續きて新吉原町遊女並四宿旅籠屋飯盛女人數に應じ壹人銀三匁つゝ、雪踏屋下駄屋麻裏草履鼻緒屋草履三味線屋筆屋馬具屋草履草入屋、

棟師等壹軒銀三匁つゝ、助成受、非人寄場助方致し度旨申立候とありて、總て三匁と一定して記載すれど、彈左衛門の見積書によれば、五匁・三匁・貳匁・壹匁五分等の差あり、彈左衛門の見積書と町奉行がその要を摘める書類とに斯の如き差異あるは、何の故なるかを知らず

町奉行所にては再び本案を却下し、更に勘考の上申出づべしと達したるに、彈左衛門より右の外他に仕法なしと斷言したり。仍て駿河守の後任なる井戸對馬守覺弘は嘉永三年十二月に至り、伊勢守に上るべき伺書草案を作り、之を左衛門尉に示してその同意を得たり。草案には先づ非人寄場入用減少の儀につき、先役内匠頭が伺書を出したることより、再應彈左衛門をして仕法書を出さしめたる顛末を略叙し、官邊より費用を給せずして寄場を維持し得る良策なしと斷じ、次に無宿片附方につき、弘化二年十二月同四年四月評定所一座より言上したる趣旨を概説し、去る天保十三年十一月無宿並野非人引渡の觸書出で、右引渡人中或は所役人の命を奉ぜず、拘禁せざれば他人の害となり、或は度々出奔する類は、公料私領を問はず、寄場を作りて收容すべしとありしより、寄場取建方その他につき諸方より問合あるに及べり。然るに右觸書以後御府内に於て無宿非人の徘徊するもの邂逅となりたれば、奉行所にては本令發布以前の狀態に復し、

保御定書第十九條の箇條に基きて無宿片附方を取計ひ、特に拘禁を要する者に限り寄場入を命じたりといひ、一概に野非人と稱するも、平人素生の者多く、非人素生の無宿非人は却て少數なり、平人素生の者は御定書により取計ひ、その中非人手下を望む者は彈左衛門に引渡し、同人の取締に任じて可なり、又非人素生の無宿にして當時徘徊するは僅少なれば、非人寄場に收容せず、十三年令以前の如く、彈左衛門に引渡すも取締方に差支なければ寄場を閉ぢ、之が取壊を命ぜらるべしと結べり。

この伺書案は左衛門尉の同意を得たるに拘らず、伊勢守への進達は一時中止となれり。そは町奉行所内部に於て町會所金を流用して寄場永續の策を建てたる者ありしが爲なりしも、之も實行に至らず。兎角する中、非人頭善七より寄場の朽腐甚だしく、大風に際し崩壊の憂あれば、至急修繕を加へられたしとの願書を出し、寄場の處置は捨置難きこととなれり。是に於て嘉永四年十二月對馬守は前記伺書案に若干の訂正を加へ、非人寄場建設以後九年を経、一體濕地にて朽腐強く、大破に及び、烈風の節は倒壊の恐ありとして、善七より修復方出願に及

びしを以て、檢分の與力を派遣したるに、九分通の修復を要し、新規普請と同様多分の費用を要すべし。

然るに前文の如く永續の仕法とてもなければ、良策を得るまで一時取片附くべきか。且つ弘化四年非人寄場を以て石川島寄場人足の非常立退場と定められたれば、向後寄場人足立退場は非人寄場建設以前の如く心得べき旨兩奉行より寄場奉行に達すべしと結び、左衛門尉の同意を求めたり。左衛門尉は訂正案に同意したゞ最後の寄場人足立退場につき注意を加へ、寄場行方源兵衛と交渉の後、非人小屋建設以前の如くとあるを明かに品川淺草兩溜に立退くべしと改め、愈嘉永五年二月を以て右伺書を伊勢守に呈したり。

この歳八月十日烈風雨あり。寄場の傾斜甚だしく、應急の手當を施せしが、翌六年五月二十一日桁行拾貳間、梁間貳間半の非人小屋東方に崩壊し、其隣なる貳間に貳間半の小屋も歪み、危険の状態に陥りしかば、差當り崩壊せる小屋を疊み、この旨兩町奉行より伊勢守に届出で、次で寄場全部を疊み、六月三日同様届出を爲せり。時の北町奉行は井戸對馬守覺弘、南町奉行は池田播磨守頼房なり。

附 錄

- 一 銀貳拾五貫百六拾九匁四分
非人寄場入のもの一日百人、壹ヶ年日數參百五拾四日、人數三萬五千四百人、此雜用壹人に付銀七分壹厘壹毛宛
- 一 銀五百五拾五匁
- 一 魚油三石、但壹升到付銀壹匁八分五厘、壹ヶ年分見積
- 一 銀百六拾壹匁八分八厘
- 一 蠟燭千四百拾挺、但拾挺に付銀壹匁四分貳厘宛、壹ヶ年分見積
- 一 銀三拾匁
- 一 筆百貳拾對、但四拾對に付銀拾匁宛、壹ヶ年分見積
- 一 銀拾五匁
- 一 墨貳拾四挺、但拾挺に付銀六匁五分宛(?)壹ヶ年見積
- 一 銀貳百四匁四分八厘
- 一 藏半紙九拾六束、但貳百枚切壹束に付銀貳匁壹分三厘、壹ヶ年分見積
- 一 銀壹貫五百四拾四匁四分

- 一 焚炭七百九拾貳俵、但拾俵に付銀拾九匁五分、壹ヶ年分見積
- 一 銀四百三拾匁八厘
- 一 漉返鼻紙拾五萬三千六百枚、但千枚に付銀貳匁八分、壹ヶ年見積
- 一 銀八百四拾匁
- 一 薪四千貳百束、但百束に付銀貳拾匁、壹ヶ年分見積
- 一 銀百七拾五匁
- 一 薪三百五拾枚、但壹枚に付銀五分、壹ヶ年分見積
- 一 銀五匁五分三厘六毛(?)
- 一 竹箒貳拾四本、但壹本に付銀貳分四厘五毛(?)壹ヶ年分見積
- 一 銀六匁五分六厘(?)
- 一 實濃箒四拾八本、但壹本に付銀壹分四厘、壹ヶ年分見積
- 一 銀六拾匁
- 一 草履六百足、但壹足に付銀壹分、壹ヶ年分見積
- 一 金拾貳兩
- 一 醫師貳人給金、但壹ヶ月金貳分宛、壹ヶ年分
- 一 銀三貫匁
- 一 貳季仕着百人分見積
- 一 金六拾兩

非人寄場

藥代壹ヶ年分見積

一 金貳拾四兩

損所繕其外臨時諸入用壹ヶ年分見積

ノ金九拾六兩と銀三拾貳貫百九拾七匁八分壹厘六毛

此金六百三拾貳兩貳分ト銀七匁八分五厘六毛

一 銀貳拾三貫八百九十五匁

同壹番人一日貳拾四人、壹ヶ年人數八千四百九拾六人、壹人ニ付銀貳匁宛、同夜

番人一夜拾三人、同人數四千六百貳人、壹人に付銀壹匁五分宛見積

此金三百九拾八兩壹分也

貳口

ノ金千三拾兩三分と銀七匁八分五厘六毛

右之通見積に御座候以上

酉二月十五日

淺草 彈左衛門印

一 銀四拾八貫百四十四匁

此金八百貳兩壹分貳朱と銀壹匁五分

是は御府内全町人持地壹萬三百五拾屋敷と見積、平均壹ト屋敷に付壹ヶ月銀

四分宛、壹ヶ年銀四匁八分(この數字に誤算あり、壹萬三百五拾屋敷ならば銀四

十九匁六百八拾匁となる、若し銀四拾八貫四拾四匁の數字を正しとすれば、町

人持地は壹萬三拾屋敷ならざるべからず)

一 銀貳拾四貫百五拾五匁

是は新吉原町遊女屋貳百九拾五軒、遊女四千八百三拾壹人、壹人に付壹ヶ年銀

五匁積

一 銀壹貫百四拾三匁

是は千住宿四ヶ町旅籠屋三拾軒、飯盛女三百八拾壹人、平均壹人に付銀三匁宛

積

一 銀七百八拾匁

是は同下宿中村町旅籠屋拾五軒、飯盛女貳百六拾人、平均壹人に付銀三匁宛積

一 銀貳貫九百三拾四匁

是は品川宿旅籠屋九拾三軒、飯盛女九百七拾八人、平均壹人に付銀三匁宛積

一 銀九百九拾匁

是は内藤新宿旅籠屋貳拾五軒、飯盛女三百三拾人、平均壹人に付銀三匁宛積

一 銀四百四拾四匁

是は板橋宿飯盛女百四拾八人、平均壹人に付銀三匁宛積

ノ銀三拾貫四百四拾六匁

直し金五百七兩壹分貳朱と銀三匁五分

右之通見積に御座候以上

非人寄場

西二月十五日

淺草 彈左衛門印

- 一 銀六貫七百三拾貳匁
- 一 雪踏屋百八拾七軒、壹軒に付壹ヶ月銀三匁宛、壹ヶ年分に御座候
- 一 銀拾壹貫八拾八匁
- 一 下駄屋四百六拾貳軒、壹軒に付壹ヶ月銀貳匁宛、壹ヶ年分に御座候
- 一 銀六貫四百八拾匁
- 一 麻裏草履屋貳百七拾軒、壹軒に付壹ヶ月銀貳匁宛、壹ヶ年分に御座候
- 一 銀二貫三百五拾貳匁
- 一 鼻緒屋九拾八軒、壹軒に付壹ヶ月銀貳匁宛、壹ヶ年分に御座候
- 一 銀壹貫四百四拾匁
- 一 革屋四拾軒、壹軒に付壹ヶ月銀三匁宛、壹ヶ年分に御座候
- 一 銀壹貫四百拾六匁
- 一 三味線屋五拾九軒、壹軒に付壹ヶ月銀貳匁宛、壹ヶ年分に御座候
- 一 銀壹貫六拾貳匁
- 一 筆屋五拾九軒、壹軒に付壹ヶ月銀壹匁五分宛、壹ヶ年分に御座候
- 一 銀貳貫四百八拾四匁
- 一 馬具屋六拾九軒、壹ヶ月壹軒に付銀三匁宛、壹ヶ年分に御座候
- 一 銀七百五拾六匁

一 革たばこ入屋貳拾壹軒、壹ヶ月壹軒に付銀三匁ツ、壹ヶ年分に御座候

一 銀三百貳拾四匁
 練師屋八軒、壹ヶ月壹軒に付銀三匁宛に御座候(この數字に誤算あり、八軒ならば銀二百八拾八匁となる、銀三百貳拾四匁を正しとすれば九軒ならざるべからず)

一 銀三百拾四貫百三拾四匁
 此金五百六拾八兩三分貳朱銀壹匁五分
 右之通見積 = 御座候以上

西二月十五日

淺草 彈左衛門印

三田學會雜誌第十一卷第四號所載 大正六年四月

彈左衛門の生計

一

嘉永元年四月淺草彈左衛門は北町奉行に一通の願書を出し、燈心の製造及び販賣を舊に仍りて彈左衛門一手の職分と認められんことを申請し、添ふるに數通の附屬書類を以てせり。その中、私方收納金并幕方賄出金壹ヶ年分調書と題せるものは、弘化三年九月より同四年八月に至る彈左衛門方の收支決算書にして、之によるに同人收入總高は金五百九十七兩壹分と錢四百四十貳文、支出總高は金七百貳拾兩貳分と錢拾八文とあり。單に金額の上より論ずれば、別段注意を要する程のものにあらず、又自己の窮乏を訴へて何等かの特典を仰がんとする場合に於て、多少の隱蔽或は誇大は人情の免れざるところなれば、假令誤差を指摘證明するに足る他の材料なしとはいへ、全然この數字を信用せんことは不

可能なり。されど本書收支の各項に加へたる簡單なる説明は、穢多部落の組織・支配・特權負擔等を研究するに屈強の材料なりと信じ、試みに之に若干の解釋を加へたれど、不明の點も多ければ、本誌に寄せて同好の指教を仰ぐこととしぬ。彈左衛門の配下その員數分布地等は豫め之を知るの要あるを以て、左に大要を述べし。

彈左衛門は矢野氏なり。鎌倉時代より長吏を支配すといへることは覺束なけれど、江戸時代には手下。即ち直接の部下と共に淺草今戸橋及び山谷橋の南に一廓をなして住居し、十二ヶ國に散在せる長吏を支配せり。彈左衛門及び手下の住せる廓内を圍内と呼ぶ。現時の龜岡町一丁目・二丁目・三丁目に當れり。

長吏は即ち穢多なり。元祿五年上州下仁田村長吏馬左衛門なる者評定所に出訴し、長吏と穢多との別を論じて、彈左衛門の支配を脱せんとするや、彈左衛門は「古來より穢多と申儀世話にて御座候」と答へ遂に訴訟に勝ちたりといふ。但し彈左衛門を穢多頭と稱し、同人の支配を受くる地方在住の穢多を在方長吏と稱すること通例なり。

在方長吏を支配するものを長吏小頭といふ。長吏小頭はその村方の草分クサワキにして、一ヶ村を支配するあり、五ヶ村十ヶ村或は二十ヶ村を支配するあり。小頭罪ありて役儀を取放たれ、或は仕置を受けたる場合には、組下の中にて實體なるもの撰ばれて行事役となり、小頭に代りて村々を差配す。

非人及び猿飼も亦彈左衛門の支配下にあり。非人は江戸在方とも小屋頭に抱へらる。小屋頭の上に江戸にては非人頭、在方にては長吏小頭あり。彈左衛門と非人頭小屋頭との經濟上の關係は皆無なるが如し。江戸の非人頭を淺草の車善七品川の松右衛門、深川の善三郎代々木の久兵衛とす。左に掲ぐる非人寅吉及び兼吉の肩書を以て知るべし。

穢多頭彈左衛門支配非人頭善三郎手下深川材木町河岸小屋頭幸次郎抱非人

彈左衛門入墨

寅

巳二十三

穢多頭彈左衛門支配下總國印幡郡元佐倉町長吏小頭八郎左衛門手下同國壇生郡成田村非人小屋頭角兵衛抱非人にて缺落候もの

彈左衛門入墨

兼

巳二十九

猿飼は猿を伴ひ、御厩又は諸家に立入りて馬匹の無事健全を祈り又は町家店先に猿を舞はせて米錢を貰ひ歩行ける一種の賤民なり。彈左衛門にては之を非人長吏兩様の間に取扱へりといふ。

彈左衛門の支配を受くる長吏非人等は、一定の範圍内に居住せるものに限り、而もその範圍は最初より確定したるにあらず、年を経て膨脹したるが如し。天正十八年彈左衛門武藏府中に於て徳川家康の入國を迎へ、長吏以下支配の儀を許されたりと由緒書にあるは、甚だ漠然たる記事ながら、正徳五年十月の同人書上には支配範圍を明言し、古來々關東八ヶ國外に豆州私支配の出入の儀は御領私領共ニ御役所を不申上、私方にて召寄吟味仕埒明申候といひ、それより八九十年の後なる寛政十二年八月の書上には、前記九ヶ國の外に駿河中斐陸奥三ヶ國を加へ、都合十二ヶ國を支配範圍とし、範圍内に住せる長吏非人等の家數小屋數を擧げたり。

一 二百三拾貳軒

園内手下家數

一 五千四百三拾貳軒

十二ヶ國長吏家數

彈左衛門の生計

- 一 拾五軒
- 一 四拾六軒 八ヶ國
- 一 七百三拾四軒*
- 一 千貳百六拾一軒

- 園内猿飼家數
- 武藏上野下野常陸猿飼家數
- 下總上總安房相模
- 御府内非人小屋數
- 十二ヶ國非人小屋數

*この内課には前記四名の非人小屋頭の外に、木下川非人頭久兵衛を擧げ、同人手下の家數を七軒とせり。天保十三年二月の彈左衛門書上に「四ヶ所非人頭とあれば、寛政天保間に久兵衛の家は廢絶せしなるべし。」

(紙表)

弘化三年九月、翌未年同月迄
 私方收納金并幕方賭出金壹ヶ年分調書
 申四月十五日

壹ヶ年分收納見積金高

一金四百四拾兩貳分貳朱と錢九貫三百文

是は年々正二月在方長吏家別役銀壹軒に付銀貳匁五分、其外職場年貢銀收納分、増減御座候。

(注)弘化三年より四年に互る在方長吏の員數に就ては正確なる數字を知り難しと雖も、嘉永二年二月非人寄場「一手請負之件につき、彈左衛門より北町奉行所に差出したる見積書中に、配下長吏共總家數年々増減は御座候得共、凡六千軒餘に有之」とあれば、先づ六千軒と見て差支なかるべし。家別役銀とは是等の長吏一軒毎に穢多頭に納むる税銀にして、銀高貳匁五分、毎年正月二月を納期とす。この銀高も最初より貳匁五分と定まりしに、あらず、彈左衛門の生計困難なるにより、先年長吏小頭に諭し一定の期間在來の銀高の五割増上納を承諾せしめて、貳匁五分となし、年限盡くる毎に之を繼續して以て當時に至れりといふ。「先年」といへるは何年なるか不明なり。又前斷見積書中に「斃牛馬皮取入候を職場」と唱右年貢銀云々とあり。意味や、明瞭を闕けど、村方に斃牛馬あれば、之が皮を剝取り、雪踏太鼓等の皮細工品を製造すること、在方長吏等の特權なれば、之に對する年貢銀なるべし。銀高未詳。

一金貳拾三兩一分と銀九拾壹匁七分八厘六毛

是は安房上總職場運上銀、年々増減無御座候。

〔注〕職場年貢銀といふも職○場○運○上○銀○といふも同一なるべし。但し、彈左衛門支配十二ヶ國中、安房上總の職場運上銀を別項とし、その他の年貢銀を前項に擧げたること、一見解し難しといへども、兩國の職場を彈左衛門方の臺○所○場○と稱したりといへば、兩國の職場運上銀は彈左衛門の臺所の費用即ち生計費として用途を指定せられ、別に一項を立つるに到りしなるべし。

一金拾壹兩三分と錢九百貳拾貳文

是は圍内革屋共運上年々増減無御座候。

〔注〕圍内家數の大部分は革屋なりしと想像せらるゝも、未だ弘化當時の圍内家數又は革屋の家數を記したるものを得ず。享和三年十二月、彈左衛門より差出したる願書に、「圍之内并國々所々總手下之もの共一同ニ牛馬之皮を細工ニ仕候助力(を脱カ)以御仕置もの番役御絆綱御太鼓等之御用を相勤申候」と見ゆ。革細工業は彈左衛門配下にとりては唯一無二の職

業なりしなり。

一金五兩也

是は右革屋共より馬爪運上、増減無御座候。

一金四拾貳兩貳分程

是は在方上り場(より脱カ)出候皮代、年々増減御座候。

〔注〕上り場とはもと在方長吏の所有なりしが何等かの理由によりて、その所有權を彈左衛門に沒收せられたる職場を指していへるなるべし。

一金四拾貳兩壹分貳朱程

是は圍内革屋え右留場え(よりカ)出候革荷物口銀、年々増減御座候。

〔注〕彈左衛門のために沒收せられたる職場に於て、革細工業を營むことは同人より之を差止めしなるべく、從つて留場の稱起りしならん。若し留場に於て革細工業を營むを許されたる長吏ありたりとせば、その荷物に對し相當の口錢を彈左衛門に上納すること當然なるべし。

一金六兩ト錢三貫六百文

彈左衛門の生計

是は圍内髮結床四ヶ所上錢増減無御座候。

〔注〕市中の床髮結には、床主自ら業を營めるものと床主より床を借りて業を營めるものとの二種あり。後者より床主に納むる借用料を揚^〇錢と稱し。上^〇錢の文字を用ひたり。圍内に存する四ヶ所の髮結床の床主は彈左衛門なることを知るべし。

一錢貳拾四貫文

是は圍内水汲之もの月に上り錢増減無御座候。

〔注〕穢多部落と不長飲料水とは形影相伴へるが如し。圍内にて飲料水の販賣を許し、販賣人より冥加錢を徵收せりと見ゆ。

一金拾八兩程

是は圍内湯屋上金、諸入用普請金共差引金上り高増減御座候。

〔注〕髮結床と飲料水の販賣とを他に委託したるに反し、湯屋は彈左衛門の直接營業と見請けらる。

一金貳分ト壹貫文

是は圍内治助其外猿飼傳右衛門地代。

〔注〕治助は何人なるか未詳。猿飼のことは前に述べたり。戊年^{年號不明}九月の彈左衛門書上に、猿飼頭を長太夫門太夫の兩名とせり。傳右衛門は弘化當時の猿飼頭か。

金五百八拾九兩三分貳朱と銀九拾壹匁七分八厘錢三拾八貫四百三拾貳文
此金五百九拾七兩壹分ト錢四百四拾貳文

是は年々收納惣高ニ御座候。

〔付箋〕此金高之外ニ金三拾四兩貳朱ト五百八拾文、燈心並箆手札料其外武州大井村長吏共雪踏口錢共七年以前寅年中か相減申候。

〔注〕七年以前寅年は天保十三年なり。彈左衛門は寶永以來常陸國筑波郡足高村外四ヶ村下總國相馬郡青柳村外二ヶ村より出す燈心蘭草を一手に引受け、燈心に挽立て、江戸及び關東八州に賣買する特權を許されしが、天保十三年間屋組合仲間廢止の際、かゝる特權を有するは不都合なりとして一旦は廢止せられたり。尤も寶永以後天保に至るまで、作場村々と

は數回の出入あり。作場八ヶ村にて燈心を手挽し、江戸を除き、在々へ卸賣をなすを許し、その證として彈左衛門より手札十枚を與へ、手札料として一枚につき一年金壹兩貳分を徵收するに定めしは、文化八年十二月のことなりしが、之も天保十三年に停止となれり。箴はをさと訓む竹にて製せる機の具なり。文化撰要目錄によれば、本集第二十一冊に、箴細工商差障之儀に付、下總國匝瑳郡八日市村百姓共、穢多頭彈左衛門相手取及出入候願書、彈左衛門返答書並熟談致し候書付貳通あるべき筈なれど、舊幕府引繼本中文化撰要集は殆ど全部闕逸して、今之を見るを得ず。穢多は皮細工の外に竹皮草履茶筌を造れり。箴は竹細工品の一なれば、穢多頭は之に對しても、何等かの特權を有せしなるべし。大井村長吏の雪路口錢につきては考ふるところなし。

壹ヶ年出高暮方共

一金九拾八兩程

是は手代六人書役三人給金褒美、其外牢屋鍵役時廻り褒美、手代共出役辨

當代共増減御座候。

〔注〕寛政十二年の書上には、手代並書役之者七軒とあり。書役は今の書記なり。彈左衛門の家は一方には彼の住宅たると共に、一方には役所の體裁を備へしものと思はる。牢屋鍵役は牢屋の鍵を預り、時廻りは定時に巡回する者をいふ。但し、こゝに牢屋といへるは圍内にある牢屋なり。寛政七年六月南町奉行池田筑後守より老中太田備中守に答へたる書面に、穢多非人共咎之節、彈左衛門に引渡、同人方にて牢に入置候内云々とあるにて明かなり。彈左衛門は配下の公事を裁判し、死刑の重罪と雖も町奉行所に伺出せず、手限にて仕置を申付くるの權能あり。但し、彈左衛門方にては如何なる惡事にては、追放以下の御仕置に當れる穢多非人に申付くることなかりしが、後には追放以下の御仕置に當れる穢多非人に限り、彈左衛門に引渡されたるが如し。又吟味筋にて強辯届せざる者は、帚尻にて打擲し、薪の上に乗せ、石を積むことあれど、その餘の拷問はなかりき。出役は出張の儀なり。兩町奉行所牢屋敷その外諸役所の召喚に

應じ手代共の出張すること頻繁なりしが如し。

一金四拾五兩貳分と錢九貫三百拾貳文

是は半番貳人敲役給金同賃錢半屋醫師給金益暮褒美四人藥代共増減御座候。

〔注〕前項に述べたる如く、公儀の御仕置と彈左衛門の仕置とは若干相違あり。公儀にて敲に處すべきものは、彈左衛門方にては五十日の半舍、重敲に處すべきものは、百日の半舍を命ぜしが、享和元年改めて公儀御仕置の如く敲を行ふこととなりしかば、こゝに敲役を置くの必要を生じたるなり。而して前項も本項も半屋に關する諸役人の給金褒美等の支出を記し、在牢者の衣服食料等につき、分厘の支出無きはいかにやと思はるれど、抱主より朝夕扶持を持參する慣例なりしといへば、敢て怪しむに足らざるべし。

一金四拾六兩三分と錢五貫三百文

是は役所入用紙蠟燭筆墨代炭油半屋入用在方長吏小頭共相續之節酒肴代。

〔註〕彈左衛門の家は手代書役等ありて役所の體裁を備へたれば、これに伴ひ筆墨薪炭の類を要せしなるべし。在方長吏小頭相續の節祝儀として彈左衛門より差遣はす銀高は不明なれども、家督相續の回數は年々増減あるは明かなり。されば酒肴代の下に増減御座候の一句を脱したるにはあらざるか。

一金五拾兩也

是は居宅廻り惣圍稻荷八幡社其外半屋繕ひ普請入用増減御座候。

〔註〕園内一切の修繕費なり。彈左衛門の由緒書によれば、同家と鎌倉鶴ヶ岡八幡宮とは淺からざる緣故あり。仍て園内の稻荷祠に八幡宮を合祀し、私に龜ヶ岡八幡宮と稱せしとぞ。

一金百兩也

是は諸雜費

一金貳拾六兩也

是は門番壹人下男五人下女貳人給金増減御座候。

一金貳百五拾貳兩程

是は壹ヶ年私幕方其外座敷向建具疊等修復ニ相成候。

〔註〕前項と共に彈左衛門の私的生活を窺ふに足れり。

○金七百拾八兩壹分と錢拾九貫六百四拾貳文

此金七百貳拾兩貳分と錢拾八文

是は壹ヶ年惣賄金高に御座候。

右收納金ニ而引去而

金百貳拾三兩貳分と拾八文 不足ニ御座候。

彈左衛門が公儀に對して負擔せる義務甚だ多し。絆綱太鼓の御用の如きは取立て、言ふべき程にもあらざれど、御仕置者ある節差出すべき人足即ち矢の者及びその他の後人足は實に驚くべき數に上れり。役人足とは公儀より賃錢の支拂を受けずして提供する人足をいふ。御仕置種類その節差出すべき矢の者の員數及び賃錢を舉ぐれば左の如し。但し賃錢は一人につき貳百四拾八文なり。

晒の上磔

八拾八人 賃錢貳拾貳貫文

引廻の上磔

四拾八人 賃錢拾貳貫文

引廻の上火罪

五拾人 賃錢拾貳貫五百文

晒

四拾五人 賃錢拾壹貫貳百四拾八文

引廻の上牢屋敷にて死罪

拾人 賃錢貳貫五百文

この外町奉行牢屋敷近火の際差出すべき人足町奉行所牢屋敷等に出頭する手代の荷物持引渡者ある時差紙を持參する人足御尋者ある時在方へ差出す人足非人頭手下の抱非人髪毛改の節出張する棒突役荷物持等は皆役人足にしてその賃錢一樣ならず。弘化四年御仕置人數六拾四人之に要したる矢の者二千百拾九人賃錢五百三拾貫五百五拾文その他の役人足千九百貳拾七人賃錢四百五拾六貫八百五拾文二口合計錢千三貫百五拾文弘化三年は錢千百貳拾六貫貳百文弘化二年は錢千百七拾貫五百四拾八文なりと彈左衛門の調書に見えたれば毎年錢千貫文以上を要すと知るべし。

また彈左衛門は當時新舊の借財合計四千九百六拾七兩貳分貳朱を負へり。

經常費すら不足勝なる彈左衛門が巨額の臨時費を支辨し借財の利金を支拂ひ得んことの覺束なきは智者を俟たずして明かなり。彼が嘉永元年燈心の一手製造及び販賣を復古せんと欲して町奉行所に訴出でたるは實に前文の如き經濟上の窮態より脱せんことを冀ひたるによるのみ。

中央史壇第二卷第六號所載 大正十年六月

江戸の名主

- 一 江戸と御府内 武家地・寺社地・町地 江戸の町數と人口 町奉行・町年寄・名主
 - 二 名主支配 組合持 月行事持 名主の員數
 - 三 名主の起原 名主の等級
 - 四 名主の職務 (一)御觸申渡の傳達 (二)人別改 (三)火の元取締 職權の濫用
 - 五 名主の世襲 退役及び繼承の手續 名主役の賣買 見立名主 支配離
 - 六 名主の役料 名主の待遇 名主の賞罰
 - 七 名主の番組別
- 江戸の名主

名主の掛役 (一)肝煎 (二)世話掛 (三)市中取締掛 (四)諸色掛

八

一 江戸と御府内 武家地寺社地町地 江戸の町數と人口
町奉行町年寄名主

江戸は天正十八年徳川家康の入國以來著しく膨脹したとは誰もいふが然らば元祿時代の江戸の境界はどうであつたか享保はどうであつたか寛政はどうであつたかそれらの境界の伸縮を知りたいといつてもたゞ各時代の地圖によつて江戸の廣大なるを漠然と承知するだけで市在の境界を明瞭に記入した地圖は未だ曾て見たことがない。又舊幕時代には江戸と同じ意味に御府内といふ言葉が用ひられて居る。幕府で編修した江戸の地理書に御府内備考と題するものがある。併し御府内の範圍はどうかといふと之は當時既に疑義があつて度々評議に上り文政元年(一八一八)に別紙繪圖面朱引内を御府内と相心得候様にと極まつたが肝要の繪圖面が禁令考や雜誌江戸にはこの本文に添つて居ない。併し幸にその繪圖が江戸會誌に載つてゐるので大體は知れる。それに依

ると天保頃の江戸は却て現在の東京市より廣いと申して宜しい位です。

この廣大な江戸の地目を所有者若しくは居住者の側から分けると武家地寺社地町地の三つとなる。その中一番多く面積を占めてゐるのが武家地で江戸全體を十と見れば武家地は六で寺社地と町地とが各二尤も町地の方が少し寺社地より廣かつたといふこと(三)です。

武家地に居る者は武家が支配する。大名屋敷の仲間部屋で大博奕があつても町奉行配下の役人が屋敷に無斷で踏込んで召捕ることは出来ない。但し拜領地被下地の如きはもと幕府の所有地であり又請負地助成地何々屋敷何々付屋敷の如きは現在幕府の所有地ですが是等の土地に住んで居るのは皆町人ですから町地の中に數へてその住民は町奉行支配です。又寺社地に居る者には寺社奉行の支配に屬する分と勘定奉行の支配に屬する分との二つがある。神官僧侶は前者の支配寺社門地に住する町人は後者の支配でしたが延享二年(一七四五)に寺社門前地の町屋は残らず町奉行の支配に移つた。それから町地に居る者は全部町奉行の支配ですが町並地といつて後世になつてから町方に編入

せられた山手^{シヨヂ}下町^{シヨヂ}の邊鄙な町々は、町奉行並に代官の兩支配で、住民は前者で支配しますが、年貢は後者の手で徴收します。本來江戸にしる、大阪にしる、幕府直轄の大きな都市は皆地子錢を免除せられてゐるので、町並地はもと年貢を出した土地ですから、町方に加しても、矢張年貢を代官に納めねばならなかつた。代官は申すまでもなく、勘定奉行の支配です。要するに御府内は三奉行の支配が入組んで居ると申して宜しい。

町奉行の支配する江戸の町人の人口とそれ等の住する町數とを調べて見ると、正徳三年（一七一四）九百三十三町、享保十年（一七三三）千六百七十二町、五十三萬七千五百三十一人、寛政四年（一七九二）千六百八十九ヶ所、四十八萬千六百六十九人、天保十四年（一八四三）千五百三十七町、五十五萬三千二百五十七人とあります。正徳三年は生憎人口が不明です。又寛政の調に町の字を用ひずして所の字を用ひたのは、姑く原本によつたので、町人の住所は必ずしも何町と町の字のつく分には限りませんから、寧ろ所といふ方が正確です。町鑑の類を見ると、何町の外に、何寺門前、何屋敷、何町代地、何拜借地、何上納地、何新道、何裏河岸など、色々の地目がある。

又一町の中で南側北側と項を別にして記してある所もある。假令何町といはずとも、是等の地目をすべて町として數へたか、或者は一町として數へ、或者は元町へ合して數へたか、一町を南側北側と分けてある分の如きは、どう數へたか、町數を擧げてある史料には内譯の町名を記さず、町鑑の類には地名のみを擧げて統計を示さず、實は甚だ不明瞭です。

千六百町五十萬人といふ大きな團體をどうして統御したかといふに、上には町奉行、下には名主、その中間に町年寄がゐて、甘く上下の連絡をとつた。町奉行は二人―一時三人のこともあつたが―南北に分れ、南町奉行所は數寄屋橋内に、北町奉行所は吳服橋内にある。配下に與力同心がゐて、事務を執るが、與力は二十五騎づゝ、同心は五十人づゝで、同心の數は安政六年（一八五九）に百四十人づゝに殖えた。町年寄は榎屋^榎、柵^柵、奈良屋^{奈良}、館^館、喜多村^{喜多}、三軒^{三軒}の世襲で、榎屋は本町二丁目、奈良屋は本町一丁目、喜多村は本町三丁目に住し、いづれも數ヶ所の屋敷を拜領し、その地代で立派な生活をしてゐた。身分は町人であるが、評定所や町奉行所に出る時には帶刀で、先づ半官半民と稱すべきである。それから名主は一町乃

至十數町を支配し、江戸全體で二百名以上もある。支配町々の公務及び町用を擔任し、一切他の業務を兼ねぬ代りに、町々から名主役料を集め、純然たる町人でありながら玄關付の家に住み、且つ役儀を子孫に傳へ得る特權を有してゐた。本篇の眼目は實にこの名主についての研究にあるのです。

(一) 御府内と唱候場所之事(徳川禁令考第五帙四二九頁)江戸會誌第一卷四冊

(二) 江戸の自治制 一八・二四・二六頁

(三) 延享二丑年閏十二月申渡(正事集第二十九)

(四) 江戸會雜誌 第一冊及び第二冊

二 名主支配 組合持 月行事持 名主の員數

江戸の行政組織が町奉行・町年寄・名主の三段に立つてゐるやうに、大阪でも町奉行・惣年寄・年寄の三段に立つてゐる。即ち江戸の町年寄は大阪の惣年寄に、又江戸の名主は大阪の年寄に相當する。尤も大阪では一町に一人の年寄―京都も同様―ですが、江戸は一町一人の名主は極めて稀で、通例四五町乃至七八町を名主一人で支配する。多いのになると十五町二十町といふのもある。それか

ら支配の町數は何町あつても、通例それらが相接して一團をなして居るが、中には飛離れてゐるものもある。之は或場所が御用地となり、その代地を賜はる場合、又は名主の精勤を賞して増支配―上から命ずれば増支配、下から願へば附支配―を命ぜられる場合などに起る。併し支配町々が分裂して居るのは實際執務上に不便ですから、代地だけが附近の名主に支配替をしたり、又名主の方から遠隔な増支配を御免被つた例がある。三番組淺草新鳥越町名主兵藏が神田松枝町の増支配を辭した事實を後文に擧げて置きました。名主支配の町數がどうして斯様に多寡大小色々になつたかに就ては、説明を與へたものを見ません。天保十四年大阪西町奉行久須美佐渡守祐明から江戸の市政について種々の質問を發し、その一箇條として、支配町のことを尋ねたのに對し、南町奉行鳥居甲斐守忠耀の返書中に「支配町之儀は往古之支配にて町數の儀は取極候儀無之」とある位で、最初名主が出來た時の事情によるものといふより外はありません。さうして一旦支配町々が定まつた上は、特殊の事情によるもの、外は之を變へなかつたといへます。

名主支配の町數は一町にしる十數町にしる、毎町その全部を支配するのが本則ですが、時としては一町が二つに分れ、一部は甲名主、一部は乙名主に屬するところがある。二番組岩代町が葺屋町附の分と堺町附の分によつて名主を異にし、又同組新和泉町が北側と南側によつて名主を異にしてゐる類です。斯様の類を入合支配と申します。それから立合支配といつて一つの町を組合の違つた名主二人で支配することもある。例へば猿若町一丁目を三番組淺草茅町一丁目名主彌兵衛七番組靈岸島濱町名主太一郎の兩名で支配するやうな類ですが、入合支配も立合支配もさう澤山はありません。又御預支配といふ言葉があります。之は暫時の間その町の支配を名主某に預けるといふ意味です。

元來名主があつた所、それが退轉して差當り跡を襲ぐものが無いときには、組合持といつて、當分その組合の名主共で世話をする。多分月番に世話をしたと考へますが、組合が大きい場合には名主の闕けてゐる町々の附近の名主が世話をするのが實際上便利です。そこで組合名主中の二名で一町を年番又は月番に受持つてゐるものもある。五番組南傳馬町一丁目は同組の名主二名が年

番で勤め、同南傳馬町三丁目新道は右兩名で月番に勤めてゐる、之を年番持又月番持といひます。是等は組合持の變體と見て宜しからう。組合持の制度は何時から始まつたか。天明五年（一七八五）五月の申渡に、名主の中絶した場合、従前は月行事が御用向を勤めたとありますから、組合持といふことは天明五年若しくはその以後の制度かと考へられます。

普通には月行事持といふのは最初から名主がない場所で、寺社門前地、拜領屋敷の類は多分月行事持です。是等の場所は住居の町人も少く、名主の役料を負擔するのが難澁であるといふところから、月行事をして名主の事務を取らしめたものらしい。十一番組神田松枝町は奥醫師その他の拜領地で、享保以來月行事持であつたところ、天保十三年に至り、三番組淺草新鳥越町名主兵藏に當分増支配を命ぜられ、役料として金六兩二分を差出すことゝなつた。それでは名主給分その他の諸入用を新に同町に於て負擔するのみならず、同町は兵藏の住所と掛隔り、用便も悪しく、萬端不都合であるから、舊の通り月行事持にせられたいと、翌年になつて拜領者から町奉行へ内談があつた。この事實は月行事持が經濟

上の點から起つたことを能く裏書するものといへよう。但し、町奉行所側では昨年名主附を命じたばかりで、直ちに之を廢しては威嚴にも關するので、握潰の有様でしたが、弘化三年（一八四六）に至り兵藏の方から御免願を出して結局がつかまりました。

天明五年五月前々名主ありしも當時中絶の分六十五町に對し、又同年六月前より名主なき分四十四町に對し、雙方とも現在は月行事にて御用向を勤めて居るが、名主がなくては取締に宜しからぬ故、新に名主を見立て、願出づるか、又は近邊の名主に支配付を願ふやうに致せと、町年寄の役所で申渡してゐます。それから天保十四年五月の調には、組合持の分四十三町、月行事持の分八十二町とあります。要するに江戸の町々全體を名主支配の下に置くのが、町奉行所の方針であつたのですが、事實に於てはそれと反對に、名主支配が組合持或は月行事持となり、又組合持が月行事持となつた例が少くありません。斯様に組合持、月行事持の町數が時代につれて變化があると同時に、名主の員數も變化がある、決して一定ではない。享保七年（一七三三）名惣主人員一番組より十七番組まで二

百六十三人、寛政二年（一七九〇）一番組より廿一番組まで二百五十二人、天保二年（一八三一）一番組より二十一番組まで及び番外二組にて二百四十六人ゐました。

- (一) 名主役勤方自身番屋等之儀に付調(市中取締類集名主取締之部二)
 - (二) 奥醫師其外拜領地家主月行事持之處名主支配付之儀に付内談書(同名名主取締之部四)
 - 淺草新島越町名主兵藏増支配神田松ヶ枝町御免願(同名名主取締之部六)
 - (三) 天明五己年五月八日同六月十一日申渡(同名名主取締之部五)
 - (四) 名主支配跡並月行事持場所密々取調申上候書付(同名名主取締之部三)
 - (五) 一組互に吟味可仕品々(正事集第十八)
- 寛政二戊年十月六日申渡(正事集第六十八)
- 御撰之名主共風聞承候趣申上候書付 三廻(市中取締類集名主取締之部一)

三 名主の起原 名主の等級

市中取締掛熊井理左衛門外二名の書上(一)〇十月廿三日とのに、名主の起原を五種に分けてゐる。それによると、(一)家康が入國せぬ以前に於て村又は宿の町役を勤めてゐたもの、(二)江戸の町割が出来た後に幕府の御用達となり、町屋敷を拜

領し、その町の名主役を兼勤したもの、(三)元來は浪人であつたが、町割が出来た後、自分の住んで居る町の名主役を勤めたもの、(四)正徳三年(一七一三)まで代官一手支配の村方で、名主役を勤めてゐた關係から、同年町方支配となつても引續き名主役を勤めたもの、(五)寛永度以降、新開地の開發人で、その場所の名主役を勤めたもの等となる。従つて名主中、苗字を名乗り、帶刀をするものもあれば、帶刀もせず、苗字を名乗らぬもあつて、區々のところ、寛文八年(一六六八)町人帶刀停止の令が出たから、名主役だけを勤むるものは、帶刀せず、御用達を兼ねるものは、苗字を許され、その御用筋に限り、帶刀することゝなつたとあります。

普通は名主を分つて、草創名主、古町名主、平名主、門前名主の四種とする。この分類は名主の起原を語るもので、熊井説の(一)に當るものが即ち草創名主です。元來二十九人あつたが、天保十三年までに五軒を減じた。流石に草創といふ位で、名主の氏名と彼等が住んで居る町名と同一のものが多い。淺草平右衛門町の名主村田平右衛門、神田佐柄木町の名主佐柄木忠次郎、五郎兵衛町の名主中野五郎兵衛、兼房町の名主兼房平十郎、村松町の名主村松源六の如きは、皆草創名主

です。古町とは三代將軍頃までの町々をいふとありますから、古町名主は熊井説の(二)及び(三)に當りませう。文化中七十九人あつたと申します。平名主は代官支配から町方支配に轉じた新町名主とありますから、これは熊井説の(四)に當ります。それから最後の門前名主といふのは、延享二年町方に加はつた寺社門前町家の名主で、熊井説の(五)とも相違するやうに考へられます。

以上四種の名主は、勿論私の分類で、町奉行所の眼からいへば、一列に名主ですが、由緒門地を貴ぶ幕府時代のことですから、何といつても、草創名主が自ら一番威權が強い。彼等は年頭の御禮として、御城へ上る、町奉行交代の節には、第一番に御目見をする、自分が役儀を退職する時は、忝へ跡役を仰付けられたいと願書を上げる、外の名主は、退役願は自分ですが、跡役願は當人から願ふことは出来ませぬ。古町名主の威權は、草創名主につき、之も年頭には、御城に上ります。草創名主は自分の住んで居る地面は、沽券状もない古い時代から自分の所持であるといつて、威張つたさうです。

(一) 熊井理左衛門外二人書上(市中取締類集名主取締之部三)

江戸の名主

(二) 江戸町奉行の事附與力同心町年寄役人等の事小宮山綏介(法制論纂一一三六頁)

(三) 草創名主共名前書(市中取締類集名主取締之部二)

(四) 草創名主共之儀申上候書付 淺草平右衛門町名主平右衛門外四人(同上)

四 名主の職務 (一)御觸申渡の傳達 (二)人別改 (三)火の元取締 職權の濫用

天保十二年十一月三日、北町奉行遠山左衛門尉景元の役所に於て、市中取締掛名主三十一名を任命し、同時に町年寄への沙汰に、近來町々名主共の風儀悪しく、如何の風聞がある、今般厚き御趣意を以て、風俗改正を仰出され、既に市中取締掛名主をも任命した上は、この後御觸申渡等の不行届とならぬやう、人別改方、忠孝奇特者の取調、火の元の取締等を精々申論し、名主中格別出精のものには褒美を申立て、身持正しからぬものには退役を命じ、跡支配を三五年間組合名主中出精なものに申付け、元名主の行狀改まらば、歸役を命じ、代々役の家名に離れざるやうの取計方もあらん、その外御用辨の適否勤務の精不精を糺し、得と褒貶を申立

てる等、三名協力して惣名主の風儀を一洗し、市中の取締を行届かしめるやうにとあつた。そこで町年寄は之に對する請書を上ると共に、惣名主を組毎に呼出し、別紙の通り口達致したいと、案文を添へて差出し、許可を得たが、右案文中に惣名主は身分を慎み、役儀を出精して、專一に左の箇條を守るべしと前書して、

一、御觸申渡等行届かず、當座限りとなりては、以の外町役人の越度たるにより、得と念を入れ、觸達方の市中端々まで行届くやう取計ふこと。但し、月行事持の場所は附近の名主より精々注意すること。

二、人別改取締は專要の箇條であるから、自今別して精密に取調べること。

三、忠孝奇特者の取調を充分にし、火の元を嚴重に申付け、總て支配内を取締ること。

の三箇條を擧げてゐるが、之は町奉行から町年寄への沙汰書に見ゆる箇條と全然同一で、名主の專一に心得べき箇條と認められます。

御觸や申渡の通達方は、番組制定以前に於ては、日本橋最寄の名主を町奉行所又は町年寄役所へ呼出して、惣町中への通達を命じたが、番組制定後は、一番組二

番組・四番組を小口コグチと稱へ、一番組二番組より北の方十組及び新吉原町へは一番組二番組から四番組より南の方八組及び品川町へは四番組から通達をする。總て三組で惣組の世話をするこゝなつた。尤も北の十一番組と南の五番組も小口に準ずる勤方をしますが、眞の小口といへば前記の三組に限り、三組名主中に年番を立て、之が町奉行所なり町年寄役所なりに出頭して御用を承る。南北小口年番といふ名稱は公文書によく見えます。寛政度の肝煎名主天保度に世話掛名主又は市中取締諸色掛名主といふものが、各番組に一兩人づゝ出來し、月番を以て御用を承ることもあつたが、惣町中への通達ものは、依然三組でも致しました。それから三組は惣町中への通達を取扱ふばかりでなく、調物を命ぜられて奉答することもあります。諸色元問屋が日本橋附近に多いので、諸色調の御用筋などは三組で取扱ふのが便利であつたからです。

御觸申渡は先づ小口年番名主又は市中取締掛名主に渡され、大切な場合にはその請書を取り、それから各組の名主―名主なき場合には月行事―に廻され、名主月行事から支配町中の家持借屋裏々まで洩れなく通達せられるのが順序で

すが、さう末々まで充分に行渡つたかは疑はしい。御觸の副書に、右之通從町御奉行被仰渡候間町中家持借家店借裏々迄不洩様早々可相觸候何年何月何日町年寄役所といふ極文句があるだけ、却て疑はしく思はれる。時としては發布の法令に對し、特に命じて、家主の連判や店連判といつて地借店借の連判を取ることもあり、又自身番屋へ大書して貼出せと命ずることもあつた。忠孝奇特者の賞與は天保改革中頻繁に見えますが、その申渡の末尾には必ず「右之通何年何月何日於何番所被仰渡候、勸善之教示にも相成候間、自身番屋に張置候様可致事」とあります。

人別は毎年四月に改め、人別帳は名主方に預置く仕來でしたが、改方粗漏のため年齢印形の相違するもの多く、且つ四月より翌年四月迄の出入は出入人別と稱へ、家主限に人別を記すため種々紛らはしい處置があつたので、天保十四年三月に至り、精細な人別改令が發布されました。即ち家主方にて店子並に家族、召使、同居人に至るまで、生國菩提所年齢等を巨細に記入して名主へ差出し、なほ一人別に名主方へ呼寄せ、判元を見届け、人別帳に調印せしめた上、兩役所へ一通宛

を差出し名主方へも一通を取置き、名主方の分には改後の存亡嫁娶の増減は勿論同居人の出入等まで委細に記入し、改印はその段を届出の上にて調印せしめ、九月に至り町奉行所より四月差出の人別帳を下付して貰ひ、之に一切の異同を記入することゝ定めました。天保の人別改革令は地方から江戸に出稼をする者を防ぐ、農村が徒に荒廢して都會に人口の集中する弊を匡さうといふ意味から、厳しい取締となつたので、委しいことは先年書きました。天保人別改令（七）に譲つて、こゝには省略します。

火の用心の觸書類は定例臨時のものが煩はしい程澤山ある。毎年十月朔日から翌年の三月晦日まで、は町々の木戸を夜四ツ時にべ切り、四ツ時以後に通行の者があれば番屋々々で拍子木を打つて送る。木戸のない場所は竹矢來に入口を附け、木戸同様に取計ひ、番屋には家主に限らず裏店の者にも人數を増して詰め、失火があれば早速消すやうにせよとは、天明七年（一七八七）の觸書に見え、以後同様の町觸が屢反復されて居る。一體自身番屋は家主自身が番をするから自身番屋といふのですが、大抵は賃錢を出して日雇を置く。然るに番人は晝間

は銘々の家業があるので相應に草臥れ、自ら夜番が疎になる。是等は町役人一同の不埒であると寛政八年（一七九五）の觸書で戒め、また文政十二年（一八二五）三月神田佐久間町の大火があつたので、翌天保元年には特に火の元の注意を促してゐますが、天保十三年十月には前記の三令を合叙し、右の趣を町中一人別に申聞けよと嚴命（八）した。それから萬一出火があると、支配町々の火消人足を連れて出場し、その筋の指揮を受けて、人足共の駆引を勤めるのが名主の仕事の一つです。

以上の外にもまだ名主の仕事は澤山あります。名主の居宅は玄關構で、その玄關で支配町々に起つた紛議を勸解する。當座の喧嘩口論の類は大抵名主の玄關で決着してしまふ。金銀出入等について出訴する者があれば訴狀の裏書に「雙方名主・家主・五人組立會相濟すべし云々」といふ文句が認められる。訴人及び相手方の名主はどうしても該事件に關與して無事解決を計らねばならぬ。幸に名主以下の調停で圓滿に治れば願下となり、治らねば吟味の上裁判となるのです。金銀出入ばかりでなく、一切の出入及び出願は名主の奥印がなければ奉行所で取上げぬ。下から上へ達する諸願出入事も、上から下へ命ずる御觸申

渡もすべて名主の手を経ねばならぬ故、名主は屢町奉行所に呼出されますが、その節は勿論、名主自身出頭する。病氣で出頭しかねる場合には、組合名主の某を名代に頼むか、或は悴を差出す、外に御用があつて差支るといふ場合には、その旨を斷つた上名代の者を出さねばならぬ。又町内の諸入用は寛政度の町法改正申渡書を規矩とし、無益の入用のかゝらぬやう、名主の手で家主共の書出す勘定書を検査せねばなりません。數へ立てると名主の仕事は多種多様で、従つて隨分權威がある、その權威を利用して私利私慾を計つた名主も少くない。左に掲ぐるのはその一例です。

弘化元年(一八四四)十二月、淺草向柳原の町會所の門前に捨訴があつた。六番組加賀町外九ヶ町の地主家主一同として、支配名主平四郎の不都合を訴へた書狀で、南北兩町奉行及び町會所役人宛である。訴狀の内容は平四郎は(一)規定の役料の外、臨時増役料として取立てた金貳拾餘兩を、名義を變へて只今もなほ取集めて居る、(二)も加賀町の往還にあつた自身番屋を自分の地内へ移し、地代を取立てるのみか、地主家主に無沙汰で勝手に建築を命じ、(三)自身番屋に詰めて居る

町内抱の人足を私用に使役する等、萬事我儘勝手を振舞ひ、折角天保十二年町入用減法を仰出されたる甲斐もない次第故、増役料を廢し、自身番屋を舊の形に往還へ引直すやう仰付けられたいと認めてあつた。そこで町會所掛與力から町入用減省掛廻方同心に命じて、風聞を探索させたところ、一體平四郎は文化の末から加賀町外九ヶ町の名主役を勤め、六年以前に世話掛となり、天保改革中格別出精といふ廉を以て、木挽町五丁目上納地及び新肴場三郎兵衛請負地の當分増支配を命ぜられ、都合十二ヶ町を支配し、取締掛諸色掛繪類取調掛人別掛米方掛等を勤め、名主中でも幅利の方であるが、訴狀に記載された事實は、調査につれて明白となつたので、町會所掛與力から北町奉行鍋島内匠頭直孝に上申に及び結局平四郎は諸掛役を免ぜられ、木挽町五丁目上納地外一ヶ所の増支配を取放たれた、この名主に下げられた。元來捨訴から起つたことゝいひ、假令家主共を糺しても、長役たる名主の取計方勘定合等については、宜加減の申立をして、容易に決着せぬだらうといふ内匠頭の考で、一方には平四郎に前記の處分を申渡すと共に、他方には町會所掛與力に、加賀町外九ヶ町の家主並に組合世話掛名主共を

町會所に呼出して、篤と押切帳を取調べ、將來の入用減省方自身番屋の引移し方、地代等の儀を勘辨の上申付けるやうにと達しました。之は勿論南町奉行跡部能登守真弼の同意を経て遣つたことですが、斯様な例はいくらでもあります。

- (一) 天保十二丑年十一月六日町年寄へ申渡(市中取締類集名主取締之部一)
 - (二) 同十一月惣名主共へ口達案(同上)
 - (三) 南北小口年番名主動方之儀調書(同上)
 - (四) 熊井理左衛門外二人書上(同名主取締之部三)
 - (五) 御觸書集覽 二册(刊本)
 - (六) 天保人別改令(三田學會雜誌第十卷第八號及び十二號)
 - (七) 天保十三寅年十月廿八日申渡(御觸書集覽第二)
 - (八) 同三月十八日申渡(御觸書集覽第一)
- 加賀町名主平四郎如何之取計有之増支配取放並諸懸役御免之儀調(市中取締類集名主取締之部四)

五 名主の世襲 退役及び繼承の手續 名主役の賣買

見立名主 支配離

名主は代々役即ち世襲で、親が病死又は隱退すれば、子が嗣ぎ、子が無ければ養子が嗣ぐ。兄から弟へ引繼ぐのこともあります。繼承者が幼年だと組合名主或は親類が後見に立つ。退役も相續も町年寄方へ出願し、町奉行へ言上の上申渡すので、御仕置等でなくば名主一代限りで退轉といふことは断じてありません。この點は大阪や京都の年寄と大に相違する。大阪や京都では年寄は選舉で、一定の家業を持つた者が選ばれて年寄を勤めるのですから、大抵或時期が來れば、病氣その他の理由を以て退役してしまふ。世襲といふことは断じてありません。江戸も最初名主を見立てる時は、町中の町人が集つて定めたことと考へられる。選舉によつたか相談によつたか、兎に角一同が同意して名主を見立てたのであらう。大阪や京都は始終この仕方を繰返し、江戸では一たび名主を見立てた以上は、後は世襲となつて仕舞つた。

名主が病氣で退役しようとする時には、退役願を認める。病氣で役儀が勤めかねるから、名主役を御免下さいといふ意味で、願主の名前の次に右願の通相違無之、町人共一同よりも願上げると奥書して、支配町々の家持家主が惣連印で、宛

名を町年寄衆役所とする。若し名主に肝煎役とか世話掛とかいふ掛役があれば別に掛役の御免願を本人一判で差出す。さうしてそれと同時に跡名主役願を差出す。これは支配町々の家持家主が願人になつて新規に名主を仰付けられたいと希望する者の名前年齢前名主との關係所有の家屋敷の間口奥行等を記す。若し現在家屋敷を所持せぬ場合には之を買求め得るだけの預金があると記せばそれで宜しい。草創名主に限り跡名主役願も忤へ仰付けられ下されたいと當人より願出でそれに支配町人が連印をする仕來です。又町奉行代官兩支配の町々ですと先づ代官へ願出で代官が承知の上、手附手代から新舊名主の更迭につき照會狀を町年寄宛に出す。門前地拜領町屋敷ですと寺院又は拜領者から照會狀を添へます。町年寄役所では組合名主に命じて新に名主たるべき者の身元を調査せしめ、その復命を待つて町年寄が本人に面會し、一件書類に町年寄自身の意見を添へて月番の町奉行所に進達する。組合名主の身元調査書には何某儀は今迄御咎を蒙つたことが無いといふ定文句がある。また町年寄が本人に面會することは必ず行つたとは見えませぬ、親から忤に譲るやう

な順當の場合には無くて済んだらしい。町奉行所では市中取締掛與力が町年寄の意見書に小紙片を貼附し、それに自分の意見を記して町奉行へ差出す。之を繕付と申しますが書類は更に向方即ち非番の町奉行にまはり、其處の市中取締掛の繕付町奉行の承認を経て、今度は最初書類を請取つた町奉行所から町年寄へ許可の旨を通じ、町年寄から前名主の退役跡名主の任命を申渡すと、町中及び新名主は之に對して一紙の請書を差出すといふ順序です。名主が幼年なら後見人の住所名前本人との關係を跡役願に書加へる事は勿論のこと、幼年の名主が一人前になり、もはや後見を要せぬ時は直勤願を出します。

以上は極めて順當な場合を申したのですが、總てがさう簡單には行かない。天保十四年十七番組深川猿江町上大島町兩町支配名主茂左衛門病身につき退役跡名主役は御作事方支配大鋸棟梁櫻井粒藏次男勘助が從弟に當るから、同人に之を勤めさせたいと、右茂左衛門勘助並に親類支配町々家持家主共より組合名主に相談に及んだところ、組合名主から故障が出た。その大要は現名主茂左衛門は去々年名主役を仰付けられたもので當年十七歳である、まだ若年で病氣

でもない茂左衛門が病氣と稱して退役を願出づるといふのは第一の不審である。又跡相續をしようとする勘助は、櫻井粒藏の次男ではなく、大島屋勘助といふ者の忤で、父勘助は先年死亡し、當勘助は母方の伯父に當る櫻井粒藏が、靈岸島長崎町に所持する地面の家主を勤め、その後妻の續合で船松町一丁目吉右衛門店廻船屋中川屋富次郎方の店預人となつたところ、入組んだ事情があつて、富次郎の父平七即ち現在の舅から北御番所へ訴へられ、漸く先月半頃内濟となつた位である。右體身持宜しからざる者が名主役を勤めては、組合の取締上にも影響を及ぼすであらう。元來今度の事件は上大島町家主三右衛門が名主茂左衛門を蔑にし、同人の勤むべき町川筋を一手に握り、身儘勝手を遂げようとの企から起つたことであるといふ意味で、證據物として富次郎の出入濟口證文寫を添へて申立てた。かうなると町年寄も一存に決しかねて、取計方を町奉行所に伺出で町奉行所からは穩密廻を派遣して風聞を探索せしめたところ、一體猿江町上大島町は家主の權強く、名主役度々變更したと、茂左衛門は銀座々人飯塚太四郎の次男で、之を見立名主としたのは三右衛門の口入であつた、め、三右衛門は常に

自儘の取計ひをなし、茂左衛門も自然名主役を忽にしたこと、勘助は妻の父なる平七と出入に及んだ程にて心底宜しからざる者なること等、悉く分明となり、結局同年十二月町年寄から十七番組名主に、茂左衛門は退役すべき程の重病にあらず、又勘助身元は紛はしき趣相聞ゆるにより、同人へ跡役願出の儀は成り難しと申渡し、同時に組々世話掛名主に對し、名主の退役跡又は見立名主を支配町中より願出づる際、株式同様の仕方では讓渡する惡風があるから、充分注意するやうにと申渡した。之は穩密廻が茂左衛門勘助一件につき風聞書を上ると共に、名主役を株式の如く讓渡す弊風があると上書したのが原因で、畢竟名主役が世襲であるところから、株式同様に心得て賣買するに至つたに相違ありません。

世襲の名主役と雖も、時として斷絶することがある。例へば罪あつて名主役を免ぜられるやうな場合で、その町々は一時組合持となるが、新に名主を見立てて町中から出願すればまた名主支配となる。月行事持の町々で名主を出願するのと同様な手續で、これを見立名主といふ。専任の名主を置かず、某町の名主の支配に加はれば、これを附支配といふ。町々を名主支配の下に置くのが町奉

行所本來の方針ですから、見立名主の願(七)にしる、附支配の願(八)にしる、容易に聞届となるが、それと反對に町内と名主と不和になり、町内から支配を離れたいと言出した場合に、若し雙方の間に穩に話が付けば幸であるが、意見が纏れて出願に及ぶと大分事が面倒になる。先づ町年寄から組合名主に命じて兩者の間を調停せしめ、それでも纏まらなければ町奉行に伺濟の上、分離を許す。下谷御切手町の如きは町内が二派に分れ、天保十二年一方は支配名主藤七から分離して組合持となり、一方は依然藤七の支配を受けてゐたが、數年の後分離派は再び藤七の支配下に復歸した。それから名主支配や組合持が月行事持となつた例も折にはあります。

- (一) (四) 深川六間堀町名主退役願並同人預支配之分淺草新島越町名主外一人へ申付候調(市中取締類集名主取締之部三)
 - (五) 永富町壺町日外六ヶ町名主勘次郎役儀御免並名主役願(同名主取締之部八)
 - (六) 深川猿江町名主茂左衛門退役願之儀並名主共退役願方取締調一件(同名主取締之部三)
- 天保十四卯年十二月十四日申渡(同上、天保度御改正諸事留第九)

- (七) 番羽町名主見立願(市中取締類集名主取締之部二)
- (八) 新材木町名主附支配之儀に付町年寄伺(同上)
- (九) 芝森元町外二ヶ町名主與右衛門熟談之上森元町之方支配離仕度願(同名主取締之部六)
- (一〇) 下谷御切手町之もの共同所山崎町名主藤七支配に立戻度旨願(同名主取締之部八)
- (一一) 澁谷道玄坂町外一ヶ町組合名主持之處月行事持致し度願調(同名主取締之部七)

六 名主の役料 名主の待遇 名主の賞罰

名主役を株式同様に賣買するのはどういふ理由かといへば、名譽の位置であるからとも言へるし、又相應の收入があるからとも言へるが、恐らくは後の理由が主なるものであらう。大阪や京都の年寄は年寄役を勤めながら銘々の家業を營むことができるが、江戸ではさうはいかぬ。名主は名主一方で他の業務を兼ねることは斷じて許されぬ。従つて役料を貰はなければ生活が覺束ない。大阪の年寄は袴摺料(ハカマヅリ)といつて極めて輕少の手當を貰ふだけだが、江戸の名主は

江戸の名主

役料を主なる収入としてゐる。この役料があるために名主役の賣買も起つたものと考へられる。

名主の役料は町々によつて區々です。鳥居甲斐守の書狀に「二町七拾兩位より貳兩貳分まで有之取極兼中候」とあるのは、極く大體の話で、必ずしも金極のみでない、銀極もあれば錢極もある。金銀併用、金錢併用、甚しきになると金銀錢併用もある。例へば十四番組駒込片町の役料は金貳拾貳兩銀六匁貳厘六毛錢二十二貫三百五十貳文とあります。名主役料書上と題する二冊の寫本は、江戸の惣名主が支配下の毎町より得る役料を番組毎に届出でた書付を集めたもので、卯十二月とあるばかりで生憎年號が分らないが、それを見ると、役料の外に筆墨料手代給として若干の金額を極めてゐる町々もあれば、役料筆墨紙並に手代給を合して金額を極めてゐる町々もある。それらは大抵場末の町々で、役料の錢極も亦場末の町々に多い。恐らくは是等の町々は御府内加入以前即ち代官一手支配の時代の風を残したものでせう。

名主の役料は町々で高下があるのみならず、支配の町數も多少がありますか

ら、名主の役料總計高は申すまでもなく區々で、多い分は一番組大傳馬町の名主勘解由の金三百一兩三分と銀十二匁で、之は特別です。大體は百兩以下で、百兩以上は數へる程しかない。少いものになると二十番組四谷大宗寺門前名主昌之助金五兩壹分貳朱と銀五匁二分六厘、十九番組澁谷長谷寺門前名主四郎兵衛金六兩錢五貫九百貳拾壹文など、いふのもある。併し町から差出す役料全部を加へて名主の頭數に割付ければ、七八十兩にはなる見當です。この役料は何から出るかといふに、その町々の小間に割當てる。小間とは税を掛ける標準で、間口一間を一小間とします。町家の奥行は二十間が通例ですが、町によつては必ずしもさう甘く町割が出来てゐないので、二十坪を一小間と見る町々もあります。

役料の外にも名主には若干の収入がある。例へば家屋敷の賣買がある場合には、間口並に代金にかゝはらず、御禮として銀二枚を受納する。その外家督相續、後見の披露家質の肴代等色々ありますが、要するに名主の主なる収入は役料に相違ありません。

名主に與へられた特別の待遇としては、年頭に町奉行所の玄關から上り、町年寄侍座の上で町奉行に拜禮する。平日は繼上下着用で出者に附添ひ、白洲に出頭する。その時は町役人共一同の席に坐し、別段階級とは異なる。又町奉行が替ると御目見をする位のもので、草創名主古町名主は年頭に御城へ出るが、これは普通の名主にはないことです。

名主は苗字を稱へない。草創名主と雖も献上物の名札に苗字を記すことは、安永七年(一七七八)から禁じられてゐます。御用達を兼ねるものは御用達として苗字を名乗りますが、名主として名乗るのではありませぬ。町鑑の類に名主の苗字を書いてありますが、之は私事で、公に許された譯ではない。名主で一代限り苗字を許されたのは十七番組深川熊井町名主理左衛門十五番組牛込改代町名主三九郎十四番組小石川金杉水道町名主市郎右衛門の三人です。理左衛門は三十四年、三九郎は三十五年、市郎右衛門は二十五年間名主役を勤め、年來名主共に取扱ふべき御用向を主として取計ひ、殊に天保改革につき、市中取締掛諸色掛等を命じたるころ、日々早朝より御番所へ出頭し、格別出精につき、勘定所

御用達、町方御用達町人並に在方名主、その身の勤功により苗字を差免されたる例に見合はせ、右三人へその身一代苗字を差免し、惣名主上席を命じ、なほ相應の場所を見立て、増支配を申付け、名主共一同の獎勵としようといふ鳥居甲斐守の意見が、老中水野越前守忠邦の許可するところとなり、天保十三年十二月始めて苗字を許された次第です。それから理左衛門は熊井三九郎は石塚市郎右衛門は鈴木を名乗り、仲々羽振がよかつたのですが、安政三年(一八五二)十二月不都合の次第あつて三人同時に苗字取上名主役召放を命ぜられました。

名主の褒貶黜涉の多かつたのは寛政と天保とで、退役組替支配増などが頻繁に行はれたが、之は一方には市政刷新といふ意味があつたからで、平常なら五十年以上勤績の名主に銀三枚の褒美がある位のもので、天保十一年五番組鈴木町名主源七勤績五十二年、四番組吳服町名主三郎右衛門勤績五十一年、天保十四年十二月神田佐久間町名主源太郎勤績五十一年の廉を以て前記の賞與を受けました。

寛政度に於ける名主の褒貶黜涉は南町奉行池田筑後守長恵の取計です。筑

後守は九番組の名主五人即ち芝田町名主徳三郎同西應寺町名主佐左衛門同三田町名主惣左衛門麻布飯倉町名主兵庫同宮下町名主平十郎に退役を命じその明跡に坐るべき名主及び四十年以上勤績につき褒美を與ふべき名主の氏名を選定し老中松平越中守定信に伺濟の上寛政二年十月北町奉行所御内寄合へ惣組の年番名主を呼出し次の如く申渡した。曰く元名主徳三郎跡は三番組淺草諏訪町名主治左衛門に元名主佐左衛門跡は十五番組赤坂田町名主惣次郎に元名主惣左衛門跡は十四番組小石川原町名主小兵衛實父拾甫に新規支配附を命ずるを以て銘々組替いたし治左衛門惣次郎支配の元町々は各忤を以て名主役を相續致せ。上柳原町名主善三郎神田同朋町名主太郎右衛門兩名は前記三名同様推奨するに足る者共なれども元名主兵庫及び同平十郎の明跡は役料少きを以て之を下されず特に銀二枚宛を賜ふ。右場所に於ては新に相應の人柄を見立て、名主役を願出づべし。芝神明町名主孫右衛門外七人は四十年以上勤績せるを以て褒美として金貳百疋宛を賜ふ云々と。四十八名の肝煎名主を任命したのも之と同時にす。

この申渡により元名主兵庫同平十郎の明跡は見立名主をしたのですが、どうも甘く治まらないので附近の名主共へ割付になりました。然るに文化元年(一八〇四)御法事の節兩名共御赦になりその後身持も堅固である故何卒歸役を命ぜられるやうにと組合肝煎名主から願出で同十三年(一八一三)になつて名主役に復歸を命ぜられた。尤もその支配町々は元の支配町々の一部分に過ぎなかつたが兎に角また名主となることを得た。之を以ても名主の代々役といふ特權は餘程尊重されて居ることが分ります。今一つ近い年代のところでは實例を擧げますと弘化四年(一八四七)一番組小網町名主伊兵衛が寄場へ出て淨瑠璃を語つたことが世人の口の端に上り穩密廻定廻の耳に入つて面倒な問題となつた。さりながら伊兵衛は四十年も名主役を勤め世話掛市中取締掛諸色掛人別掛米方掛繪双紙掛書物掛等の掛役を勤め相應功勞もあるもの故今回の不始末の罰として掛役だけを免じようといふ北町奉行鍋島内匠頭の意見でしたが南町奉行遠山左衛門尉は掛役を取放つのみで當人が依然名主役に居つては支配町々の取締とならず且つ自然若年の名主共をして慎方を疎にさする基となるから名

主役を取放つ方が相當であるといふ意見で、とう／＼伊兵衛は名主役を免ぜられました。併しそれと同時に跡名主役は伊十郎に申付けられてゐます。こゝらが舊幕時代に於ける殺活自在の遺方ヤリカタです。

天保の改革は最初に享保寛政の治に復する目的とすと宣言してゐますが、天保十四年七月に行つた名主の黜涉は確に寛政二年の黜涉を手本としたものです。即ち前に一代限り苗字を許した熊井理左衛門に二番組堀江町四町分同六軒町堺町上納地石塚三九郎に二番組新材木町菅屋町上納地新和泉町北側堺町横町鈴木市郎右衛門に二番組長谷川町堀江町新道田所町岩代町の當分新規支配を命じ、勤方によつては永々の支配を申付くるを以て出精すべしと申渡し、元の支配町々は悴共へ跡名主役を申付け、三人に引續いて出精なる十七番組深川六間堀町名主八左右門外八名にはそれ／＼當分増支配を、又同組深川中島町名主久右衛門には支配町々の中一旦上地となりし分の永支配を命じ、十六番組本所緑町名主長兵衛外五名には銀二枚宛を、七番組南八町堀名主清左衛門外二十八名には賞詞を賜はりました。名主の賞罰黜涉は隨時にあるのですが、以上兩

回が目立つて多數ですから、それを標本的に擧げた次第です。

- (一) (二) 名主役勤方自身番屋等之儀に付調、市中取締類集名主取締之部二
- (三) 深川熊井町名主理左衛門外二人苗字御免其外精勤致し候名主共譽置等之儀何一件(同上)
- (四) 鈴木傳考異二(山房札記二五三頁)
- (五) 町年寄井名主諸願申渡御褒美
- (六) 寛政二戌年七月町々名主共之儀に付申上候書付(市中取締類集名主取締之部二)
- (同上)
- 同九月芝田町徳三郎外四人跡名主之儀并町中名主共之儀に付奉何候書付
- (七) 同十月六日申渡(同上、正事集第六十八)
- 文化十三年三月二十九日申渡(市中取締類集名主取締之部三)
- (八) 小網町名主伊兵衛如何之風聞有之候に付調(同名主取締之部七)
- (九) 天保十四卯年七月町々名主共之内増支配等申付候儀申上置候書付(同名主取締之部三)
- 同七月六日申渡(同上、天保度御改正諸事留第九)

七 名主の番組別

上文に幾度か何番組何町名主といふことを繰返しましたが、この何番組といふのは名主の組合です。名主の組合は享保七年（一七二二）以前にもあつたが、當時は單に地理上から區別して、日本橋北組合・同中組合・同南組合・神田組合・芝組合など、稱へてゐたところ、同年になつて始めて一番組から二番組三番組と順を追つて十七番組まで番組を立てるやうになつた。之は南町奉行大岡越前守忠相が町年寄奈良屋市右衛門に、名主の人数を減少するやうにと沙汰したのが發端で、越前守下命の趣意は、近來名主多人數にて、中には不埒な者も居り、町入用も多く掛る故、向後新規の名主の出來ぬやう、從來の名主の中で病死又は退職する者があつたらば隣町名主の支配に附けよといふのです。併しそれでは現在の名主は皆一代限りとなつて、跡を實子養子に襲がせることも出來ず、老年病身に及んで本人及び妻子までの難儀となり、又他方には名主により支配下の町々が俄に増加して、御用向の抄取り兼ねる分もあらうから、從來の通り名主病死又は退

隱の跡は、忤又は養子にて相續することを許されたい、就ては名主共にて組合を立て、互に申合はせて町入用の掛らぬやう精々注意し、萬一不埒の名主もあらば、仲間にて吟味しその上にて御番所へ申上げるやうに致さうといふ相談で、同年六月名主一同申合箇條書を作り、市右衛門の手を経て右の次第を越前守へ言上し、漸く名主人數減少の件は沙汰止となつた。そこで二百六十三人の名主が最寄最寄で組合を作り、一番組から十七番組までを立てた。以上は正事集といつて江戸の町觸や申渡を集めた正確な史料によつて知り得た事實ですが、一説には一番組から十八番組まで同時に出來たとあります。今正事集に見ゆる十七番組の名主二十一人の住町を調べて見ると、後の十七番組及び十八番組に屬してゐる町名が見える。言換へれば享保七年の十七番組が分れて十七番組及び十八番組となつたので、その分離の年月が不明といふだけです。それから延享二年に寺社門前町屋を殘らず町方支配とし、それ等の名主共を一番組乃至十八番組へ組込んで見たところ、何分場所が掛隔つて組込めぬ分があるので、別段に組合を立てたいと願出で、寛延元年（一七四八）に十九番組、同二年に二十番組、二十一

番組が出来上り、組數合計二十一となり、幕末までそのまゝでした。又番外二組即ち新吉原町と品川町とはいつから番外と名乗つたか判然しませぬが、天明五年(二七八五)の書類に「品川組の内品川寺門前」または「番外新吉原江戸町一丁目」と見え、寛政二年(二七九〇)の書類に「町中惣名主一番組より二十一番組并に番外共都合二百六十人程有之」とありますから、天明寛政頃には既に番外と稱へられて居つたものと言へます。

(一) (三) 南北小口年番名主動方之儀調書(市中取締類集名主取締之部一)

熊井理左衛門外二人書上(同名主取締之部三)

(二) 享保七寅年四月七日同七月八日申渡(正事集第十八)

(四) 天明五巳年五月八日申渡(市中取締類集名主取締之部五)

(五) 寛政二戌年九月芝田町徳三郎外四人跡名主之儀并町中名主共之儀に付奉
伺候書付(同名主取締之部二)

八 名主の掛役 (一)肝煎 (二)世話掛 (三)市中取締掛 (四)諸色掛

名主の番組別は享保寛延に出来たが、組合中不出精な名主があつても、教誡の

任に當る者もなく、ざりとて町奉行所の方でも別段懲罰を加へることも無いので、出精な名主までも怠勝になる。それではならぬとあつて、寛政二年十月斷乎として名主の黜涉を行ひ、又惣名主の取締として肝煎名主を置く事となつた。之は時の南町奉行池田筑後守の遣つた仕事で、筑後守の意見では番組毎によく町内を取締り公務に出精な名主兩三人づゝを撰み、肝煎と稱してその組合の上席とし、組内の名主中に不行届の者が居れば、再三之に教諭を加へ、なほ用ひずば言上せしめ、何事によらず入組んだ事件は肝煎に相談して手限りにて解決し、公事出入を少くし、町役その他の諸入用を減少するやう、名主共に於て心掛けたならば、町方取締に宜しからうといふので、時の老中松平越中守に伺濟の上、同年十月に至り、一番組品川町名主六右衛門等四十八名を肝煎名主に任命しました。尤も四十八名中白金臺町名主半四郎は十番組及び十九番組の肝煎を兼帯しましたから、實際は四十七名です。一説に寛政諸政改正の砌より、惣町中へ達物又は御尋筋等にて急速の御用が多くなつたので、肝煎名主を命ぜられ、急速の御用はその組の肝煎共へ仰付けられたが、惣町中へ惣達の儀は小口の肝煎共に主

に仰付けられたとあります。併し之は各番組に肝煎が出来た結果であつて、肝煎の出来た原因ではないと考へます。

然るに文政六年(一八二三)になり、向後肝煎名主の中で退役するものがあつても補缺しない、即ち減切にするといふ命が出ました。之は寛政度起立以來、追々宜しからぬ事共多きにより、肝煎を廢止しても差支なきや否やといふ問題を生じ、廢止は強ち差支なしとしても、肝煎中には實體に勤め、御用に立つものも多くあるから、一概に廢止するは穩でないといふ議論が勝を占めた結果、減切となつたのです。宜しからぬ事共とあるのは、何をしたか判明しませぬが、名主上席といふ地位を利用して、私利を營んだり、甚しきは支配外町々の公事出入にまで口を出したやうです。兎に角肝煎は減切申渡後、退役病死等にて段々人數を減じ、残つて居る分も町奉行所で重要視せぬがため、一般の名主と敢て違ふところの無いものとなつて仕舞ひました。

下谷小島町に淺草新堀常淺附屋敷と稱へ、六百五十七坪餘の地面一ヶ所があります。一寸不思議な名稱ですが、その屋敷の地代を以て淺草新堀の常淺を行

ふといふ意味です。寛政九年(一七九七)右屋敷は肝煎共寄合の入用筆墨紙等を支辨するため、彼等に拜借を仰付けられたところ、文化十年(一八二三)になつて觀世鐵之丞に拜領を仰付けられた。元來この地所は觀世織部が拜領し、織部が家元を嗣ぐことになつて、一旦上地アガリチとなり、それから肝煎の拜借地となり、觀世家には縁故のある土地ですから、今度鐵之丞に下されても、肝煎共に於て故障を申立てる筋もないので、之に替る相當地面の拜借を肝煎名主共から願出でた。併し思はしい地面もないので、拜借地の地代から常淺入用その外家守の給金等を差引き、實際の手取額に相當する金額を、町會所から交付することとなり、肝煎名主共に年々金七十五兩を下渡されました。それが三十年も續いて、弘化元年(一八四四)になつて御勘定所から下渡金を廢止したいといふ掛合書が町奉行宛に發せられた。その結果は不明ですが、當時肝煎名主は既に有名無實となつてゐたのですから、多分御勘定所の掛合通りになつたでせう。

組合名主の取締であつた肝煎が無勢力になると、またソロ／＼名主の我儘不正が萌して來た。そこで天保元年(一八三〇)同二年の兩度に、町年寄喜多村彦右衛

門奈良屋市右衛門、樽吉五郎の三名から北町奉行榊原主計頭忠之に宛て意見書を差出しました。その大意は、凡そ御府内の町人は、個人としては身上の大小を問はず、家業を出精し、公人としては公儀の御法度を守り、時々の御觸事を辨へ、正路に渡世するを以て專要とする、併し御城下の廣大なる愚昧にして不知不辨の裡に制禁を犯す者もあれば、是非の差別を存知ながら、私慾に走つて家名を失ふ者もある、善を勤め、惡を懲し、又愚昧を教導するは名主共當然の職分といふべく、町々町人は支配名主の組下同様のものであるから、萬端名主に於て指揮進退すべき筈で、名主身分は輕からざる役目である、従つて名主は肩衣勤を許され、その上古町名主は年頭御城内の御禮席へ罷出でる程である、然るに近年名主共の中には、若輩にて御用向に熟せぬもの、情弱にて公用町用を代人に打任せて顧みぬもの、遊興に耽り金銀に窮して支配下の町人に無心合力を吹懸けるもの、甚しきは偽物の沽券狀に捺印し、重き御仕置に處せられる者さへあつて、言語同斷の爲體である、故に番組毎に老分實體の名主一兩人を撰び、組合の世話に従事せしめ、又彼等をして時々會合協議して内外の取締を掌らしめ、沽券狀には繼紙をなし、

之に兩町奉行と町年寄との印形を加へて、不正を行ふ餘地を存せしめざるに如かずといふのでした。

町年寄の意見書に就ては、南北年番與力及び北の吟味方與力からそれ〴〵調査を上り、結局沽券狀に町奉行の印を捺す項は、全く新規の事柄故一先づ見合せ追つて沽券狀の取締を制定するに決し、又世話掛名主會合の項を削除し、毎組兩三人宛の名主を世話掛とし、任期を三ヶ年程と定め、成績宜しければ延期し、不都合あらば早速中止すること、豫め居附地主共に申渡し、若し世話掛名主並に町々名主に於て不正の儀あらば、封書を以て町年寄に訴出でしめること、の二項を可決し、その旨を主計頭から老中水野出羽守忠成へ伺出で、之に依つて惰眠を貪れる惣名主を警醒し、併せて町人一體の風儀を向上せしめんと計つた。さうすると出羽守から伺之通り取計ふべしとの沙汰があつたので、主計頭は直に町年寄に命じて世話掛に任ずべき名主の名前を書立てさせ、三廻の風聞搜索年番方の調査を経て世話掛名主を確定し、別に居附地主惣代並に世話掛名主への申渡案文をも作成し、萬端の準備が悉く整つたので、主計頭から改めて伺書を出羽

守に差出したところ、出羽守の書取には、曩に肝煎名主を減切とし、ゆく／＼は肝煎を止むべしと申渡した。肝煎と世話役と名目は違へ、之を設けることは宜しくなからう、名主共の中不取締の者ある時に限り、相應の人物を撰んで、當人を世話せしむるは格別、多人數組合の世話役を命ずることは無用とせよ、地主より封書を以て不正不評判の名主を訴出でる件は何の通りとありました。老中の意見が何故前後相違したか、想像すら困難です。

主計頭は老中の書取に服従するより外はないので、取敢ず毎組居附地主惣代一兩名づゝを召し、名主中に不正の者があつたら、封書を以て町年寄へ訴出でよと傳へました。然る處町年寄から世話役の名目御聞濟成難き旨仰渡され、なほまた申立つるは恐入ることではあるが、若輩心得違の名主共多く、之を教諭して御用向に習はしむれば、自然町内取締の基になるのであるから、今一應御勘考を願ひたい、勿論人數を極めず、老分實體の者を撰び、年番にて組合内を世話せしめ、一ヶ年勤務の後御用辨宜しきものは町會所掛年番同様勤績を申付ける事に致したい、先づ初年に仰付けられたい者は是々であるといつて、前回提出した名前

書に若干の訂正を加へたものを添へて、町奉行所に言上致しました。この書面がどういふ詮議を経たか、不明ですが、一番組本銀組名主惣藏等三十二人を召し、其方共に來年十二月まで組内の世話を申付ける、若輩は勿論老分の名主たりとも、不正筋はいふに及ばず、身持不行跡又は奉行所へ出勤せず、町用を等閑する者があつたら、篤と示談に及び、相用ひざる分は早々申立て、惇直質素の風儀の行はれるやうに厚く注意し、町入用も無益の失費を省いて、町々永續の基を失はざるやう出精せよとの申渡がありました。時に天保二年十二月です。世話掛といふ名目をつけた公認のものとするなら、老中へ伺出づる必要があつたでせうが、臨時的に單に世話を申付けるといふだけならば、町奉行手限りで取計つて差支無かつたらうと思はれます。但し翌年十二月町年寄から提出した勤績申渡の下調書には、既に世話掛といふ名稱を用ひてゐる。誠にその邊の所は曖昧です。さて最初に世話掛を命ぜられた三十二人の身元を調べると、肝煎が十九人、肝煎見習が二人ゐる。之は當時殘存してゐる肝煎の全數ではありますまいが、その大部分とは言へませう。

以後毎年十二月町年寄の調査によつて勤越クツコト即ち勤績を申渡す例で、人員は時増減し、後には世話掛並ナラといつて世話掛に準ずるものが出来、弘化元年の調セに本役二十七人並十一人とあります。又天保十三年惣名主上席を命ぜられた深川熊井町名主理左衛門外二名を定世話掛と稱へます。世話掛名主の手當又は賞與のことは見當りません。

天保改革が始まつてから市中取締掛名主又は諸色掛名主といふ名稱が能く出て来る。市中取締掛は天保十二年十一月三日、北町奉行遠山左衛門尉の役所に於て、一番組安針町名主雄左衛門等三十一名に之を命じたのが發端（二三）で、同時に町年寄に對し名主の主として心得べき三箇條を示し、舊弊一洗を諭した。左衛門尉から南町奉行矢部駿河守に市中取締掛名主を申付けたことの達書に、兼て伺濟の通（二四）とあるから、市中取締掛名主任命の必要を老中に伺出で、許可を得たに相違ないので、肝要の伺書をまだ見出しません。又諸色掛は一に諸色調掛ともいひ、市中取締掛同様、天保十二年を以て仰付（二五）られたといふことですが、一説には寛政三年（一七九一）諸色掛名主六十二人を仰付（二五）けらるとあります。寛政三年

三月本白銀町名主惣次郎外五十五人を北町奉行所に召して諸色調掛を命じ、錢相場に準じて諸色直段の引下を世話せよと申渡した事實（二六）並に天保十三年正月本町三丁目名主文左衛門外二十六人に南町奉行所に於て諸色取調掛を命じた事實（二七）はありますが、寛政の諸色調掛が天保年間まで續いたか、同じ名稱の掛が寛政と天保と兩度に出来たか、それを判斷する材料を持合はせません。

兩掛名主の仕事についても別段説明はありませんが、掛の名稱から判斷すれば、大抵見當がつかます。即ち一方は御府内町人を公私の兩方面から取締る掛、一方は諸色直段の高下を調べて生活上の安定を計る掛で、之には掛分（二八）がある。例へば餅菓子・干菓子・傘（二九）・提灯・雪踏・菅笠・草履は二番組、堀江町熊井理左衛門外五名、板材・木竹は同組、新材・木町石塚三九郎外六名、吳服・木綿・練綿・打綿・練糸・股引・足袋・手拭は同組、長谷川町鈴木市郎右衛門外四名といふ風に、分擔を極めて他支配でも遠慮なく調査するやうにした。尤も時々掛分を變へてゐます。

市中取締掛と諸色掛とは、一人の名主で兩方を兼帶する者もあれば、一方のみのも者もあつた。それでは却て不便だといふので、天保十三年二月總て兩掛を兼

帶とした。當時の申渡に、市中取締掛新革屋町名主定次郎外十二人は諸色調掛兼帶、諸色調掛岩附町名主文左衛門外八人は市中取締掛兼帶、佐内町名主八右衛門は新に兩掛を命ずる、安針町名主雄左衛門外十七人は之までの通り兩掛兼帶たるべしとあります。之によつて在來諸色掛は二十七名、市中取締掛は三十一名あつたところ、今回兩掛とも四十一名づゝとなつたことが分る。

市中取締並諸色掛は世話掛同様毎年十二月に勤越を申渡される。尤も世話掛の方は町年寄で調査して勤越を申立てるのですが、市中取締並諸色掛の方は町奉行所の直調です。人員は時々増減し、後には市中取締並諸色調増掛といふ名目が出来、弘化元年の調に本役四十七人増掛十八人諸色掛のみの分一人とあります。兩掛を兼帶する筈でありながら、番外新吉原江戸町二丁目名主佐兵衛が諸色掛だけで居るのは、町柄に依つたものと見るより外に解釋の爲様がありません。

肝煎世話掛市中取締掛諸色掛といふ風に掛役がいくつもあつては煩はしいから、肝煎世話掛の名目を廢し、一樣に市中取締並諸色掛に振替へてしまはうと

いふ説がありました。が決定に及ばなかつたやうです。併し實際に於ては、肝煎名主の多數は前に申した如く世話掛になり、又天保十四年末現在の世話掛三十一名は悉く市中取締並諸色掛の中に含まれてゐますから、肝煎世話掛は有名無實と申して宜しいと思ひます。

市中取締掛に手當といふものはありません。始めて掛が出来た年の末に、千疋の褒美が出てゐます。任命以來月が浅いからで、その翌年市中取締掛と諸色掛とが兼帶になり、年末に三千疋の褒美が出ましたが、之が例格となり、増掛が出来てからは、本役に三千疋増掛に千疋を賜はることゝなりました。

以上の外町會所年番繪双紙掛、書物掛、米方掛、人別掛等の掛役がありますが、是等は極めて一局部の仕事を掌るものであり、又史料もまだ充分手に入りませんから、略して置きます。

(一) 寛政二戌年七月町々名主共之儀に付申上候書付(市中取締類集名主取締之部二)

同九月芝田町徳三郎外四人跡名主之儀并町中名主共之儀に付奉何候書付(同上)

江戸の名主

- 同十月六日申渡(同上、正事集第六十八)
- (二) 熊井理左衛門外二人書上(市中取締類集名主取締之部三)
- (三) 天保二卯年四月町々名主共之儀に付奉伺候書付(同名主取締之部一)
- (四) 惣町肝煎名主御手當之儀に付御勘定奉行より懸合(同名主取締之部四)
- (五) 天保元寅年九月喜多村彦右衛門外二人書上(同名主取締之部一)
- 天保二卯年正月喜多村彦右衛門外二人書上(同上)
- (六) (三)に同じ
- (七) 天保二卯年六月町々名主共取締世話役可申付者共并町入用の儀に付奉伺候書付(市中取締類集名主取締之部一)この何書後半は開けて完からず。
- (八) 同六月二十九日覺(同上)
- (九) 同十一月名主共取締之儀申上候書付(同上)
- (一〇) 同十二月二十六日申渡(同上)
- (一一) 天保三辰年十二月組合世話掛名主動越之儀申上候書付(同上)
- (一二) 弘化元辰年十一月組々世話掛名前書上(同名主取締之部四)
- (一三) 天保十二丑年十一月三日申渡(同名主取締之部一、天保度御改正諸事留第九)
- (一四) 南北小口年番名主動方之儀調書(市中取締類集名主取締之部一)
- (一五) 取締之儀申上候書付 鈴木町肝煎名主源七(同市中取締之部二)
- (一六) 寛政三亥年三月十二日申渡(正事集第六十九上)

- (一七) 天保十三寅年正月十七日申渡(天保度御改正諸事留第九)
- (一八) 去卯年十二月中諸色掛り譯被仰付候名前(市中取締類集名主取締之部四)
- (一九) 天保十三寅年二月十五日申渡(同名主取締之部二、天保度御改正諸事留第九)
- (二〇) 弘化元辰年十一月組々取締諸色調掛名前書上(市中取締類集名主取締之部四)
- (二一) 天保十四卯年十二月世話懸名主動越並新規申付候調(同名主取締之部三)
- 同月中取締并諸色懸差免又は新規増懸名主申付候調(同上)

本篇は大正十二年一月東照宮三百年祭記念會に提出せる研究報告に若干の訂正を加へたるものなり。

史學第二卷第四號所載 大正十二年十一月

徳川時代の大阪市制

緒言

私が市史編纂の任に當りまして一番初めに當惑いたしましたのは、大阪に係の材料が極めて少い事であります。御承知の通り明治元年正月伏見鳥羽の戦争が幕府の失敗となつて當時大阪在城の將軍慶喜が軍艦へ乗つて江戸へ逃出すといふ混雜の際に、亂民は時を得顔に市中を横行し、その一部は町奉行所及び代官所に亂入いたしましたして、手當次第に器物その他を持出し、最後に帳面類も悉く皆持出したのであります。そこで大阪へ乗込みました薩州と長州とは直様政治を執行ふに困り、急に御觸を出しまして、帳簿類を持つて逃げたといふ事は別に咎めはしないから、早速差出すやうにと命じ、その結果若干集まつたさうであります。一旦集まりましたものも、今日では何處に參りましたか解りませ

ぬ。本來ならば大阪府にある筈でございますが、府廳にはその書類の片影も見えないのでございます。又大阪城にありましたものは、之も薩長兩藩到着の際に、城に火事が出ましたので一切烏有に歸しました。されば大阪に残つて居らないのでございます。この外毎郷の取締を致して居りました惣會所、又毎町の町務を取扱つて居りました町會所、是等にも色々の帳面が残つて居るべき筈でございますが、會所の潰れるのと同時に帳簿も大抵賣拂はれて了ひまして、現存して居りますのは極めて僅少でございます。只今編纂係にありますのは南組に屬する菊屋町南米屋町兩町々會所の舊藏書類で、勿論全部ではありませんが、その書類のためにどの位裨益を得ましたらう。江戸の史料は上野の帝國圖書館の中に評定所寺社奉行町奉行等管理の書類が山の如く、即ち約一萬冊ございます。彼を見ますると大阪に關係の資料の乏しいことは如何にも残念な事で、今少し餘計にあつたらば、南組ばかりでなく北組や天満組の書類があつたらばと常に考へるのでございます。布告及布達(明治元年) 記録掛文庫架藏書目

併し私が大阪へ參りましたから、公私の助力により若干の史料を集めました、

夫によつて大阪編年史料を作り、事實を正し、次に之を土臺にして市史の編纂を致して居りますが、いかに大阪だけを調べても事實の真相が解らぬといふこと言ひ換へれば他所との關係他所との比較研究の必要を、この頃に至つて端的に感ずるのであります。例へば商業の上で申しますと、大阪の二十四組問屋と江戸の十組問屋と申すのが東西相呼應して兩地間の取引を行つたので、その荷物を積むのが主として菱垣廻船ヒサキクイセンと申す一種の廻船であります。されば大阪の二十四組問屋の方ばかり調べても、江戸の十組問屋のことが解らなければ、江戸大阪間の取引は到底明瞭といふ譯にはまゐりませぬ。廻船のこと、いひ、飛脚のこと、いひ、皆その通りです。また伏見と大阪との關係を見るのに、この淀河を上下した過書船カシラネといふものがある。角倉木村兩家の支配で伏見、枚方、平田ヘイタに船番所を置き、大阪にも大川町に過書役所といふものがあつたのですが、之に關する詳細なることは残念ながら分明でない。先般伏見町役場へ紹介を致しましたが必要を得ませんでした。長崎とてもその通り、外國へ輸出する貿易銅サウダ即ち棹銅サウダの鑄造は銅吹屋仲間の掌るところで、今の住友氏の祖先は泉屋といつてそ

の一人であつたのです。右様な次第で大阪だけを調べても解らぬことが續々と出て來ますが、之は誠に致し方のない事で、各地方や各町の歴史が次第に出て參りますれば、さういふ疑點も解つて來るのでございます。されば今日お話を致しまする徳川時代の大阪の市制に就ても、單に大阪ばかりでなく例へば京都と比較するとか伏見と比較するとかいふ風に致しましたならば、今一層正確に適切なお話が出来ると思ふのでございますが、さしあたりは到底望むべからざることであるので、唯大阪にありまする史料によりまして概略を申し上げます。

菱垣廻船問屋記録、十組元記一覽、諸問屋名鑑、河村興三右衛門由緒書、難波丸綱目、住友家史、垂裕明鑑抄。

一 大阪の運河

大阪は元和一亂の後に家康の外孫松平下總守忠明の領知となりました。忠明は兵亂の後を承けて伏見から町人を呼寄せ、運河を鑿ち、市内に散在致して居る寺院墓地を一所に集め、又水帳を制定する等、銳意市政の改善に盡力しました。が、足掛五年で郡山へ轉封を命ぜられ、元和五年八月から大阪は徳川氏の直轄領

となつて仕舞ひました。從來大阪が豊臣氏の領地でありました時は伏見は非常に政治上に重い位置を占めて居たのでありますが大阪が豊臣氏のものでない以上は伏見の必要は大にその度を減じて來たので松平氏が轉封を命ぜられた翌月に當時伏見の城番でありました内藤紀伊守信正が大阪城代となり伏見大番頭兩名は大阪の大番頭となり伏見の番衆は全體大阪に移されたのです。第一の城代内藤信正第一の町奉行島田越前守直時久貝因幡守正俊是等はいづれも有名な人々でありまして是等の人々の治下に大阪は大に發展した。この壁にかけました二枚の圖一枚は元祿年間の大坂三郷町繪圖の寫原圖は博物館の所藏で圖の寸尺から申しても精密の點から考へても決して民間一個人の所藏のものではないらしい。一枚は文化三年出版天保十五年再版の増修改正攝州大阪地圖之を御覽になりますれば大阪の市街を縦横に流れてゐる川々が人工で出來たものである事はお解りになります。是等の川々の中で豊臣時代に出來ましたのは東横堀川と西横堀川それから阿波堀川天滿堀川道頓堀川これだけでございます。東横堀川は元の大坂城の外廓の壕で之に對して並

表



裏



江戸堀川開鑿銀札 大阪濱和助氏藏

縦五寸九分 横一寸四分

行に掘りましたのが西横堀川であります。道頓堀川は安井道頓と申します。河内久寶寺の豪族が一族と相談して掘りましたので、豊臣氏の末即ち慶長十七年に着手し、元和元年十一月に出来上りました。然るに道頓は大阪方に味方して討死をいたしましたものですから、松平忠明が道頓の事蹟を弟の道卜から聞いて、どうも氣の毒であるといふので、道頓の名を附けて記念としたのです。道卜の家の通稱は代々九兵衛で、安井家といへば三郷惣年寄の中でも一頭地を抜いてゐた始末、次に阿波堀川といふのは蜂須賀家に縁故があつたので、蜂須賀家の領國なる阿波の商人がこの附近に一團を形造つてゐて、その地を阿波座と稱へ、古くは蜂須賀家の屋敷もあつたやうです。阿波堀川一名阿波座堀川は是等商人の便宜のために掘られたものと思はれる。蜂須賀至鎮が慶長冬役に穢多崎を攻め、博勢を陥れて逸早く阿波座に進入したのも、前からこの邊の地理に明るかつたためだと考へられます。壁にかけました元祿の三郷町繪圖によると、堀川の南端、木津川沿岸の地が下博勢シモ、同じく長堀川以北の沿岸が上博勢カミとある以上は、穢多崎は道頓堀川の南になくはならない。本圖には穢多村は今の難波櫻川

町一丁目及び難波西圓手町の一部に當るやうですが、兎に角前の難波領にあつたので、只今の處即ち昔の木津領に移轉したのは元祿十一年のことです。穢多崎の名はこの穢多村から出たものと思はれる。大阪陣の地圖に大抵穢多崎を道頓堀の北岸に置いてありますから餘談ではありますが一寸申上げて置きます。寛政重修諸家譜、大坂三郷町中御取立承傳記、安井氏山緒書、安井文書、阿波座之縁記、豊臣時代大坂運河開鑿考、地方役手鑑

松平氏から幕府の直轄領となつた當初、大抵元和から寛永の初年へかけて掘られました川々は江戸堀川、京町堀川、海部堀川、長堀川、立賣堀川、薩摩堀川の六川です。京町堀川を一名伏見堀川といふのは元和三年に伏見京町の町人が大阪へ移住して、それが掘つたからだと言傳へて居ります。又これと同年に出來た江戸堀川につきまして頗る注意すべき事實があると申すのは、大阪では、この時始めて銀札を使用した。銀札の裏面にある桔梗屋五郎右衛門紀伊國屋藤右衛門の二名は多分江戸堀川開鑿者でありませう。銀札の實物は濱和助翁の所藏品にあります。海部堀、江戸堀、兩川の名稱に就ては命名の次第を明かにしませぬが、長堀川は河身が長いからといふ簡単な理窟であらうし、薩摩堀川は薩摩屋

仁兵衛—本姓は比田と申して後に安井氏と同じく惣年寄の一人となつた—が工事に關係したため、また立賣堀川は材木の立賣があつたためと存じます。尤も立賣堀川の名稱に就きましては色々の説がありますが、只今は省略致しておきます。要するに以上西横堀川以西の地即ち西船場に數條の運河の開けたのは、取も直さず西船場に幾多の新開地が出來たといふのと同じ意味にとつて宜いのであります。豊臣氏時代の大阪の大きさはどれ程であつたか。地方役手鑑と申す寫本に高五千石古町の分とある。古町は豊臣氏時代のものと考へて差支ない。尙同書に古町以外増加の分を記して高三千八百三十九石一斗七升四合、内千石程は松平下總守殿時分新町分、高二千八百三十九石餘は島田越前守殿久貝因幡守殿時分新町分、高二千五百二十二石五斗八升一合、伏見組、高三百五十二石三斗六升五合、天満組と擧げて、右之通古帳を以書出候得共、帳面不分明に御座候、尤も右の外新町分も可有御座候、有増如此御座候とありますから、判然とは申しませぬが、元和以後十數年の中に二倍餘となつたと見て宜いのであります。勿論石高をきめてまゐります斗代は、土地の善惡に應じ、或は四石五斗とか二石

五斗とか一石とかいふ風に段々がありますから、石高を以て直に町の大小を計る譯にはまゐりません。手鑑初發言上候帳面寫三町御開發由緒書、阿波座之縁起、薩摩堀名稱之原山地方役手鑑

二 地子銀免除

右のやうに大阪が繁榮を極めて居るところへ、丁度三代將軍家光の上洛があつた。寛永十一年のこと、歴史に寛永上洛といふ名高い話で、その時將軍家光は大阪に参りまして、大阪の地子銀を全く免除致しました。大阪のみならず堺や奈良も同様に免除されたのですが、只今は大阪だけに就て申し上げます。一體大阪では松平氏以來地子は八ッ成納で十の收穫があれば其八分を納める。それも米で納めるのではなく、一石を當時の相場より高く二十目替として銀で上つた。薩摩屋即ち比田氏の留書によりますと、當時の地子石高合計一萬一千百八十三石餘、この地子銀百七十八貫九百三十四匁餘とありますから、之を免除されたのは市民にとりましては莫大の恩恵と申すべきであります。そこで市民はいかにも有難い、この御恩をどうしたら後世まで忘れないやうに出来るだ

らうかと、色々分別の後、釣鐘を鑄て時を報ずる、然らばその音響を聞くにつけて御恩を想ひ起す、それは名案だといふことになつてとう／＼釣鐘(三)を造り、屋敷を設けて之をかけた。今の釣鐘町はこの釣鐘屋敷があつたから、釣鐘の二字を町名につけたので、御維新になつてから、年月は解りませんが、屋敷は廢せられまして、併し釣鐘は大阪博物館に歴然として存在して居ります。斯様に大阪は地子銀免除の市街でありましたが、後年になつて出来ました難波新地三町、西高津新地九町、西高津町の如きは、前に代官領であつた因縁からして、市街地になりましても依然として年貢を納めて居りました。大坂三郷町中御取立承傳記、浪速、鷹記、比田氏諸留、安井氏由緒書、手鑑

三 新地開發

この兩圖の時代、元祿と文化文政とは徳川時代の歴史を通じまして二つの黄金時代であります。が、貞享より元祿へかけては有名なる河村瑞賢が幕府の命を受けまして、淀河の改修に當りました。これは新井白石の畿内治河記に委しく出て居りますから、省略いたしますが、淀河改修の如き大工事は容易に着手せら

れるものでない。必ずや上に聖帝明君出で賢臣良相之を補佐して庶民富饒なりといふやうな場合に限りませぬ。仁徳帝と申し桓武帝と申し又明治の聖代と申し、いづれも之に當嵌ります。さて瑞賢の工事の第一着として安治川を真直に掘り、引續いて堂島川、曾根崎川を浚ひ堂島新地、安治川新地、この圖にありまする紫色をした兩地を開いたので、堂島が十町、安治川が九町、それに中島西端の湊橋町を加へて都合で二十町殖えたのでございます。安治川と申すのは河村瑞賢が名を安治といつた故、それを取つて安治川とつけたのだと申しますが、成程道頓堀の例から考へれば尤もらしく聞えます。併し寛政重修諸家譜、河村瑞賢の條又は鎌倉建長寺塔頭長好院にある同人の墓碣銘——今は大に磨滅して香花を供へる人もないとの事——それ等を讀んでも瑞賢の安治といふ名はありませぬ、義通といふ名がある。この川の名を安治川と申しますのは幕府の命名であります。元祿十一年堀江が出来ました時に堀江及び安治川の名がつかましたので、安けく治まる、洪水の難も將來は容易に免かれるといふところから安治川と呼んだものと考へられます。現に此處にある元祿圖には單に新川とある

ばかりです。さて堂島新地に次で出来ましたのは堀江の新地でございませぬ。此處はもと難波領であつて僅に四方沿岸の地に町があつたのみでしたが、その真中に堀江川を掘つて南北堀江二十四町に分け、それから道頓堀の南岸に幸町を一丁目から五丁目まで五町に、又古川富島を各二町、總計三十三町に分け、略して堀江三十三町と申します。難波の穢多村が木津に移轉したのはこの時で富島を一名大佛島といふのは元祿年間公慶上人が南都大佛殿再建の時材木を此處へ集められたからださうです。それから寶永五年に曾根崎新地三町、延享二年に西高津新地九町、明和元年に難波新地三町といふ風に、方々に新地が出来て参りました、その度毎に大阪は町數人口二つながら殖えて参ります。古く寛文五年の調査に據りますと、大阪は町數五百四十九町、人口二十六萬八千七百六十六人とありますが、それが段々殖えまして元祿十六年には新地を入れて六百一町三十五萬一千七百八十八人、元文四年には四十萬三千七百二十四人とあつて、その後は餘り増加致しません。却て天明の半頃から三十萬代に下り、幕末には三十萬八千餘に減じた。町數は安永頃から六百二十町に極まりました。兎に角元祿

とそれから文化文政といふ時代は徳川氏の黄金時代であると共に、大阪も實に盛であつたのであります。畿内治河記、川筋御用覺書、藤井善八覺書、寛政重修諸家譜、建長寺復牒、川方地方御用覺書、吹塵錄、堀江御開發舊記、大坂三郷水帳、町數家數役數寄帳、松平石見守初入に付差出候覺書

四 大阪三郷

大阪の地圖を見ますと町をあらはした方形の中に符牒が附いて居ります。黒丸黒三角及び白三角の三種で、之は何かと申しますと、今日の大坂を四區に分けて居りまするやうに、昔の大坂は三郷といつて三つに分かれて居つた。淀河以北を天満組といひ、淀河以南を南北に分けて大抵今の本町から北を北組、南を南組と名づけ、之で大阪三郷の形になつて居るのであります。併し先刻申上げました通り、大阪が豊臣氏の手を離れた當初、或は伏見から町人を引き、或は伏見の城番大番頭を大阪へ移すといふ風に、伏見と大阪とは大分密接の關係があつた。伏見京町から來た人々が京町堀川一名伏見堀川を掘つたことは適切な一例である。當時伏見から來た人々の町數は、大約八十あつて伏見組といふ一組

を作つて居つたといふ事でありませう。併し伏見組は何日頃なくなりましたやら伏見組に屬した町々はどれだけ北組へ加入し、どれだけ南組へ加入して仕舞うたやら伏見組の興廢は甚だ曖昧であります。さて淀河以南ではなる程最初は本町といふものを境にして南北に分けましたが、その後新地が出來て參りますると、新地を更に又三郷に分けたものですから、三郷の境界が錯雜して來た。堀江だけについて申しますと堀江川の北御池通は天満組、北堀江一丁目乃至五丁目は北組、堀江川の南では南堀江一丁目乃至五丁目、南組、そのまた南の橋通が北組に屬して居るといつた次第で、甚だ錯雜して居りましたが、明治二年になりましてそれを全然廢しまして、東西南北の四大組に分けました次第であります。初發言上候帳、面寫、濱文書、大坂三郷水帳、町數家數役數寄帳、布告及布達、明治二年

一體大阪といふ字は只今は皆阪の字を書いてありますが、維新以前は必ず土偏の坂の字が書いてある。蓮如上人明應七年の文を讀むと、生玉の庄大坂とある。今の生國魂社は太閤築城の時に移されたもので、生國魂社の故地は豊公時代の大阪城中にあらねばならぬ。或は上本町一丁目邊だともいふ。兎に角

生玉といふ庄の中に大阪といふ小さな場所があつたと解せらるゝ。それが本願寺氏から豊臣氏に互つて大阪の名が廣がつて、東横堀川以東を含むことゝなり、東横堀川以西を船場、淀河以北を天満といつて居つた所が、大阪といふ二字に含んで居る範圍が擴がり、船場も何時しか大阪の中へ含まれ、大阪と天満と相對するやうになつた。「大阪の餅と天満の餅と比べて見れば云々」といふ俗語でもそれを證することが出来る。然るに正保慶安頃からして天満も亦大阪の中へ這入つて、こゝに大阪三郷となつたのであります。御文、浪速、船場、大阪三郷町中御取立承傳記、攝陽落穂集

五 町奉行所 町奉行

其處でこの三郷の政治に當る役人としては第一に町奉行を擧げねばなりません。城代は大阪城に居りまして大阪は勿論西國三十三箇國を總管するのであります。直接市民に關係があつて最も重い位置に居るのは町奉行(五)です。町奉行は老中支配で諸太夫に任じ、地方川方寺社方に關する件、廻米、消防、警察、糸割符、銅に關する件は申すに及ばず、兵庫西宮の管理、攝河、泉、播四國の地方に關する

訴訟、三郷町人より中國西國四國の者を被告とせる金銀出入等を掌りましたものです。町奉行は東西に分れ、二人が定員で一箇月交代に月番ともなり、非番ともなる。非番になると奉行所の大門を閉ぢ、新しい公事訴訟類を受理せぬだけで、その他は月番と相違がない。何も月番だから忙しい、非番だから樂だといふことはない。御用日は毎月二日、五日、七日、十二日、十八日、廿一日、廿五日、廿七日である。元祿九年に一時三人になつたことがあつたが、長くは續かず同十五年から再び舊の如くなりました。元文三年に大阪町奉行は千五百石高に極まり、夫に足りない人が赴任すれば足高を遣ります。役料としては現米で六百石、千五百石の四つ物成が六百石になりますから高一倍を給はることゝなります。その他三郷からは年頭八朔、著寒、伺歳暮、五節、句上、巳端、午重陽にまた町々諸仲間等からは年頭八朔に禮銀を貰ひますから中々立派な生活をした。任期は一定致して居りません。大阪へ參つて死ぬまで居た人もあれば僅か一二年で轉任した者もある。甚しきは町奉行に命ぜられて大阪へ來ない中に更に代つて仕舞つた人もございます。在職年數の最も長いのが曾我丹波守古祐で前後二十五

年に互り、古祐の子を近祐といつて親子共名奉行でした。東西の町奉行所は今の借行社の西手から谷町一丁目に至る間にあつて、大抵一つの町奉行所で三千坪内外あります。それが享保九年三月二十一日の妙知焼——南堀江橋通三丁目の妙知といふ老母の家から發した大阪一番の大火事、全市の三分ノ二を焼き拂つたといふ大火事で、兩町奉行所とも烏有に歸し、西町奉行所はその後只今の博物場の所へ移轉しました。之はズーツと幕末までその通りでしたが、慶應三年七月に兩方を合して東町奉行所一箇所とし、引續いて町奉行も三人となり、ゴタゴタの裡に御維新となつて仕舞つたのです。さてこの町奉行所の繪圖といふものが欲しいと思つて探して見ましたが、ございません。先般第一回の時に中山學士が伏見の町奉行所の圖を御持參になつたさうで、大阪のと似て居るかどうかが引較べて見たいと思ふのであります。此處に持つて參つたのは、東組の與力をして居られた關根一郷といふ老人に頼みまして記憶を喚起して書いて貰つたもので、全く記憶から作つたものですから、多少の相違はありませうが、大體は此圖で解ります。西町奉行所も殆ど同様であつたさうです。歴代の町奉行

の中には随分英名の人も居れば、又甚だ宜しからぬものもあります。久具、島田、會我親子、石丸、石見、守定、次一、定次は諸商業仲間の繁榮に苦心した奉行で、油商組合では定次が油榭制定の功を徳とし、その肖像を掲げて祭典を行つたさうです。又幕末には矢部、駿河、守定、謙新、見伊、賀守、正路の如き英傑も居つたのですが、之と反對に彼の名高い辰見屋騒動、即ち大富限者の辰見屋を乗取らうとした親戚の木津屋吉兵衛から賄賂をとつた稻垣淡路守種信及び同僚佐々美濃守成意の如きは悪い方の標本です。併し一人々々の傳記に就ては申上げる暇がござりませんから、擱めて置きます。史微、累代武鑑、寛政重修諸家譜、惣會所節季勘定帳、南米屋町集、銀帳

六 與力 同心 手先

町奉行自身の家來としては家老、公用人、取次などといふのがあつて、公私の用を辨じましたが、表向の配下としては與力、同心があるだけです。之は一定の人員がありました。與力は東西各三十騎、同心は東西各五十人、兩方合して與力六十騎、同心百人となる。與力は二百石、現米に直して八十石、當初何内交野郡に於て

封地を有せしが元祿四年以後藏米に引換へ八十石を賜ふ同心は十石三人扶持と極まつて居りました。地面も與力一人につき五百坪、同心一人につき二百坪を天滿に賜はつたものです。與力の居りました所は今日與力町一丁目二丁目といふ名が残り、同心の居りました所は南同心町一丁目二丁目北同心町一丁目二丁目、その名を留めて居ります。この外與力は川崎―只今の造幣局泉布觀及び新川崎町の一部にも居つたのです。町奉行は段々に替りませんが、東西兩組の與力同心は大阪に居附でございました。町奉行は段々に替りませんが、彼等には色々の役目があつてその役目も亦時代に從つて變つて參ります。これは公私要覽とか、大坂袖鑑とか、また役人鑑の如き職員録のもので調べるより外に致方がありません。併し何れの時代を通じても地方川方寺社方の三つはあります。俗に三役と申しまして與力の中でも最も古參なものが勤める職でございます。地方は水帳の改正、家屋橋梁、下水道道路の取締、芝居能相撲の見分、諸株諸仲間に関する事を掌ります。川方はその名の如く兩川口、大川、内川の浚渫は勿論、川筋一切に関する事を掌る役で、寺社方は宗旨手形を出します。寺院

住職の交替、三郷町々宗旨卷マキの檢收、寺社の普請祭典書籍出版または釋座、朱座、舟製法人等の出願や、それに關係ある訴訟を取扱ひます。この外同心支配カネ、金役、右役、極印役、火消役、盜賊吟味役、定町廻役、遠國役など色々ありますが、いづれも何々役勤書といふ書類があつて、その役々の職掌を知る事が出来る。是等の役々の中に本役加役といふのがある。本役といふのは専任の與力同心があるので、加役は本役の與力同心から兼務せしむるのです。與力同心は必ず東西から同數に出る。例へば川方が四名あると、東組與力から二名、西組與力から二名といふやうに同數に勤める。執務時間は巳刻から未の下刻まで、即ち午前十時出勤、午後三時退廳といふ筈ですが、用務繁多で中々さうはいかない。休暇としては代々の將軍の祥月命日だけで、之を拜參日ハヒサシと申します。天王寺專念寺○天滿東寺町にあり、建國寺○川崎東照宮へ參詣をするからです。長男が十五歳になると御番方見習と稱へて番所へ出勤し、その後技倆次第で相應の役附を致しますが、この分はたゞ役に附いて居る扶持を貰ふだけである。與力同心の株は賣買は出來ず、外様大名の家來との縁組はしなかつたさうです。與力の収入は現米に換算する

と八十石となる。役々によつて扶持がありませんが、これとても大したものではない。この外年頭八朔には町々諸仲間から禮銀を貰ひます。それが好い役を勤めまする與力例へば地方役といふやうなものは、總て大阪にある諸株仲間の取締を致しますから禮銀も中々多い。話を聞いて見ますと與力の中で最も羽振をさかした者は二千五百石位な暮しをしたといふことで、二百石に比べて見れば十倍餘となる。大分贅澤な暮しをしたものと思はれます。この年八の禮銀は町奉行惣會所に關係あるものは上は町奉行を第一として下は惣會所の下宿及び同人女房に至るまで、いづれも町々諸仲間から受納致すのであります。與力の下の同心の役名は大略與力の分と同じでありますから、表に譲りまして一々申上げません。それから慶應三年になつて全然變り地役人ばかりでなく江戸からも與力同心が來て兩方打込となり、與力は別手組及び調役、同心は定役及び同心の二つに分れ、調役は調役並調役並勤方調役並出役の四階級、定役は定役取締定役取締助定役定役出役の四階級、同心は同心小頭及び同心の二階級に分れ、寺社掛、川方掛、地方掛、盜賊掛、吟味掛、目安掛、火事場掛、御用所掛、御手附、唐

兩組與力役附

元祿十六年 要公覽私	享保六年 袖大鑑坂	文化十年 鑑役人	兩組同心役附
同心支配 4	御支配 4	定町廻 4	定町廻 6
		定町廻 4	定町廻 6
		組頭 9	組頭 9
		筆頭 10	筆頭 10
		書役 12	書役 12
		牢屋敷取締役 2	牢屋敷取締役 2
		同預詰合役 2	同預詰合役 2
		町目附 2	町目附 2

役々の下に記せる數字は人員を示す。奇數なるは或は該役見習を加へ、或は關員あるも轉補せられざるによる。元祿には牢扶持改、享保には關所役までを本役とし以下に加役とす。文化には本役加役の別を知る能はず。

宿及び同人女房に至るまで、いづれも町々諸仲間から受納致すのであります。與力の下の同心の役名は大略與力の分と同じでありますから、表に譲りまして一々申上げません。それから慶應三年になつて全然變り地役人ばかりでなく江戸からも與力同心が來て兩方打込となり、與力は別手組及び調役、同心は定役及び同心の二つに分れ、調役は調役、並調役、並勤方、調役、並出役の四階級、定役は定役、取締、定役、取締、定役、出役の四階級、同心は同心、小頭及び同心の二階級に分れ、寺社掛、川方掛、地方掛、盜賊掛、吟味掛、目安掛、火事場掛、御用所掛、御手附、唐

兩組同心役附		元祿十六年 要公覽私	同心支配 寺社役 地方役 川方役 金役 石藏役 御藏附 小買物役 御極印役 御普請役 鹽噌役 火消役 關所役 牢扶持改	4 4 4 4 4 4 2 4 2 4 2 4
與力役附		享保六年 袖大鑑坂	御支配 寺社役 地方役 川奉行 御金 御石 御藏 御小買物 御極印 御普請 御鹽噌 火事役 關所役 牢扶持	4 4 4 4 4 3 2 2 2 4 2 4 2 4
文化十年 鑑役人			支配 寺社役 地方役 川役 御金役 御藏 御藏附 小買物 極印役 御普請 鹽噌 火事役 關所役 牢扶持	6 6 8 6 8 4 2 2 6 4 2 4 2 2
文化十年 鑑役人			系割符 盜賊改 遠國役 鐵砲 鐵砲 流人 諸御用調役 目定役 勘味役 吟味役 唐物取締 目安並證文役 町廻	8 4 6 2 4 5 4 4 6 6 6 12 4

役々の下に記せる数字は人員を示す。奇數なるは或は該役見習を加へ、或は關員あるも轉補せられざるによる。元祿には牢扶持改、享保には關所役までを本役とし以下に加役とす。文化には本役加役の別を知る能はず。

物掛銅座掛普請掛物書役掛牢屋敷取締掛同詰合掛高原溜掛の十六掛に分れて
それ〱勤務いたしました。史徴、地方役手鑑、金言抄、寺社方役儀勤書、地方役勤書、川筋御用勤書、舊東組與力關根一郷氏談話役人鑑(慶應四年)
與力同心の中で定町廻役と盜賊捕方といふのが町々を巡廻致しまして、盜賊
亂暴者等を取押へ、火事役といふのが火事場の指圖、失火の原因等を取調べ、變死
人があればその者の身分に従つて番所當番の與力又は同心が檢視に行くとい
ふ風に致して居ります。定町廻役の定員は與力四名同心四名で一箇月交替に
市中を巡廻する。又盜賊捕方(同心)はもと盜賊改といつたもので、安政以後は十
四名乃至十六名もあつた。前者は制服制帽の警部巡查、後者は刑事巡查といつ
た風である。又番所當番の與力は小買物御藏目附火事役牢扶持御鹽噌岡所定
町廻役から二人宛又同心は組頭筆頭から四人宛、晝夜交代で詰めて居る。而し
て是等の人々が檢視又は改めに参りますと、その町々では必ず若干の金を與力
以下一行に贈つたものでございます。その弊が段々烈しくなりました。駕籠を
備へといつて駕籠に乗つて行きながら、駕籠代を拂はぬ。飯時であるから支度
を出せと命じ、また茶菓を命じながらその代金を拂はぬといふやうに、種々不都

合なことが出来て来た。中には會所の町代が何某様にこれくの御馳走をしたといつて實際の費用よりも餘分に附掛をしてその費用を町中に割當てる甚しきは全く虚偽の計算書をこしらへたものもあつた。それで出役シヤツタの與力同心へ金錢物品を贈つてはならぬといふ禁令が度々出て居ります。天明の末に松平越中守定信―白河樂翁公が老中になりまして大阪に遣つて來られた。その時は與力同心なり又は城附の役人なり不都合のあつた者はドシく免黜をした。彼の中井竹山が草茅危言を奉つたのも樂翁公の知遇に感じたからである。天明の末から寛政へかけては綱紀大に張るといつて宜しい時代です。それから天保年間水野越前守忠邦が幕政を執つた時にも、やかましい御觸が度々出て居りますが、之は嚴に過ぎて却てあまり宜い結果はなかつたやうです。この袋の中に中津町の借家人某が油町の借家人某と喧嘩をして相手を土瓶で打擲して傷をつけた時の一件書類がございます。甚だ詰らぬものですが―總て町會所で斯様な書類を所藏するには、當時の書附をそのまゝ囊に入れ、表題を書いて保存をして置くのです。この書類を見ますると中津町の方で負傷者の治療代

は勿論、兩檢使その他に差出した禮銀等を負擔して願下げにして貰つた。全體の費用が三步二朱と錢若干文ですが、内譯をいふと檢使の費用が一分二朱と五文かゝつた。一寸讀んで見ますと、

覺

- 一金壹歩 御檢使様御二人之御禮二朱宛
- 一銀四匁 同御供二人二匁づゝ
- 一壹貫七百九十文 御役人様御支度並下廻り人足支度代共
- 一六百八十文 紙墨代
- 一四百十文 らうそく油代
- 一百三十四文 わら草履代
- 一三百文 いろく買物
- 一六六文 隣町丁代并下役へ心付ケ
- 一二百五十文 人足ちん
- 〆金壹歩ニ又銀四匁 符號の四貫七十二文

右之通に御座候

とあります。何事があつても出役の面々にお禮をしなければならぬのであります。盗賊吟味役勤書、定町廻方勤書、御觸及口達、天明七年、寛政元年、關根一郷氏談話、東組同心三宅榮寛氏談話、役人鑑(安政四年)、中津町大和屋定七御召捕に相成候一件(弘化三年)

定町廻役や盜賊捕方だけでは中々盜賊を捕へることは出来ぬ。仍て手先と申す一種の階級の人物を用ひます。大阪では之を四箇所又略して四箇と申して居ります。四箇所と申しますのは彼等が鳶田○今宮村字東道大阪橋寸電光千日○難波新地三丁目竹林寺・天満○天満橋筋東天王寺・悲田院町の四箇所に一つの廓をなして住んで居たからで頭立つた者を長吏と申し四箇所に一人づゝ四人その下を小頭といつて一箇所に七八名、夫から若者が三十人乃至五十人居る。之が何日も與力や同心に付きまして市中を巡廻する手先であります。是等も中々威張つたやうでございます。又別に役木戸と申しまして道頓堀の芝居の番人をして居るものが一座に二人づゝ合計十二人あつて、同じく手先をして居つたのであります。服装は長吏方は小頭ばかり焦茶色の股引その他は白股引

役木戸は紺股引を穿いたさうです。長吏のことは是非調べて見たい。傳説には徳川氏に反對した諸侯の浪人が長吏になつたとありますが當にはなりません。長吏の配下に垣戸番カイトベといふのがあります。町内に吉凶の事例へば嫁入聲入又は宮參とか葬式とかあれば、多人數の乞食が群集して施物を迫る、與へな

天王寺		一 覺 節季 <small>ト</small> 鳥おひ 大黒まひ	右之通御祝儀儘に受納仕候	天満	千日
月日	四ヶ所				

ければ惡口雜言をする。それを追拂ふのが垣外番の役で、一名非人番と申します。多くは町々の木戸番を兼務致して居つた。長吏は毎年暮になりますと節氣候、大黒舞、鳥追と書いた書附を町々へ廻して金を集める。その書附は右のや

うに版木を四箇所に分けて持つて居て、毎年冬になると高原屋町今の西新瓦へ集まり、立會の上何百枚と紙數を改めて摺上げ、それを持つて町々に金を貰ひに遣り、また版木をわけて持歸つたといふことです。役木戸長吏小頭共名前書、攝關奇觀、大坂濫觴之作、某氏談話

七 惣會所 惣年寄 惣代 物書

以上町奉行・與力・同心等はいづれも官選—官選と申す言葉も可笑しいが、平たくいへば御上の役人です。之に相對して町人間にはどういふ取締法があつたかと調べて見ますと、先づ三郷には郷毎に惣會所といふものがございましてその郷の取締を致して居つた。天滿組では天滿七丁目、今の北區河内町に、北組では平野町三丁目、今の四丁目堺卯樓のところに、また南組では本町五丁目、今の四丁目にありましたが、南組の惣會所は享保の大火事で焼けて南農人町一丁目に移りました。惣會所は大抵五百坪ばかりで惣代と會所守とが住んでゐます。惣年寄は松平氏の時には元締衆といふ名でありました。いづれも當時に於て最も多く財産を所有し、又最も町人同志の中で人望のあつた人を選んで之に命

じたのであります。古くは二十二人居りましたが、元祿の末には十三人、それから一・二名の加除又は組替があつた。天明年間から六十年間ばかりは十三名であつたところ、天保十四年に井岡渡邊野里の三人が罷められて永瀬氏比田氏が二軒となり、御維新の時まで十二人でした。惣年寄の家の興廢については多くは不明で、或は嗣子幼弱といふ場合もありましたらうし、役義に落度があつて免黜せられたのもありませう。井岡渡邊野里の三人が罷められたのは頼母子講に關したることださうですが、委しくは解りません。野里は頗る好事家で梅園と號し、梅園奇賞と申す考古的の書物や本朝畫圖品目と申す繪卷物類の目錄などを出して居ります。惣年寄の中でも安井家の如きは最も盛なものであつたので、今日残つて居るのは右の安井氏と比田氏・永瀬氏・今井氏—今井氏は東京に居られますが—その位なものです。忠臣藏に出る天川屋儀兵衛、あれは北組惣年寄の天野屋利兵衛のこと、天川屋儀兵衛と名を替へてあるのだと論ずる人がありますが、成程天野屋の家は内平野町にあつて、元祖九郎兵衛以來惣年寄であつたことは確です。四代目を利兵衛直之といひ、元祿三年に惣年寄となり、七

年に九郎兵衛と改めた。併し天野屋が惣年寄を免ぜられたのは元祿八年五月で赤穂一件の數年前のことです。その證據は元祿八年の同町の卷一巻とは前年の十月からその年の九月まで自分の名前の上へ月々印形を押して町奉行所へ奉るもので後に委しく申しますが、其卷の寫を見ると天野屋九郎兵衛の名の上に四月は無印で遠慮被爲仰付候に付無印との脇書があり、五月の脇書には惣年寄役被召上他町に住家守炭屋源兵衛とあつて、五月以後の印は皆源兵衛の印です。されば頼春水の利兵衛傳に惣年寄役を免ぜられたのは赤穂義士のために武器を送つたことが露顯したからであると書いてあるのは間違だ。加之利兵衛が赤穂復讐の件に關係があるといふのも大に疑はしい。延寶七年刊行の難波雀によると利兵衛は岡山の松平伊豫守熊本細川越中守の藏元とある。赤穂の淺野侯へ出入のことは更に見えぬ。尤も延寶七年以後に淺野家へ出入をしたのだらうといへばそれまでだが、確な證據が出て來ない。元祿十年出版の難波丸藏屋敷の部に淺野内匠頭長矩の藏屋敷は大阪中島西信町にあつて、掛屋は今橋二丁目島屋八郎右衛門梶木町ちくさや十郎右衛門兩人と出て居る。

天野屋の名は絶えて見えぬ。春水は鹽屋伊兵衛の家に傳へた利兵衛の傳記に據つて書いたとある。併しその傳記はどれだけ信用を置けるものか危いものである。要するに春水の利兵衛傳に説いてある事實は頗る疑はしいのである。之は何とか正確な材料を得て研究したいものです。御承知の通り大阪は淨瑠璃の流行る土地でありますから、或事柄を作者が淨瑠璃に仕組むと、後にはその淨瑠璃にある事柄を全くの事實として、之に關係のある文書なり名所古蹟なりが出来る。一般の人は愈之を事實とするといふ風で、随分迷惑なことも、又時には抱腹絶倒するやうなこともあります。

年、役人鑑(慶應四年)、枕全太兵衛氏所藏書類、難波丸

初發言上候帳面寫、三郷惣年寄家筋書、難波雀、大阪袖鑑(享保六年)、大阪武鑑(天明三

惣年寄の位置は中々重要である。元祿四年西町奉行加藤大和守泰堅が三郷惣年寄に諭した言葉の中に三郷惣年寄儀大切の役人に思召候、然るに唯今迄は町人頭仕候者と斗思召候、外様者に罷成候、向後御公儀一味に思召候御與力衆を相續御役人と奉存、諸事御用等入念可相勤候とある位で、天和三年までは帯刀をして居つた者です。惣年寄は父子世襲で、その子は相應の年配に達すると父と

共に惣會所へ出勤する。これを見習といつて、丁年になると月番惣年寄を勤める。月番とは毎郷の惣年寄が順番にその月の事務を專管することです。惣年寄の職務は色々ありますが、之を箇條書にして見ると次の通りです。

- (一)三郷に發布せらるゝ御觸及び口達を町奉行から承け、町年寄を惣會所に召集して傳へること。
- (二)御用日に町奉行所に出頭し、或は町奉行の依頼に應じ、惣會所にて下調を爲し、上申すること。
- (三)新地の開發があつた時町割をすること。
- (四)堂島新地の地子銀、堀江の地代金、その他所々の運上銀を集めて上納すること。
- (五)町々年寄諸川船筆頭組頭三郷惣代、並に船惣代の任免に預ること。
- (六)兩替屋、船宿、船間屋、藥種屋、油屋、練綿屋、その他諸仲間の人別を調査すること。
- (七)大阪川内諸船所持の者及び堀江上荷船極印借受の者の元帳面を保管し、賣買ある毎に調査すること。

(八)三郷町中へ金銀米穀の貸附ある時は惣年寄より借用證文を出し、惣年寄は又町々より證文をとること。

(九)諸仲間にて年寄選定の際は總年寄にて調査上申の上許可を與へること。

(一〇)新版物出版の際は先づその稿本を取り、調査上申の上許可となること。

(一一)女名前願出のものは惣年寄調査上申の上許可となること。

(一二)出火の時に火消人足を指揮すること。

この外北組は毎年一名、南組天満組は隔年に一名づゝ惣年寄を江戸に遣し、年頭の御祝儀を述べ且つ獻上物をさせる。又惣年寄の中四人は絲割符惣年寄となり毎年一名宛長崎へ行かねばなりません。天満で今井中村兩惣年寄が質屋年寄を兼ねてゐるのは特例です。之は最初金銀融通のために惣年寄へ金を預けて質屋を営ませた餘風だといふことです。其處で惣年寄が町奉行の家老宛にさし出します誓詞には公儀の威光を假りて私の驕を爲ない、公事訴訟に就ては假令親子兄弟たりとも依怙最良を致すまい、町人へ無用の物入、不法の課役を懸けまい筋なき音物は斷じて請取らぬ、町年寄を極めるのはその町々人一統の願

に任せ、當方より指圖がましきことは一切爲まいと立派に明言してありますが、さて一箇々の惣年寄について見ると感嘆に堪へぬのも亦随分いかゞはしいのもある。文政三年天満組惣年寄兼質屋年寄の中村格太郎が配下の質仲間から銀十貫二百目を借用したり、天保七年に南組惣年寄の井岡佐五郎が自分の長屋が類焼したといつて、その新築費を南組町中から借用したことなどはどうしてもこの誓詞に背いてゐると外考へられぬ。さうかと思へば安井道卜の子九兵衛は貞享四年三月時の兩町奉行の諮問——堂島安治川新地の年貢役高の見積換言すれば如何に新地を處理して宜いかとの重大なる諮問に、一々鄭重な答辯を試み、此度見分の儀私に被仰付候段難有奉存候、不調法にて代銀少し積そこないは御座可有候、竊に見分仕候故問數にも重而御改の時分少は相違御座可有候得共、心底には御用の儀にて御座候故疎略に不奉存候、其邊神文仕差上申度程に奉存候と附言して居る。惣年寄は名譽職ですから給料を貰ふといふことはない。たゞ官から一役免除の特典を得ましたが、その後五役免除となりました。役とは家に對する税であります。それから上荷船三百艘、茶船二百艘合計五百

艘の許可を得、之を營業者に貸付けまして利益を收めますし、又べか車と申して車の輪及び簧子を全く板で製した荷物車の運上として、一輛につき半年に二朱とります。文政七年の調によると大阪のべか車の數は合計千六百七十八輛あつた。この外年始八朔歳暮には町々、年始八朔には諸仲間から祝儀銀を貰ひます。先づ大抵こんなものでした。三郷惣年寄由緒並勤書、同年中行事、同合書、大坂件助定帳、井岡佐五郎殿借屋類焼一件、安井健治氏談話

惣年寄の下に惣代と申す者があります。最初は北組に三人、南組天満組に各二人づゝ居りましたが、次第に人員を増し、北組に七人、南組に六人、天満組に四人となつた。天満は郷が小さいから總て規模が小さい。惣代は元來は町々の町代で、町代が順々に町奉行所へ出て郷内の用事をして、町奉行所では之を惣代というて居たところ、町々の用務も多いたるところから、町奉行所へ出るのは甚だ迷惑であるといふので、人を備うて出頭させた。然るに雇人が段々事務に熟達して來たところで、その雇人のみで用が足りるやうになり、之を町奉行所で惣代と呼ぶことになつた。されば惣代は郷中から扶持銀を受くる一箇の雇人に過ぎな

いのであるが、後には惣年寄と同じく親子引續いて奉職するといふやうになつて町々から貫つて居る扶持銀も、後には大威張で町代に持参させたり、或は先取などするやうになりました。彼等の誓詞に「町中より相定の合力の外當座の禮物取申間敷事」とあるのは大分の相違です。郷によつて多少の相違はありますが惣代一人の収入は大抵一年銀三貫目ばかり、それから年頭八割等の役徳が一貫目ばかり、都合四貫目内外の生活をしたのです。而して親子同時に勤める時には若干の合力銀を貰つた。惣代の下には之を補助する若者がある。惣代一人に若者一人といふ比例です。又物書といつて書類の認方に従事する人がある。北組南組は各三人、天満組は二人で、後には物書の外に更に筆工といふものも出來た。之は定雇と臨時雇とを併せて毎郷三人づゝある。また會所守は會所の書類を保護する役で、毎郷一人づゝ居る。物書以下の給料は二箇月を一季として一季に二百目づゝであつた。それから小使人足が北組南組に各二十一人、天満組に十七人あつて、これは當日使役の多寡に應じて賃銀を呉れました。

勤筆免思、初發言上候帳、面寫、天満郷南郷惣會所出銀、減少願、南組惣會所、節季勘定帳、文化十四年、南米屋町集銀帳、文政三年、御觸及口達、天明八年。

惣年寄人名表

書物 (天南北)	代手 (著+名) (天南北)	惣代 (天南北)	惣年寄 (天南北)	延寶七年 難波	元祿十六年 公私要覽	元文五年 大坂袖籠	文政三年 職役人	慶應四年 職役人
		三 四 五	五 七 一〇					
一 一 一	三 四 五	三 四 五	四 六 六					
二 二 二	四 六 七	四 六 七	四 五 五					
二 三 三	四 六 七	四 六 七	三 五 五					
二 三 三	四 六 七	四 六 七	三 五 五					

から之に應じて書上をする。それから今度は惣會所から高點者一同に出て來いといふ、それを人柄見と申します。人柄見で惣年寄が應答をして高點者中の或一人を町年寄と極める。極まると早速惣會所に宛て、町々の事務を依怙偏頗なく取扱ふといふ誓書を出すのであります。町年寄は一町一人が通例であるが、時としては二町兼帶の年寄も居る。その職務は、

(一)惣年寄より傳へられた觸書口達類を町中へ通達すること。
(二)訴訟事件は及ぶ限り和解を計り、諸願書は家主から會所へ出し、町年寄披見の上で奥印をすること。

(三)火災を未然に防ぎ、又出火の時には消防に盡力すること。

(四)水帳・繪圖・宗旨卷・人別帳・寺々印鑑帳・家質割印帳・圍米切手・御觸承知印形帳・入札帳・廻狀留帳・町中申合等を保管すること。

(五)橋上竝に濱先を掃除し、水道落口に塵芥を残さざるやう注意すること。

(六)家屋敷の讓渡・買受・代判・家守等に關する證文の案紙を檢閲すること。

といふやうに色々に分れますが、要するに町年寄に選ばれるのは一方から申せ

ば甚だ迷惑な始末であります。固より町人のことでございますから、銘々自分の職業を持つて居る。町々一切の事務を熱心に取捌かうとすれば、自ら職業が忽せになるといふ始末ですが、貰ひまする手當と申しては、官から一役を免除されるばかりで、別に町からは袴摺料ハカマズリレウとして大抵年頭八朔に銀二枚づゝと盆正月に祝儀三十目宛を貰ひます。袴摺料とは袴が摺れるから袴の損料といふ意味でございます。又町内に家屋敷の賣買・讓替・養子・元服・祝言などがあると、いづれも祝儀銀を貰ひます。併し是等の所得は到底本業を打捨てた損害を償ふに足らぬ。従つて本來町年寄の勤めとする事務を町代に任せる、之は給料を出して備ふ人であり、事務にも熟達して居るから甚だ都合がよい。其處で町代は段々に勢を得て家守を兼任する、年寄町人が自身で番所へ斷り出ねばならぬことを町代が取捌く。かうなると町人と町代との區別がつかぬ、誠に不都合であるといふので、樂翁公の時には嚴に之を禁ぜられました。南米屋町では町代扶持は一役につき一匁づゝ集めますが、これでは中々暮されぬ。そこで餘内銀とか紙子代とか再餘内銀とかいふ名で補助をする。伏見町では大抵二箇

月錢三十貫文内外の收入となつたといふ。月行司は町人二人づゝが順番に之に任ずるので、町年寄に事があればその代理をする。町年寄は一町に一人、町會所は一町に一箇所あるのが本式ですが、時には町年寄一人で二町を兼帶するやうに、町會所も二町連合して一箇所を置いたものもあつたさうです。南米屋町

件書類(文政九年、嘉永六年、町年寄役心得有増、御觸及口達(天明八年)、南米屋町町中式目帳(寛保元年)、舊伏見町町代早川久米七氏談話)

町代の下には下役がある。二箇月に錢二十貫文位の收入にて、申さば小使です。因て一名をあるきと申します。この外に夜番や木戸番といふのがある。夜番は時の太鼓を打つて町内を廻る役です。太鼓を打つのは初夜戌の四ッ亥のと眞夜中の三回ですが、大阪の習慣として初夜の太鼓を打つと雇人の仕事を御仕舞としなければならぬ。其所で亥の刻に初夜の太鼓を打ち、亥の下刻に四ッの太鼓を打つた。夜番の給料は一人一夜六七十文であつた。また町々の境に在る木戸は古く豊臣時代に見えて居りますが、盜賊失火の變に對して極めて有用であつて、通例亥の刻に閉めて翌朝卯の刻に開き、木戸の傍に小さな番屋を拵へて木戸番が見張をする。若し閉門後急用で通行をしたいといへば小門を開け

て通し、且つ拍子木を人数だけ打つて隣町へ合圖をする。故に木戸番を一名拍子木番といふ。その賃錢は夜番と同じです。下役夜番木戸番は別人が勤める所もあり、或は便宜上下役が夜番を兼ね、垣外番が木戸番を兼ねるやうなこともあります。又特別の場合には自身番を設ける。例へば將軍薨去といつたやうな時に、その時は町内の適宜の空屋を自身番小屋とし、晝間は町人一人借家人二人、夜は町人二人借家人四人で詰める。それから髮結に町抱マテガ、(毛)トキマテと床持との二種類があつて、町抱の方は年寄町代と同じやうに町中に家屋敷の賣買讓替、嫁入嫁取等があれば祝儀を受ける。床持の方は多くは橋詰時としては町中に床を持つて居る髮結で往來の人の髮を結び、町抱の方は臺箱を提げて町内の人の髮を結ぶ。臺箱は毎日町會所へ預けたさうです。只今も大阪市中をお歩きになりますと、大抵橋々の袂に多く散髮店があります。之は自ら床髮結の昔の姿を存して居る。床髮結は全體で以て二百軒餘ありましたが、毎日七人宛牢屋敷に勤めまして囚徒の取扱を致し、又橋々をべか、車の通るのを見張つて居つた。床髮結が牢屋番を勤務するのは伏見から傳へた制度で、最初は伏見の床髮結を教導方

として使用した。されば本來床髮結は自身半屋番に參る筈であるが後には人を雇うて代理をさせたさうです。以上で先づ郷に對する惣會所町に對する町會所の職制はザツとお話をしたのであります。ツイ申すのを忘れましたが町會所は大抵路次の中にあつて惣會所と同じく無役屋敷です。南米屋町中日式日帳(寛保元年)御觸及口達(天保十二年)床髮結仲問判形帳前書、半扶持方勘書、早川久米七氏談話

九 町人 借家人

此處に申上げねばならぬのは、町年寄の選舉といふ所に、私は町人と申す言葉を使つて居ります。町人と申しますのは家屋敷を持つて居りませんければ、決して町人とは申しません。大阪の市民は第一が町人であります。之は家屋敷を持つて居る。次は他人の爲に家を守つて居る家守及び女戸主が家屋敷を持つて居る場合の代判人を町人に準じます。それから次が借家人、借家人の中でも通筋に住んで居るのを表借家人、路次の中に住んで居るのを裏借家人といふ。一口にいへば町人準町人を引括めて町人と申し、何事に依らず權利を持つて居

たのです。されば町人と呼ぶ時は何町何屋何兵衛又は何町何屋何兵衛家守何屋何兵衛と申しますが、借家人と呼ぶ時は何町何屋何兵衛支配借屋何屋何兵衛といふ。公事訴訟を起すのにも町人なら訴狀に年寄の奥印だけで宜いが、借家人だと家主の奥印も必要であつた。借家人に關する凡百の事件は皆家主が責任を負ふ。家主と借家人との關係は大に今日と相違して居ります。なほ御觸の傳達方について兩者の關係を見ると、先づ一の御觸が町奉行所から出ますと、それを惣會所で受継ぎまして更に町會所に達する。町會所では右の御觸を書きまして町人家守に見せて、それを見たといふ印形を取る。其帳面を御觸承知印形帳と申します。而して借家人へは町人家守から夫々傳へさせるばかりです。時には借家人の承知印形を取つた事もありますが、普通は町人家守ばかり御觸を見る、借家人は一向權利がない。町年寄を選びますには町人に限る。その代り一切の税——を公役、一を町役と申しますが、それを負擔するのも町人だけで、借家人は無關係であります。されば借家人は義務もなければ責任もない負擔もなければ權利もないといふ始末で、これだけは一つ能く御記憶を願ひ

たいのであります。家屋敷を所持する、即ち一箇の町人となるのは市民の理想とすべきところである。家を持つより借家に居る方が算盤上利益だといつて、金銀を持ちながら借家に住ふのは以ての外の不埒であるといふ御觸が寛政五年二月に見えてゐます。家持借家宗目人別判形帳、御觸承知印、形帳、御觸及口達、文化十四年、寛政五年

一〇 帳切銀

一體大阪三郷に於て家屋土地に關する制度はどんな風であつたかと調べて見ますと、先づ家屋敷の賣買は賣主の獨斷に計らふことは決して出来ませぬ、必ず町年寄に相談を致します。今度斯々の人が自分の家屋敷を買ひたいといふが如何でせうと町年寄に相談をする。町年寄は買主の身分を質して彼の人なれば賣つても宜からうと許可を與へる、其處で始めて手附銀をとるのです。家を質に入れて銀子を借りますにも右同様の手續を要する。何故そのやうな手續を取るかといふと、これは身分の違ふ者即ち穢多が自分の富祐に任せて町々に這入つて來てくれば困る、又は前科者が町々に這入つて來ては困るといふ

のであつたのです。その外職業によつて謝絶する約束がある。南米屋町では宿屋・綿屋・薪炭屋・口入・材木・竹屋・蕨豆・麩屋・煮賣屋・居酒屋・鍛冶職方・諸稽古屋類へは家を賣ることは勿論、是等の職業の人々へ家質に入れてもならぬとの申合がある。炭屋・薪屋・材木屋の類は門先軒下へ荷物を積むから見苦しい、鍛冶屋は火を取扱ふから危険だ、宿屋・居酒屋・煮賣屋へは人出入が多いから何事が起るかも知れぬ、稽古屋の如きは風俗に害があるといふ趣意らしい。さて手附銀を取つてから愈家屋敷を譲る段になりますが、さうすると新規の買主は家屋敷の代價の二十分ノ一をその町に納めなければならぬのです。之を帳切銀と申します。帳切銀は始め町奉行所の収入でしたが、寛永上洛の時に地子銀免除と共に帳切銀も免除されて、その町の収入となつたのであります。帳切銀のことは徳川氏の時に起つたものではございませぬ。豊臣氏の時に既にあつたので、その證據はこゝに慶長十九年八月二十日の帳切銀請取證文がございしますが、當時は賣買代銀の四十分ノ一を取上げたので、その後増して二十分ノ一になつた。只今では歩一税フイチと申して居ります。家屋敷の賣買には第一に右の帳切銀を出し、それか

ら次は町年寄に祝儀を遣る、それから町代町代の家内夜番夜番の家内髮結といふ風にいづれも祝儀を贈ります。この外にも會所入銀とか顔見世銀とか、振舞料とか色々出銀がある。そこで帳切銀と會所入銀と顔見世銀とは買主の役數を除き残りの役數へ配當して銘々が貰ふ。振舞料は顔割即ち町人の數へ割付けて配當する。尤も振舞料は實際町人家守を招いて御馳走する代に出すので、是等の出銀は獨り家屋敷の賣買に止まりません。親子の間で家を譲りましても、或は養子を貰ふにも、元服をするにも、女名前になりました時にも、何でも事があればそれ／＼祝儀銀を納め御馳走をしなければならぬ。その金額は中容易ならぬ事でありますので、却て家屋土地の價が安くなる。折角買はうと思つても色々の出費があるために二の足を踏むやうになる、そんな事があつては大阪全體の衰微になるから、將來は無益の出銀を慎み、買主の心祝に差出す分は兎に角買主に迫つて出銀させるやうなことは決して相成らぬといふお觸が出て居りますが、依然として諸祝儀銀を出すことは止みません。此處に持參いたしましたのは寛保元年南米屋町の町中式目帳及び明和二年の追加で、何々の

場合には何人に幾許と細く銀額が定めてございます。家屋敷の賣買又は讓替の時のみならず、家を貸します時にも、矢張年寄に豫め届出をして許可を得なければなりません。帶刀者が借りることは殊に面倒であるが、普通の商人でも借家する時は必ず證人を立てる。不幸にして家主が證人を知らぬとか、或は證人に立つてくれる知己親戚を大阪に持つて居ないやうな者は、家請人（カウシ）に頼んで證人になつて貰ひ、漸く家を借受ける。家請人の制度は享保十七年正月に出来ましたもので、當初は三郷に五十三人の家請人があつた。龜井町即ち現今の東區平野町五丁目に家請會所を建て、表借屋の分は一年二百文から百文、裏借屋の分は八拾文を五回に分つて家請判賃として取り、若し借家人が家主から明渡を命ぜられても、立退を承知しない時は、この家請人が中間に立つて取捌き、借家人が老人又は病者でどうにもならぬ時には、天満の觀音寺屋敷に建てある引取小屋に引取りましたが、寶曆寛政の二回に判賃を減じ、家請人の數も減じて三十七人となつた。それからモウ一層下つた無宿者になると、長町の木賃宿、只今は日本橋と町名が變つて居りますが、この長町の木賃宿に住んで其處から町々に働き

に出る、荷物持とか駕籠舁とか多く勞働に従事する者ばかりです。(町中式目帳、町中式目帳、明和二年、町内申合、三郷家請人仲間判形帳前書、御觸及口達(寛政元年)、手鑑、難波丸網目)

諸祝儀出銀表

帳切銀	買入額廿分一	家屋敷買入	讀	家	養	子	家主元服名替	祝	言	代判家守
類見世銀	八六・〇	二一・五	二一・五	一・二九	六・〇	六・〇	三・〇	四・二		八・六
年寄祝儀	二一・五	六・〇	六・〇	四・三	三・〇	三・〇	四・二			
町代祝儀	八・六	金一步	金一步	三・〇	一・五	一・五	二・〇			
丁代家内祝儀	金二步	四・三	三・〇	三・〇	一・五	一・五	二・〇			
夜番家内祝儀	金一步	八・六	八・六	三・〇	一・五	一・五	二・〇			
夜番家内祝儀	金一步	八・六	八・六	三・〇	一・五	一・五	二・〇			
髮結祝儀	三・〇	二・〇	二・〇	二・〇	一・五	一・五	二・〇			
振舞料	一〇〇・〇	六〇・〇	六〇・〇	六〇・〇	六〇・〇	六〇・〇	一〇〇・〇			

本表は南米屋町寛保元年町中式目帳寛保二年明和二年追式目により、一役を標準として作れり。半役は一役とし、多役なれば増額あり。明和五年會所屋敷成り始めて會所入銀を徴す。同年以前會所入銀なし。

一一 水帳 宗旨人別帳 寺々五人組判形帳

家屋敷を買ひまして帳切銀なり祝儀銀なりを出すと始めて水帳を貼り替へて呉れるのであります。水帳は今日の土地臺帳でありまして、その町の何某は間口何間奥行何間の屋敷を有し、役は何軒役であるといふことを明記したもので、繪圖が添うてゐる。水帳を貼替へるところから帳切と申す言葉が出たので、大阪の水帳は古くは元和二年にあつた筈ですが、現存致して居りませぬ。元和から明暦元年、寛文二年、天和二年、元祿七年、享保十一年、寶曆三年、安永七年、寛政十年、文化十二年、文政八年、安政三年といふ風に段々徳川時代を通じて大略十回ばかりも水帳の改正があります。之が町會所に於きまして一番大事な帳面であります。この水帳は年寄月行司の連名で地方役與力に宛てゝある。一部は町奉行所へ、一部は惣會所へ、又一部は其町内へ保管して置いたもので、卷末には前々の改正の度毎の奥書が添へてあります。各戸の奥行が大抵二十間に極まつて居る點は大に注意すべきで、一町の幅は二十間の二倍四十間に兩者間の

空地若干間—下水道が通じて居る—を加へたものとなります。次に町會所に於て必要な帳面は、家持借家宗旨人別帳でございます。之は戸籍の基となるもので、宗旨手形を土臺にして作り、毎月々初に町人借家人を町會所に喚び寄せ、各自姓名の上へ印形を捺させたものです。宗旨手形は徳川氏が耶蘇教を嚴禁したことから起り、寺々から何某は拙寺の檀徒であると證明した書附です。されば宗旨人別帳には町人借家人、下男、下女を問はず一切町中の男女の姓名を記し、その人名の頭に何宗何寺といふ菩提寺の名を書いてあります。大阪で宗旨手形を出します寺々は、獨判と五人組との二つに分れ、五人組の寺々が銘々捺印するを必要とした者と、一箇寺だけで保證して宜い者とあります。町會所には諸宗寺々五人組判形帳と申す大きな帳面がありまして、宗旨手形に捺してある寺の判形と對照する、即ち此處に持て來ましたこの帳面で元祿八年に出來た者です。生魂の曼荼羅院の下には契沖といふ二字の黒印が捺してある。宗旨人別帳は古くは、宗旨改帳と申して居りますが、その時分は決して年々作つたものでないやうに思はれる。菊屋町の書類の中で一番古い宗旨改帳が寛永十六年

—島原亂の翌年で、次が萬治二年、寛文元年といふ風に飛んで居る。而してその帳面は一部を町奉行所に上り、一部を町會所に保存した。それが後に分れました。一方では精細なる宗旨人別帳を作つて町會所に備へ、一方ではその拔萃とも稱すべき卷（二五）を作つて年々町奉行所へ差出し、副本を卷控（二六）と稱して會所に保存したのでです。卷は町人準町人の戸主の姓名だけを記してあるので、人別帳のやうに家族の姓名の上に月々印を捺してゆく事は人別帳同様で、之を町奉行所へ差出す事を卷納（二七）と申します。人別帳も卷も年々十月に帳面を新にするので、十月は人名の下に、十一月から翌年九月までは人名の上に捺印し、何か戸籍上に異動があるとその月の捺印の横へ記入する、因て脇書と申す言葉があります。卷といふ字の起源は、古くは御覽の通りに本當の卷物であつたからで、これは、元祿十二年御池通五丁目の卷です。それが正徳年間に折本に改まりましたが、矢張卷と稱して居つて、北組町々は十月朔日と二日と津村別院で、南組町々は三日と四日と難波別院で、また天滿組町々は同じく五日に天滿別院で、寺社方與力へ差出し、それが濟むと町々いづれも年寄町代、夜番、髮結へ祝儀銀を送つた。また町會

所には御觸承知印形帳・家質證文帳・町中式目・町内申合公役町役集銀帳・惣會所節季勘定帳など、色々な帳簿が御座いますが、既に前に述べましたのもあり、後から述べねばならぬのもありますから、此處には名稱だけに止めます。順慶町四丁目

水帳(安政三年)・菊屋町宗旨改帳(寛永十六年)・御池通五丁目卷控(元祿十二年)・町中式目帳

卷納は町々にとつては花々しい一つの儀式で、その順序は宗旨組合頭町で抽籤をして極める。宗旨組合といふのは大抵四五町を一組とし、船場島内のやうな區劃の判然した町では、東西に通ずる一筋を一宗旨組合とし、東端の町を頭町とした。頭町の職務は卷納順序の抽籤の外に、諸通達諸札物をその組合町々に傳へるのであつて、天明年間幾箇の宗旨組合を合して通達組合を作つたが、宗旨組合は依然として存して居りました。されば大阪の町々は三郷に三大別をせられ、更にその中に於て宗旨組合・通達組合・火消組合等、それ／＼の目的に向つて數町乃至數十町が團結を致して居りましたものです。通達組合・火消組合については後に更に一言致しませう。又一町の中には住民同志の取締のために五人組といふものがありました。昔は五人組でなく十人組であつて、十人を一組

として互に非違を檢察した。それは豊臣時代に見える。五人組といひ十人組といひ、必ず五人十人と極まつた譯ではなく、或は六人を一組としたり、九人を一組としたりする。町人は町人借家人は借家人で組別け事があれば一組の連帶責任とした。元祿以前の御觸の末文には、本令に違背するものは本人は勿論五人組同罪云々の文句がよく見えて居ます。初發言上候帳面寫、通達町申合一件、南米屋町家持借家人五人組之帳(寛文七年)

一二 公役

最後に一應町人の負擔を申上げて置きたい。之は極めて緊要の問題ですが、細く申上げますには、一々古帳面をひつくり反しまして數字を讀上げなければならぬ。それは甚だ煩はしいことであり、極く大體だけに止めて置きます。大阪で町人の負擔致します金額を分けると、町役と公役との二つになります。公役といふのは町奉行所及び惣會所に關係を致します費用、町役といふのは一町限りの費用であります。大阪の町人として納めるのが公役、某町の町人として納めるのが町役である。公役を分けると(一)御用人足賃(二)支配打

銀(三)火消方人足賃(四)江戸年頭献上物進上物代並惣年寄惣代道中逗留諸入用の四つとなります。

(二)御用人足賃 これは町奉行所及び惣會所で使役する諸種の人足賃その細目を申しますると東西御役所宛附人足賃御普請方定式請切爲人足賃繼飛脚扶持銀惣會所小使人足賃定式宿繼早人足賃鐘撞扶持銀並に火之見番人足賃まだ外にもあります。元文元年南組の町々から一體ではありませぬ南組二百五十二町中百五十四町から惣會所の收支に不正の點があるといつて町奉行所へ向け大訴訟を起したことがあります。それによると當時三郷役數約二萬役に對し一年一役銀三十匁の人足賃を課した。一日に一貫六百五十匁に當る。人足一人一日一匁五分とすれば一日千百十五人の人足を使ふことゝなる。不法の上ないといひます。町奉行所で人足を使はうとする時は月番の惣會所にその旨を通じ月番惣會所から直に指定の人足を出し、さうして二ヶ月目の末に三郷から月番惣會所へ集まり、その節季中の人足賃を計算し、金額の七分の一を天満組、殘餘の九分ノ四を南組、九分ノ五を北組の負擔額と定めます。之を三郷七

分一の割といふ。さうして毎郷では其人足賃を無役屋敷を除き役數に割當てゝ徴收する。惣代部屋諸入用御用宿餘内銀釣鐘屋敷普請等の出銀は純粹に御用人足賃といへませぬが便宜上之に屬して居る。併し是等は七分一の法によらず全く三郷役高に應じて割付けます。御用宿とは幕吏が公用で來阪した節惣會所町會所又時としては民家を徵發して宿泊すること、その時の支度一切は三郷から賄ふ規則です。南組惣會所節季勘定帳、南米屋町集銀帳、比田氏諸留、天満郷南郷惣會所出銀、減少願控、御觸及口達(寶曆十年)

(二)支配打銀 この方は即ち惣會所の諸費用で、五節句暑寒に町奉行以下への禮銀、物書會所守筆工の給料、骨折料、惣代物書又は筆工の見習に對する心付筆墨、薪炭、油蠟燭、小買物代、天王寺專念寺、建國寺への香奠、その他諸寺社への初穂料、祈禱料等で、御用人足賃と同じく定式臨時の二通に別れます。人足賃は役に割當てるし、支配打銀は石に割當てる、仍て役掛石掛と稱へて居ります。役といひ石といひ兩方ながら課税の標準で、役は家に屬きましたもの、石は土地に屬きましたものです。古くは一軒を一役と定めたが、家には自然分合がある。若し一役の家が二つに分れます。さうすると兩方の家を合して舊の役數になる、詰り二

軒で一役になる。又他所の家を買集めまして一軒の家にしなすと、前の家に持つて居りました役が今度持ちました家の役に加はるのであります。併し明暦の水帳奥書に「廣き間口の者切候て賣申候もの又は子供に分候て遣候分は、家數に罷成、役茂多罷成候或は狭き間口のもの買添何軒も一軒に仕候分者、家數不足仕候得共、役數の分は一軒に成候ても何軒役と仕少もへらし不申候とあるから古くは家を分ける時は家數と同時に役數を増したものと見える。そこで三郷の全體で以て役數幾許と定め、之に應じて役掛出銀を割付けたのであります。例へば一役の家で銀十匁を納めるとすると、二役の家は二十匁納めるといふ風になる。役高は家の分合設廢により段々に相違があり、時代によつて一様でない。正徳年間に一萬九千四百五十三役八分五厘五毛、天明七年に二萬一千五百七役四分五厘八毛七弗、まづ二萬役と見てよろしい。之に無役といふのがあります。惣年寄惣會所、町會所は申すに及ばず、傾城町五町堂、島安治川新地二十町、地下町宮之前町、傳馬町九之助町、關町、鍛冶屋町一丁目二丁目三丁目、十人兩替十人材木屋廻船年寄質屋年寄銅座役所、俵物役所、廻船會所、質屋會所その他で合計

千九百役餘が無役である。釣鐘屋敷も尼崎町一丁目即ち今橋四丁目北側の學問所―中井鷲庵の開いた懷徳書院も無役屋敷です。無役になつた原因も色々で、或は特別の公役を奉じるため、貧民救助に功があつたため、官業又は市政に關係あるがため、或は地子銀を上納する爲といふやうな始末です。それから石のことは先刻地子銀免除の際に申上げました。石掛銀は無役屋敷をも打込にいたし、すべて石高を土臺にして徴收すべき筈ですが、一旦石高を標準にして町々へ賦課された以上、その町々では無役屋敷の分を除き、役掛銀と合併して、役に割附けて取りましたものです。南組惣會所、節季勘定帳、南米屋町、集銀帳、比田氏諸留、役掛石掛名目覺書、順慶町、四丁目、水帳

(三)火消方人足賃 大阪の消防制度は元祿十年に大に定まつたもので、先づ全市を上町北船場、南船場、西船場、天滿の五大區劃に分ち、更に三十町内外を標準として區を數箇の番組に分つた。上町は東横堀川以東、西船場は西横堀川以西で、その中間北久寶寺町以北が北船場、以南が南船場であります。堀江が出来てから番組の數は上町西船場が各五つ、南船場北船場が各四つ、天滿が三つ、合計二十一番組となり、番組の中の町々が雨波井川瀧の五印に分れ、出火の際は一區内に

番組が三つある所は一番手から三番手まで、四つある所は一番手から四番手までといふ風に人足を出し、その番手々々の人足が平等に五印から出るので、各印の人足を指揮するのが印頭町の町代で、その上に火消年番町代が居る。之は番手毎に一町づゝ極まつてゐる。それから三郷惣年寄もやはり五印に分れ、銘々印の纏を押立て、消防を指揮する。月番の町奉行も現場へ出馬するといふ譯です。或區内で火事があれば其區の一番手二番手の人足で消留める。三番手以下は容易に出場せぬ。殊に他の區の人足が來るといふことは餘程の大火でなければない。印頭町といひ、火消年番町といひ、年々交代するもので、殊に番手は火事のあつた度毎に代る、これを番切ばんぎと申します。さうでないといふ番手に當つたものと三番手以下に當つたものとの難易の權衡が取れぬからです。元祿には每番手の人足が四百五十人づゝあつたのを、寶曆二年には二百人に減じ、また寛政二年には一番手二番手各二百人を折半し、一半を定雇の火消人足、一半を水手人足、三番手以下を悉く水手人足と致しましたが、五大區二十一番組の制度は依然として存して居つた。然るに、文化文政の頃、何年とは判然申

されませんが、一に大改革があつた。假令火災は何區に起つても三郷協力して消防に従事することとなり、北組惣年寄は瀧印、南組惣年寄は井印、川印、天満組惣年寄は波印に専屬し、毎印一番手から三番手まであつて、毎番手に爲人足が二十人宛あつたところ、幕末には三番手がなくなり、毎番手の人足が三十六人となつた。人足賃は寛政以來同様で、火事があつて駆付けると先づ一匁二分くれる。さうして火事場での働時間が二時の間は四匁、二時以上は一匁、一時に一匁増纏人足も右同様、それから團扇人足といつて大きな團扇で火焔を扇ぎかへす人足が三郷全體で五十人、水弾みづたま人足といつて只今の言葉で申しますと、唧筒が三郷に五挺あつて一挺に十二人合計六十人ありましたが、是等の賃銀は餘り細目に涉りますから略して置きませう。火事に關する經費は郷毎に火消年番町が計算致しまして、毎節季にその郷の役高にあてゝとります。此所に一つ見通し難いことは、役人村火消人足といふので、之は穢多村の人足で、普通の火事には火掛を致しませんが、段々大火になつて如何やうにもならないといふ場合に、火事場改役から町奉行へ伺の上、消防を命ずる、さうすると死物狂になつて働く、随分功能

のあつたもので、大鹽平八郎の如きは夙に之に注目し、一旦大阪に事があつたらこの人足を用ひ、功に應じて穢多の身分を免除し平民に取立てると申渡したら、極めて烈しい働をするだらうと申したさうです。役人村人足は火消に従事する手當として享保以來辻合軒下に小便桶を出し、小便を貰つて居つた。甚だ穢いお話ですが實際だから致方がございませぬ。御觸及口達(元禄十年、寛政二年)、三形帳、永瀬氏覺書、南組惣會所節季勘定帳(文政七年)、安井健治氏談話

(四)江戸年頭献上物進上物代並惣年寄惣代道中逗留諸入用 恐しい長い名でありますが、讀んで字の如く毎年正月將軍御臺所西丸御部屋老中若年寄寺社奉行・大目付勘定奉行・町奉行へ献上する緋縮緬白紗綾の代銀と、之を持參する惣年寄惣代の旅費で、献上物進上物の代銀は七分ノ一を天満組、七分ノ二を南組、七分ノ四を北組で負擔する。江戸へ拜禮に行く惣年寄は北組から毎年一名、南組天満組から隔年一名で費用はその惣年寄取締の郷中で支辨する法で、郷では之に献上物進上物代の割前を加へ石高にかけて町々へ割當て、町々では實際は役高に應じて取立てました。大坂三郷町中御取立承傳記、南組惣會所節季勘定帳、南米屋町集銀帳

以上四種いづれも公役である。三郷公役の合計は古いところは全く解りません。毎年正月十一日に出る御觸に、惣年寄は惣會所金銀の出納を明白ならしめよとありますが、その出納の順序は慶安元年の御觸に公役決算の時は町々から算盤及び文字に達した者を集め、一町毎に出銀及び拂方を明白に記し、その計算を承知したといふ印形を町々から取れ、又町年寄が公役町役を市中に賦課する時は、用途及び金額を記した請取書を出し、公役銀を惣會所へ納めたなら惣年寄からその請取書を取つて町中へ示せとあるので略見當がつかます。ところが元文元年南組百五十四町の訴状で見ると、少しも此法令に準據して居ない。毎年十一月朔日に宗旨組合から年寄一人づゝを總會所へ召喚して勘定表を讀聞かせ承知の印を取る。けれども讀聞かせるのは勘定の大體ばかりで細目は少しも分らぬ。さうしてそれが済むと勘定祝と號して大宴會を開く。之には豫め郷中の十町乃至二十町へ茶番町を命じ、酒食は勿論一切の器具を新調して出させるのだから、茶番町を命ぜられた町は中々苦しい。人足賃銀や諸買物一件の帳簿を預るのは物書であるから勝手に付掛をする。惣代は郷の雇人であ

る身分を忘れ、町々から扶持銀を持參させ、甚しきは扶持銀の先取をするといふ亂脈至極の始末で、公役は往年に比し約三十割の増加であつたといふ。南組町が月番町設立を出願して、猛然と惣會所に反抗したのも決して無理でない。尤もこの時は南組町々の外天満組全體からも訴狀を上り、又北組は無關係であつたやうですが、この分は残念ながら委しくは解りません。天満組は七月に南組は九月に訴狀を出し、前者は翌年二月から、後者は三月から月番町を惣會所に出勤せしむることになりました。この訴訟中又は訴訟後惣會所との複雑なる交渉事件は暫くお預と致しまして、月番町そのものについて一言説明を試みませう。南組百五十四町を五組に分け、各組から一箇月三町づゝ月番町となり都合十五町から一町につき町代一名、月行司一名を惣會所へ出勤せしめる。晝は三町夜は二町といふ定であるから、一町で十日間勤めることになりす。月行司町代は勿論手辨當で、彼等が惣會所に於ける職務は命に應じて御用人足を差出し、それを帳面につける。諸買物は品質價格を吟味し、これまた帳面につける。物書筆工小使には出勤届をさせる、かうして無益の費用を省き、節季にはこの帳

面を基礎として勘定し、惣年寄の検査を受け、月番町から差紙を出して經費を集め、月番町設立の出願に加はらなかつた九十八町は舊の如く惣年寄の差紙で集め、支拂は惣年寄月番町立會の上でしました。月番町の制度は何時まで續いたか、一郷内で集銀の方法が二つに分れては統一を闕く。月番町を勤める町も勤めぬ町も負擔は同一で、仕事は苦樂大差ありといふ譯ですから、或は不平が起つて、案外早く破れたか、或はこの制を南郷全體に及ぼして永く續いたか、何分確とした史料が御座いません。南組惣會所諸拂勘定詰書に寛政十一年正月、月番町の内正月詰番十五町年寄を惣會所へ招いて、寛政二年から同九年に至るまでの勘定過不足を示したとある。この月番町は名稱に於ても町數に於ても元文の月番町に似てゐるが、仕事は大に違ふ。元文の月番町は惣會所の經費を計算検査する。寛政の月番町は惣年寄から單に帳簿を示され、唯々として之に捺印をしたのである。又之を天明元年に出來た通達組合の月番町とすれば、仕事の方は能く合ふが、南郷では宗旨組合六十一組を合して通達組合十九組を作つたといふれば、その月番町は十九町あらねばならぬ。十五町では町數が合はない。い

づれにしても今一層研究を要する次第です。御觸及口達(慶安元年、承應二年)天滿
郷南郷惣會所出銀減少願控、南郷惣
會所諸拂勘定詰書、通
達町御定に付仕法

天明三・四・五年の三郷公役は一年平均銀七百七十八貫八十一匁一分七厘九毛八弗とある。數字で示された公役額でこれより古いものはない。それを六年七月に五百六十八貫五百八匁餘に減じ、更に寛政二年に四百三十五貫目に減じたのは樂翁公儉約令の結果でありませう。併し臨時の公用があつたり、又町によつては滞納するので中々引足らぬ。南組だけでも寛政二年から九年までに不足額合計十四貫八百二十七匁一分四厘五毛となりました。そこで假拂なり臨時打銀なり適宜の方法によつて不足額を補つて参りましたから、寛政の定額は名あつてその實なく、文政元年又もや每郷に勘定月番町と吟味町とを設けて惣會所の會計を掌ることに致しましたが、それにも拘らず天保十一年には三郷公役合計七百十二貫目となつたので、弘化元年町奉行所與力同心の出役諸入用御用人足等を半減とし、惣會所町會所の入費も之に準じて減少するやうにとの命令がありました。御觸及口達(天明六年、寛政二年、弘化元年、南郷惣會
所諸拂勘定詰書(文政五年、南郷惣會所節季勘定帳

一三 川浚冥加金

公役には入りませんが、公役と同性質で特に著しいのは川浚冥加金と申すものであります。地圖で御覽の通り大阪は川が生命ですから、川浚といふ事には非常に注意をしたものでございます。川浚は大川浚―大川といふのは淀川、それから内川浚、即ち淀川から分れました川々の浚、それから兩河口―安治河口、木津川口の浚と三通に分れてゐます。川浚費の出所は段々沿革がありますが、安永元年には三通になつて居る。第一が家質差配所の冥加金九百十兩銀に換算して五十四貫六百目、第二が十川築地代銀貸附利銀八十貫五百九十六匁八分、第三が堀江上荷船船床銀六十四貫二百目、その内二貫目は船床銀取集料に引けますから正味六十二貫二百目、三口べて百九十七貫三百九十六匁八分を一年の費用として居つた。堀江上荷船の船床銀と申すのは元祿十一年堀江新地發展の爲に上荷船五百艘を許可したに對する冥加銀で、十川築地代銀と申すのは明和四年に曾根崎川、京町堀川、立賣堀川、阿波堀川、東横堀川、海部堀川、薩摩堀川、中、島上、

鼻江戸堀川下、鼻江、子島下、鼻等それ〴〵へ新に築地をした。その築地の賣拂代銀を貸附けて年々に收める利銀といふ意味です。さて家質差配所と申すのは明和四年十二月江戸の町人清右衛門、大阪周防町津國屋小右衛門、住吉屋町紙屋利兵衛の三人が一年に冥加金九千九百五十兩を差出して許可を得たもので、三郷及び近在の百姓に至るまで家屋敷や諸株を質に入れます時は、必ずその證文に差配所の奥印を経なければならぬ、今日の所謂登録でございます。さうして奥印を経る時には、銀一貫目に付、貸主から四匁借主から六匁併せて十匁の奥印料を差配所に納めさせ、家質は六箇月毎に諸株の質は一年毎に證書を書きかへねばならぬものとした。町人が自分の家屋敷や株を質に入れるのはヨクヨクのことである、いづれも祕密の中に取計ひたい、差配所の奥印を請けては、財産の内容を打明けるやうなもので如何にも苦しいどうか止めて呉れるやうにと再三歎願したが、聞入れられなかつた。すると市民は憤懣に堪へませんので遂に暴動を起しまして、紙屋津國屋を始めとし家質差配所に關係ある人々の家に亂入して、皆打潰して仕舞ひました。之は明和五年正月二十二日から二十四日

へかけての事でありまして、當時の騒動は此處に一部の小説梅花香二王門日となつて残つて居るのであります。紙屋利兵衛が梅花香と申す油を賣つて居つたからです。併し五月になつて町奉行から説諭もあり、その歳の暮から實施となりました。この差配所の益金の一部を川凌に費したのです。一つは市民の不平を慰撫するためであつたでせう。その後安永二年になつて金額を増加して四千九百兩とし、之で一切川凌の經費を支辨し、十川築地代銀貸附利銀と堀江上荷船床銀とは城内金藏へ納める事にしたのですが、差配所奥印の件は如何にも市民の承知を得難い、寧ろ差配所を廢止し、差配所から納めて居つた冥加金一年九千九百五十兩を川凌冥加金といふ名目で徵收した方が宜からうといふことになり、安永四年以後一年三回二月五月十月に分納させ、右金額の中から依然として四千九百兩を川凌費に使ひました。川凌冥加金の割方は三郷賣券高三十萬五千二百八十七貫五百匁で冥加金總額を除くと一貫目につき一匁九分五厘六毛となる。之を毎町の賣券高に應じてその町の負擔額を定め、その町にては表間口の間數に割當て、町人から集めた、これを間口割といふ。この賣券

高の中には永世不動なる無役屋敷は除外し、その他の無役屋敷と傾城町五町をも含んでゐます。それ故惣會所から冥加金の支拂を命ずる時は移動ある無役屋敷の分も加算してあるが、實際はその分を町中の他町人一統で負擔するものもあり、又永世不動の無役の分でありながら他町人と同様にその町の冥加金額を負擔するものもあり、區々として定まらぬため、寛政八年無役屋敷は總て之を除いて町々の冥加金額を定める事にしました。松平石見守初入に付差出候覺書、享保四年、五年、攝陽奇觀、南米屋町集帳、已來御取計替候覺書、御觸及口達、明和帳(文政三年)、川渡冥加金割方改帳

一四 町役

町役と申すのは一町内の費用で之は案外に額が多い。公役の三倍四倍時には五倍になつて居るやうであります。町役には定式臨時の二通があつて、費目の種類を區別すると(一)諸寺社への初穂料(二)町奉行以下町奉行所吏員、惣年寄以下惣會所吏員へ對する禮銀心付(三)惣代扶持銀(四)町年寄以下町會所吏員へ對する禮銀給料心付(五)組合諸入費(六)諸帳簿薪炭油其他諸雜費(七)水道浚賃(八)橋梁改

架修繕掃除費等で、町内に出火や變死人や行倒や棄子があつた時、勸進相撲や能狂言があつた時の費用は皆臨時の町役です。町役の賦課法に役割、顔割、坪割、間口割の四種がある。一年二回町年寄へ出す祝儀銀―袴摺料とは違ふ―は顔割、即ち町人の頭數へ割當るし、下水道浚賃は坪割、橋梁に關する諸經費は間口割で取集める。無役屋敷は勿論坪割にでも間口割にでも省きます。その他は總て役割である。町會所では一年を六節季に分け、節季毎に公役町役の費目金額を掲げ、町人毎一人の負擔額を明記し、月行司の連名で節季末までに集銀をするのが規則です。從來大阪には棄子が多かつた。安政から文久へかけて大阪町奉行であつた久須美佐渡守祐雋が著はした「浪華の風」によると、棄子の多いことは必ずしも淫風の盛なるのみに歸することは出来ぬ。「穢多村のものども其の子を平人になさしめん爲に竊に謀りて棄てるものもあり。心得あるべき事なり」とあります。町會所には棄子番と書いた提燈が必ずかゝつて居たさうです。

文政三年南米屋町集帳(文政三年)、諸祝儀式目並年中勘定仕法立、浪華の風

臨時の町役の中で、橋々の改築修理に關する費用の負擔は大に研究を要する